

令和4年第2回定例会

# 大江町議会会議録

令和4年 6月7日 開会  
令和4年 6月10日 閉会

大江町議会



## 令和4年第2回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議案の審議・上程	17
○報第1号の上程、説明、質疑	18
○報第2号の上程、説明、質疑	19
○請願第1号の審査委員会付託	19
○議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議第37号の上程	32
○提案理由の説明	32
○一般質問	33
櫻井和彦君	33

土 田 勵 一 君	4 9
結 城 岩太郎 君	5 5
○散会の宣告	6 5

第 2 号 (6月8日)

○議事日程	6 7
○本日の会議に付した事件	6 7
○出席議員	6 8
○欠席議員	6 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8
○本会議に職務のため出席した者	6 8
○開議の宣告	6 9
○議事日程の報告	6 9
○一般質問	6 9
伊 藤 慎一郎 君	6 9
関 野 幸 一 君	8 4
藤 野 広 美 君	9 7
橋 本 彩 子 君	1 0 6
毛 利 登志浩 君	1 1 7
○散会の宣告	1 3 1

第 3 号 (6月9日)

○議事日程	1 3 3
○本日の会議に付した事件	1 3 3
○出席議員	1 3 4
○欠席議員	1 3 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 4
○本会議に職務のため出席した者	1 3 4
○開議の宣告	1 3 5
○議事日程の報告	1 3 5

○一般質問	1 3 5
菊地邦弘君	1 3 5
宇津江雅人君	1 4 8
○散会の宣告	1 6 0

#### 第 4 号 (6月10日)

○議事日程	1 6 1
○本日の会議に付した事件	1 6 1
○出席議員	1 6 2
○欠席議員	1 6 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 2
○本会議に職務のため出席した者	1 6 2
○開議の宣告	1 6 3
○議事日程の報告	1 6 3
○議第37号の説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○請願第1号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決	1 8 1
○日程の追加	1 8 2
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
○閉会の宣告	1 8 4
○署名議員	1 8 5



大江町告示第28号

令和4年第2回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月2日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和4年6月7日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

## 令和4年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年6月7日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報第 1号 水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願
- 日程第 8 議第34号 大江町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 9 議第35号 令和4年度大江町健康温泉館石風呂改築等工事請負契約の締結について
- 日程第10 議第36号 財産の取得について
- 日程第11 議第37号 令和4年度大江町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 一般質問(3名)
  - 4番 櫻井和彦
    - 大江中学校における不登校児の状況について
    - 大江町における障害者の雇用状況について
  - 10番 土田勸一
    - 「ヤマガタダイカイギユウ」(ぷくちゃん)の展示場所と方法について
  - 9番 結城岩太郎
    - 雪対策について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

今議会におきましても、新型コロナウイルス感染症対応として、全員マスク等着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを、それから、議場内での写真撮影を許可いたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回大江町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

1番 橋本彩子さん

10番 土田勵一君

を指名します。

---

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議に基づき、本日から10日までの4日間にした  
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日までの4日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告です。

初めに、私から2点について報告いたします。

1点目については、5月30日に東京国際フォーラムで開催されました、令和4年度町村議  
会議長・副議長研修会の件であります。

この研修会には、私と宇津江副議長で参加してきました。

研修内容は、町村議会のあるべき姿、それから町村議会議員報酬について、そして地方議  
会とハラスメントの3つの内容について研修してきたところであります。

2点目は、6月2日に河北町で開催されました、山形県町村議会議長会臨時総会の件につ  
いて、報告申し上げます。

総会では、令和3年度の決算も全会一致で承認されたほか、各地方町村議会議長会から県  
に提出される12項目の要望事項も、全会一致で決定されました。

村山地方町村議会議長会からは、村山地方における国道・県道等道路網の整備促進につい  
てと、子育て家庭への経済的な負担軽減策の拡充について、提出しております。

以上が私からの報告になります。

次に、西村山広域行政事務組合議会第1回定例会の件につきまして、報告を求めます。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） おはようございます。

私のほうから、西村山広域行政事務組合議会第1回定例会について報告いたします。

令和4年西村山広域行政事務組合議会第1回定例会が3月24日、寒河江市議会議場で開催されました。

令和3年度西村山広域事務組合一般会計補正や、寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算、令和4年度一般会計予算など、13議案が提出され審議の結果、原案のとおり可決されました。

令和4年度一般会計は、3年度当初比6,383万円増の15億8,720万円です。

主な歳出は、朝日分署庁舎改修工事請負費など4,693万円、消防ポンプ自動車をはじめとした備品購入費に6,022万円です。

以上、報告を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告です。

町長及び教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

私のほうからは、7件の行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種についてのご報告であります。

大江町における3回目の追加接種の進捗の状況につきましては、6月4日現在で、12歳以上の対象者全体の終了者は6,174人、接種率で88.3%となっており、追加接種はおおむね完了したものと考えております。また、5歳から11歳までの児童の2回目接種につきましては、同日現在で、終了者は195人、接種率で59.5%となっており、現時点では7月中旬頃におおむね完了を予定しているところであります。

次に、4回目接種につきましては、このたび、厚生労働省による自治体向け説明会が開催され、接種の詳細が示されましたので、その内容をご報告いたします。

初めに、4回目接種の対象者についてであります。オミクロン株の感染が収束しない中で、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や現時点まで得られている4回目接種の有効性、安全性、これらに関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえて、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防を第一の目的として、60歳以上の方並びに18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方及び重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。

次に、接種間隔につきましては、3回目の追加接種から少なくとも5か月以上を空けることが原則であり、使用するワクチンにつきましては、ファイザー社またはモデルナ社製のメッセンジャーRNAワクチンとされております。

なお、全ての接種対象者に対して、接種勧奨の規定が適用されます。努力義務の規定につきましては、当面は60歳以上の方に適用し、基礎疾患を有する方などについては、今後最新の科学的知見を踏まえて、改めて議論することとされております。

今回の厚生労働省の説明を受けて、現在、担当課においては、4回目接種に向けた準備を進めており、現時点では、高齢者施設の入所者については6月下旬より、一般の60歳以上の方及び基礎疾患を有する方などについては7月上旬より、白田医院による集団接種と大江町あかざクリニックによる個別接種を計画しております。

また、今月中には60歳以上の方には接種券と接種日時等が記載された接種整理券、併せて18歳以上60歳未満の3回目接種終了者全員に接種券を配付予定としており、基礎疾患を有する方々などについては、事前にコールセンターへの電話予約またはウェブでの予約を行っていきたいと考えております。

なお、4回目接種に係る関係予算を今回の一般会計補正予算に計上しているところであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内を含め全国的に感染者数は減少傾向にありますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

町といたしましては、今後も町民の皆様が迅速に4回目の接種を完了できるよう体制を整えてまいりますので、町民の皆様からのご協力と議員の皆様からのご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、令和5年度の採用に向けて実施する今年度の大江町職員採用試験について、ご報告いたします。

今年度の町職員採用試験の1次試験を9月18日の日曜日に実施する予定であります。

募集する職種につきましては、上級職及び初級職の一般行政職と保健師に加え、介護支援

専門員を募集いたします。

令和4年度末の定年退職予定者は、保健師の1名となっておりますが、4年後に6名、5年後に5名の多数の定年退職予定者がいる年度が控えていることや、これからの高齢者福祉において、一層重要度を増してくる地域包括支援センターの機能強化などを踏まえ、中長期的な視野に立って、退職者数を上回る人数を確保したいと考えております。

受験資格につきましては、受験者数が少ないことなどが予測されることから、全ての職種において住所要件を課さないことといたします。

なお、年齢、資格要件につきましては、上級の一般行政職は、大学卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が22歳以上30歳未満とし、初級の一般行政職は高校卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が18歳以上30歳未満としたところであります。

また、保健師に関しましては、保健師の資格を有する方、または取得見込みの方で、年度末の年齢が30歳未満とし、介護支援専門員については、介護支援専門員の資格を有する方で、年度末の年齢が40歳未満としているところであります。

採用予定人数は、一般行政職の上級、初級を合わせて若干名、保健師と介護支援専門員はそれぞれ1名を採用する予定であります。

近日中に試験案内を町のホームページに掲載するとともに、6月23日発送のお知らせ版にも募集に関する記事を掲載し、周知を図ってまいりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

次に、令和5年度西村山地方開発重要事業要望事項についてであります。

西村山の1市4町で組織する西村山地方総合開発推進委員会及び西村山地方議長協議会では、国の予算編成時期に合わせて、県に対して管内における重要事業の要望活動を行っており、今年度については、8月下旬に県への要望を行うこととしております。

令和5年度の重要事業要望事項につきましては、各市町での要望事項を限定し、政策的な要望と各部局への要望に分けて要望することになっており、大江町では、政策的な要望として、「日本百名山“朝日連峰”の登山口等の備拡充」や「市町村道の冬期間交通の確保に対する支援」、「広域連携を見据えた道の駅おおえの再整備」など5項目、各部局への要望といたしまして、「最上川治水対策の早期実現」や「主要地方道大江西川線及び地方道の整備促進」、「県立左沢高等学校の教育環境の充実・整備」など6項目の合わせて11項目の要望事項を提出しております。

なお、各市町からの要望事項については、西村山地方総合開発委員会で取りまとめること

なることから、他市町が提出した要望事項と本町が関係している項目がある場合には、各市町間で調整することになりますので、あらかじめご了承願いたいと存じます。

詳細につきましては、お手元に資料1として配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、株式会社大江町産業振興公社の決算報告並びに事業計画についてご報告申し上げます。

資料2を参照ください。

先般、株式会社大江町産業振興公社の第27期営業年度決算報告並びに第28期経営計画が、産業振興公社代表取締役社長より本職宛てに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、本定例会に係る書類を提出したものであります。

第27期営業年度の決算につきましては、5月24日同公社の監査を経て、26日の取締役会並びに株主総会において承認されたものであります。

1ページのほうをお開きください。

公社からの報告によりますと、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による利用制限等の実施により、施設利用者はコロナ禍前に戻らず、燃料高による光熱費の増高もあり、経営環境は、引き続き厳しい状態となっているものの、国・県・町からの支援で対応しているとのことであります。

2ページ中段をご覧ください。

公社で管理している施設全体の年間の利用者数については、令和3年4月から廃止していただきます柏陵荘を除いての比較となりますが、前年約1万8,000人増の約37万人となり、売上高は、約1億7,900万円で、前年比約1億9,000万円、12.1%の増、温泉施設では約36万人、対前年度比で約2万2,000人、6.7%増となりました。いずれも前年度よりは改善しておりますが、前々年度と比較した場合には、記載のとおり、いずれも減少、減額となっており、コロナ禍前の水準には戻っていない状況となっております。

8ページをお開きください。

今期の損益計算は、当期純利益として、最終行に記載しているとおり、約2,921万円の黒字となりました。これは、営業外収益雑収入として収入している町からの4,800万円の財政支援があったことによるものであり、この支援がなければ約1,878万円の損失となっております。

10ページをお開きください。

剰余金処分につきましては、前期繰越欠損金3,361万7,927円から、当期利益剰余金2,921万362円を差し引き、当期末処分損益金は440万7,565円となっており、これを次期繰越欠損金としております。

次に、第28期の事業計画についてであります。

12ページをお開きください。

下段からの重点実施事項にもありますように、コロナ禍での安心・安全な温泉施設の提供に努め、今期においても心からのもてなしで顧客の満足度の向上を図るとともに、一施設一企画で、新規の顧客の獲得に努めるほか、町産品のPRを積極的に展開し、販売拡大を目指すとしております。

これにより、13ページの経営指標にありますように、全施設の売上目標額を1億9,535万円、来館者目標を40万8,500人、利益目標を76万円としております。

新型コロナウイルス感染の収束が見えない中、公社経営も引き続き厳しい状況が予想されますが、健全経営となるよう引き続き、指導してまいる所存でありますので、今後とも、公社施設の利用拡大にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、社会福祉法人峻嶺会の決算報告並びに事業計画について報告いたします。

先般、社会福祉法人峻嶺会の令和3年度の決算報告書並びに令和4年度の事業計画が、峻嶺会理事長より本職宛てに提出されましたので、本定例会においてご報告させていただくのであります。

令和3年度は、にじいろ保育園として統合後4年目の年であり、引き続き3年間、社会福祉法人峻嶺会を指定管理者とし、園児102名を迎えて、全職員が園児の安心・安全な園内活動を第一に掲げて、保育環境の充実に努めながら運営に当たっていただいているところであります。

いまだに新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染防止の観点から様々な面に影響が表れ、多くの園活動や行事が制限されたところではありましたが、創意工夫することにより、少しでも子どもたちの思い出に残る内容になるよう努めてきたところです。

また、施設内の消毒等感染防止にも万全を尽くしながら、保護者には、家庭における感染防止の協力をお願いするとともに、職員自らも日常的な心がけを徹底したことにより、おおむね保育業務を維持継続できたとの報告を受けているところであります。

保育所運営につきましては、町内唯一の町立保育園として、子どもたちの健やかな成長を願う保護者や地域住民の期待に応えられるよう、職員間の協調性を高めながら、特に、家庭

や地域との信頼関係構築に重点を置いた保育所運営に努めてきたとのことであります。

また、園の保育方針に基づく重点的な取組としましては、昨年度に引き続き、広大で恵まれた施設の特長を生かした保育、さらには山里交流館やまさあーべでの園外保育に加え、A L Tを活用した、「英語で遊ぼう」の開催など、特色ある保育活動に取り組んできたとのことであります。

次に、法人運営に係る決算についてご報告いたします。

なお、決算額については1,000円未満を四捨五入し、1,000円単位で述べさせていただきます。

資料3の2ページ、にじいろ保育園拠点区分資金収支計算書の決算の欄をご覧ください。

初めに、事業活動による収支の収入の主なものとしては、上から3段目の補助金事業収入（公費）377万9,000円は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担とされていた副食費に対する町からの補助金及び令和4年2月分から適用された保育士等处遇改善に係る臨時特例交付金であり、5段目の受託事業収入（一般）の12万4,000円は、延長保育に係る保護者負担金であります。また、4段目の受託事業収入（公費）の9,000万円は、町からの指定管理料となっております。

次に、支出の主なものとしては、支出欄の上段の職員給与等の人件費支出が6,293万3,000円で費用全体の73.1%を占めております。

3ページをご覧ください。

下から3段目の当期資金収支差額合計は827万1,000円となり、翌年度繰越額としての当期末支払資金残高は2,841万3,000円となりました。

なお、当期末支払資金残高が予算と比較して268万5,000円の増となっておりますが、要因としては、前年度決算額と比較いたしますと、職員1名の退職や職員複数名の産前産後休暇及び育児休業取得による人件費支出の減額に加え、児童数の減少により給食や保育材料費等の事業費支出が減額になったことなどが挙げられるとのことであります。

なお、翌年度への繰越額の主な使途については、将来の不測の事態に備えるなど、保育所運営に有効に活用するため、預金に積み立てていく考えであるとのことであります。

次に、8ページのにじいろ保育園拠点区分貸借対照表をご覧ください。

右側下段の純資産は、企業会計における自己資本に該当するものであり、純資産のうち資本金2,050万円は、平成29年度に町から支出した法人基本財産等出捐金のうち、法人事務費を除いた基本財産1,000万円と運転資金1,050万円の合計額となります。

最後に、令和4年度の事業計画についてご説明いたしますので、資料の10ページをお開きください。

令和4年度においては、1の保育理念にもあるとおり、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基盤を培う重要な時期であります。保護者や地域社会の協力の下、保育園と家庭が車の両輪となって、豊かな人間性を持った子どもの育成に努めるとともに、職員においては、共に生きる「共生」を保育活動の根底に置き、子どもや保護者の声に耳を傾け、心を寄せ合える職場環境を目指すとともに、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策に重点を置きながら、安全な保育運営に努めていく計画であります。

なお、冒頭にも申し上げましたとおり、令和3年度から3年間、引き続き社会福祉法人峻嶺会を指定管理者として指定したところであります。今後も円滑な保育園運営業務と一層の保育活動の充実に努めるよう、引き続き指導してまいる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会100周年記念大会についての報告であります。資料の4をご覧ください。

先般、5月25日に実行委員会が開催され、今年度の事業計画が決定となりましたので、その内容についてご報告いたします。

資料1ページをご覧ください。

大会のテーマを、永久に消えず残るという意味の「百世不磨」とし、新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で、観客を入れて実施することといたしました。

イベント内容は、花火大会50日目の6月26日日曜日にカウントダウンの花火の打ち上げをスタートとし、8月15日までの間、様々なイベントを企画しております。

新規事業としましては、熱気球搭乗体験、ヘリコプター遊覧、旧最上橋イルミネーション、町民全世帯がつくる灯籠などを予定し、花火は20号玉を、例年2発のところを3発として打ち上げたいと考えております。記念グッズや記念酒、大江錦の発売、宣伝PRの強化、JR左沢線のラッピング列車の運行、仙台駅から左沢駅までの直通列車運行による旅行ツアーの実施など、関連事業も様々展開する予定としております。

6ページをご覧ください。

予算総額であります3,770万円とし、例年よりも1.7倍の予算で行いますが、景気低迷、物価高の経済情勢の中で、寄附を頂けるかどうか課題であり、多方面からのご支援をこれからお願いしていくこととしております。

観光は、地域に経済的効果を与えるとともに、まちの誇りにもつながります。

また、まちづくりの成長戦略の一つでもあり、地方創生の切り札とも言えるものであることから、この灯ろう流し花火大会100周年記念大会を町民とともに行うことにより、観光を通したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、5月26日開催予定の正調最上川舟唄大会は中止とし、舟唄マラソン大会はコースを減らして実施することとしておりますので、併せてご報告いたします。

最後に、神通峡内の月布川における天然ダムに係る対応について報告申し上げます。

5月10日の臨時議会で行政報告をさせていただきましたが、その後、山形森林管理署などとの調整を行ってまいりましたので、その内容についての報告をさせていただきます。

東北森林管理局及び山形森林管理署で現地を確認していただき、その対応について5月11日に町へ説明をいただきました。

現状としては、月布川をせき止めている岩石や土砂が、今すぐに崩壊する可能性は低いとのことであり、下流側に砂防堰堤が2か所ありますので、直ちに対応が必要だというような状況ではないとの判断でございました。町と森林管理署が連携し、定期的な巡回による変化の確認を行っていくというふうなことにしております。

しかしながら、大雨等の増水によるリスクも少なからずあることから、森林管理署において、土石流の発生を感知するワイヤセンサーを設置することとしており、近日中に設置をしたいとの連絡を受けております。

ワイヤセンサーを天然ダムの下流、滝前の駐車場近くのつり橋付近であります。そこに設置し、そこを土石流が通過するとワイヤが切れ、センサーが感知し、あらかじめ設定した連絡先に自動的にメール等で通報される仕組みとなっております。

通報先としては、東北森林管理局、山形森林管理署、県の治山担当、砂防担当及び大江町となっております。

町では、総務課、建設課を中心に現地確認や関係区への連絡、消防団の配置、防災行政無線での避難の呼びかけなどの対応を進めることとしております。

また、遊歩道である古寺神通峡線の町道の状況であります。全線の確認ができましたので、その状況をお話ししたいと思います。

5月11日に、古寺方面から遊歩道を下ったところ、遊歩道の入り口から約200メートル先で、倒木や土砂崩落、残雪があり、それ以上、下流のほうに進むことができず、確認できませんでした。

5月18日に、改めて、滝前から上流へと確認を行ったところ、1.3キロ先の天然ダムの箇所のほか、約3キロ先で路肩崩落が確認されました。

上流部だけでも観光客を通せないかと考えておりましたが、復旧工事をしなければ安全確保ができないことから、今年度においては全面的に通行止めの措置を取らざるを得ない状況ではないかと考えているところであります。

今後とも、山形森林管理署や県の指導を受けながら対応してまいりますので、皆様からのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、私からの行政報告となります。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、犬飼教育長をお願いします。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

私のほうから、2件行政報告をさせていただきます。

最初は、町の指定文化財の新規の指定ということでございます。

このたび、新たな指定文化財として追加いたしました。

資料5をご覧ください。

本町の指定、選定文化財につきましては、現在、国指定史跡である「左沢楯山城跡」、また国選定の重要な文化的景観である「最上川の流通・往来及び町場の景観」という2件の国指定・選定文化財をはじめ、3件の山形県指定文化財、7件の町指定文化財が指定・登録されているところであります。

このうち、町指定文化財につきましては、天然記念物、「矢引沢の大スギ」の指定が、平成3年であり、30年にわたりそれに続く指定がなかったことから、新たな文化財を発掘すべく、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産の調査に力を注いでまいったところであります。

その結果、町内に存在する貴重な財産十数点の中から、専門的な立場の方から、助言・指導の下、令和2年度において、十八才甲1番地、清野家に保管されている古文書「最上家親充行状」及び1984年（昭和59年）に橋上遺跡から発掘された「橋上遺跡出土 大珠」が、新たな指定文化財としてふさわしいとの結論に至りました。

これを受けて、町教育委員会では、教育委員会議に諮り、この2つの財産が新たな町指定文化財としての価値を持つかどうか報告してもらうために、町文化財保護委員会に諮問したところであります。

その後、諮問を受けた文化財保護委員会では、この2点について、改めて、専門的な知識を持つ委員を中心に、歴史的な価値、保存状態、材質など、慎重に調査を深めた結果、最上

家親充行状については、最上家親が十八才の清野七良に対して発給したもので、屋敷の所有者としての権利やそこから得られる利益を認めるという内容が記された文書であり、寒河江領主の最上家親から大江氏由来の土豪であった清野七良に渡して、両者間の主従関係を強めようとしたことがうかがえるという貴重な文書であります。

また、大珠については、縄文時代中期から後期といますから、今から四、五千年前につくられた、ひすい製の大珠で、ひすいの原産地である新潟県糸魚川市から富山県朝日町までの海岸線にある地域でつくられて、大江町の橋上にもたらされたものであり、全国の拠点となる集落遺跡でも、1遺跡当たり1点程度しか発掘されていない縄文時代の貴重品であり、学術的に価値の高いものであると判定されております。

この大珠は、宗教的な意味合いを持つ装飾品というようなことで穴が空いておりますので、首などにかけて、装飾品として使ったものだろうというふうに推測されております。

町文化財保護委員会では、令和4年5月18日に委員会を開催し、この2点についての調査結果を大江町教育委員会に報告することとし、5月30日に開催された教育委員会議において、文化財保護委員長から答申書が提出されたところであります。

町教育委員会では、この答申書により協議した結果、大江町指定文化財として新規に指定するにふさわしい文化財であると判断し、このたび、新たに町指定の有形文化財として「最上家親充行状」及び「橋上遺跡出土 大珠」を令和4年5月30日付で指定いたしましたので、ご報告させていただきます。

次に、町民プールの使用料の減免ということでございます。

町総合体育施設内の町民プールにつきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は一般開放ができませんでしたが、昨年度より更衣室の利用人数制限を設けるなどの感染予防対策を万全にしながら、利用再開したところであります。

一方、学校プールにつきましては、国及び県からの通達により、令和2年度はプール利用を見送りましたが、昨年度は町民プール同様、感染予防対策を万全にしながら、6月上旬にプール開きをし、夏休みを挟んで8月下旬の校内水泳記録会まで使用いたしました。

夏休みには、各学校若干の差はあるものの、学校プールの開放期間を設け、約1週間程度ではありますが、校内記録会に向けて練習を重ねたり、友達と楽しく遊んだりしております。

しかしながら、プール開放に係る新型コロナウイルス対策に要する業務量が増大するとともに、少子化による学級減のため教職員の数が減少しており、管理監視業務に当たる職員の人数を確保する困難さ、また国で推し進めている働き方改革による業務の見直しなどから、

今年度は両小学校とも学校プールの夏休み期間の開放を取りやめることといたしました。

これにより、子どもたちが夏休み期間に無料でプールを利用できる機会がなくなってしまうことから、教育委員会といたしましては、多くの子どもたちから夏の間にはプール遊びを楽しんでもらったり、泳力の向上や体力の増進のために、今年度、町民プールの使用料を減免無料として開放することといたしました。

今回の措置は新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時的なものとして捉え、使用料を規定している「大江町社会体育施設の設置、管理及び使用に関する条例」を改正するのではなく、「大江町社会体育施設の管理及び使用に関する規則」の中の第5条使用料の減免、第3項その他教育委員会が認めたときに該当させることとし、実施するものであります。

具体的には、「中学生または15歳未満の者1回50円」と規定されている内容を、今回の措置により、「町内の幼稚園、保育園、小・中学校に在籍する者または町内在住の者を無料」として取り扱うこととしています。

これにより、町内小・中学校の児童・生徒は、全員無料で町民プールを利用できることになるものであります。

また、これまで7月中旬からお盆までの約1か月間を一般開放としていた期間を、今年度は、より多くの子どもたちが、より多く利用できるよう「教育長が必要と認めるときは使用期間を変更できる」と規定されている同規則第5条により、町民プールの開設期間を学校の夏休み期間と合わせて7月23日から8月21日とする予定でありますので、ご報告いたします。

なお、町民プールでは今年度も、一度にプールを利用できる人数を90人としたり、更衣室の利用を10人までとしたりと、コロナウイルス対策を万全にするとともに、小学校低学年の子どもでも利用しやすくするために、プールの水深を浅くするプールフロアを設置したり、専用の区画を設けたりして、子どもたちが楽しく安全に利用できる工夫をしながら進めてまいりますので、議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎議案の審議・上程

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

---

#### ◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、報第1号 水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第1号 水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告いたします。

本件につきましては、令和3年度大江町水道事業会計予算に係る資本的収支のうち、建設改良費について翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告させていただくものであります。

事業内容につきましては、上水道監視装置設置工事及び荻野地内水管橋更新工事に係るものです。

なお、金額及び財源につきましては、別紙、令和3年度大江町水道事業会計予算繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 報第1号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで報告を終わります。

---

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第2号 繰越明許費繰越計算書について、ご報告いたします。

本件は、令和4年度第1回大江町議会臨時会でご可決いただいた令和3年度一般会計補正予算第10号のほか、令和4年第1回定例会でご可決いただいた令和3年度一般会計補正予算第12号及び令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算第3号の繰越明許費に係る支出予算のうち、翌年度に繰り越した実際の予算額につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

主な内容についてであります。一般会計の非課税世帯等臨時特別給付金事業をはじめ、町道藤田堂屋敷線の道路改良事業費やスクールバス購入事業、令和2年7月豪雨等による道路橋梁災害復旧事業などがありますが、コロナ禍による半導体不足等の影響により資材の調達が困難だったことや、物件移転に時間を要したことなどにより、年度内の事業完了が困難となったものであります。

また、公共下水道事業特別会計は、浄化センターの屋根補修工事費となっており、予想を超える豪雪により作業に遅れが生じたため、年度内の事業完了が困難となったものであります。

なお、繰越事業名及び繰越額、財源内訳につきましては、別紙、令和3年度大江町繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、報告いたします。

○議長（菊地勝秀君） 報第2号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで報告は終わります。

---

◎請願第1号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願の説明を行います。

農林水産省は、昨年12月、突如に水田活用交付金の見直し方針を決定しました。

米の転作助成の柱となっている水田活用の直接支払交付金をめぐり、農林水産省が今後5年間に1度も米を作付しない農地を対象から外すとしていることに対し、東北の産地で不満や戸惑いが広がっております。従来は、用水路やあぜがあれば復田の可能性があると認められ、支給対象になっていたが、2027年度以降はこうした農地も畑作が定着したとみなされ、対象外となる見通しであります。

交付を受けるには、多少無理をしてでも転作地での輪作サイクルに水稻を組み込まざるを得ない。国が掲げる需要に応じた米生産とは、明らかに矛盾する。農地は、主食用米の大幅な需要減少に対応し、これまで以上に転作を強化しているさなかであります。生産者には、受け入れ難い方針転換である。

農水省によりますと、今回の5年ルール導入は、地域の水田を区画化し、年ごとに転作する区画を変えるブロックローテーションを促すのが狙いだという。

だが、生産現場は思惑どおりに進むとは考えていない。畑は排水、水田は保水を基本とした土づくりが必要で、土壌の構造が全く異なるからだ。5年サイクルで、畑地化と復田を繰り返しては、野菜も水稻も満足に育たない圃場になりかねません。ネギなど、水に弱い作物を育てていた農地に、再び水を張ることがいかに難しいか、農家はみんな知っていることであります。

この突然の見直しは、現場の農家にとっては寝耳に水であり、今後の営農や地域の農業基盤維持に支障を来しかねません。見直し方針が決定されて以降、数多くの農家から重大な懸念を持つ声が寄せられております。ついては、生産現場への大きな困難や営業断念が生じないよう、適切かつ慎重な対応を行うため、請願をいたします。

よろしくご採択くださいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願については、こ

れを所管の産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願につきましては、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

#### ◎議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第34号 大江町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第34号 大江町教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

これまで、2期6年間にわたり、ご活躍いただいた犬飼藤男教育長が7月31日をもって任期満了となるため、後任の教育長を任命する必要があることから、議会の同意を求めるものであります。

犬飼藤男教育長は、教育委員を経た後、平成28年8月1日より教育長に就任し、以後、教育に対する深い造詣と温かい人柄で、本町教育行政に新風を吹き込んでいただきました。

令和2年度には、「自己実現と共生をめざす 心豊かなひとづくり」を理念とした大江町

教育プラン（第3次教育振興計画）を策定するなど、本町に自然な形で共生が息づく教育に尽力いただきました。

このたび、任期満了を迎えるに当たり、後任に道を譲りたいとの意思表示がありましたので、後任について検討を進めてきたところであります。

ご提案申し上げます清野均氏は、昭和36年3月15日生まれで、大江町大字十八才に在住されております。

山形大学理学部を卒業後、教員として山形市立第三中学校、陵南中学校で教鞭を執り、その後、学校教育だけでなく、西村山教育事務所や山形県教育庁においては社会教育主事、生涯学習主査などとして活躍されました。

平成21年度からは大江町教育委員会学校教育主幹として尽力をいただき、行政の側から学校教育を支える立場として手腕を発揮されました。

平成24年に高畠町立亀岡小学校校長を2年間務めた後、村山教育事務所社会教育課長を経て、平成29年から4年間大江中学校校長として、本町学校教育に邁進されました。

現在は、大江町社会教育委員長だけでなく、村山地区社会教育推進協議会副会長を務めるなど、退職後も町内外の教育行政振興発展のために尽力されております。これまでの豊富な経験を生かしていただき、本町教育行政のためにお力を発揮していただきたいと思っております。

以上のことから、清野均氏を新たな教育長として適任であると認め、任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めため提案するものであります。

なお、任期は、本年8月1日から3年間となります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第34号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第34号 大江町教育委員会教育長の任命について、この採決は、議会運営委員会の協議に基づき、無記名投票で行います。

準備のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（菊地勝秀君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

大江町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、菊地邦弘君、3番、藤野広美さんを指名します。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（菊地勝秀君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。

投票用紙の四角形で囲んでいる欄に、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、大江町議会会議規則第84条の規定によりまして、白票は反対票とみなします。

それでは、投票箱を点検します。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（菊地勝秀君） 大丈夫ですか。

異状ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

局長お願いします。

(事務局長、議席順に点呼。投票)

○議長(菊地勝秀君) 投票漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。2番、菊地邦弘君、3番、藤野広美さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(菊地勝秀君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

したがって、議第34号 大江町教育委員会教育長の任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

---

### ◎議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第9、議第35号 令和4年度大江町健康温泉館石風呂改築等工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) 議第35号 令和4年度大江町健康温泉館石風呂改築等工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本工事については、去る5月24日に指名競争入札による入札を執行した結果、山形県西村山郡河北町谷地甲1083番地、升川建設株式会社、代表取締役社長、升川修が落札しました。消費税を含む2億8,248万円で請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を要することから提案するものであります。

なお、工期は来年3月24日としております。

詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 議第35号の詳細について、ご説明申し上げます。

現在の健康温泉館石風呂は、平成7年度にオープンし、建築から27年が経過しており、建屋全体の老朽化や年々維持管理経費が増大していることから、健康増進施設としての機能強化を図り、魅力度を高め、アフターコロナを見据えた新たな利用者の獲得のため、リニューアルするものであります。

本年3月末に実施設計業務を完了し、5月24日に本工事に係る指名競争入札を行った結果、升川建設株式会社代表取締役社長、升川修が消費税を含む2億8,248万円で落札し、5月26日に仮契約を締結しております。

資料6をご参照願います。

主な工事の内容は、既存の石風呂浴室棟を脱衣室と空調機械室として改修し、その西側に新たな浴室棟を建築いたします。

また、新たな浴室棟には露天風呂を設置するほか、トロンサウナも設置するなど、利用する方々にとって、魅力ある施設として改修するものであります。

工期については、来年3月24日を完成期限としておりますが、工事期間中は安全対策を講じ、既存浴室を活用しながら運用してまいりますので、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第35号の質疑を行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 業者についてでなく質問させていただきたいんですけども、この建物は景観形成委員会というものに諮ることの予定というのはなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） この案件は、景観形成委員会ですよね、景観形成委員会には諮ってはございません。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 公共の建物に関して、道の駅おおえは、今、景観形成委員会に諮られているようですが、建物60平米以上というものに対して、公共の建物について、景観形成委員会を通るという予定は、なぜないのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） ちょっと勉強不足で分からない点があるんですけども、今回については新築ではなくて、増改築というような案件ですので、既存建物と建物については調和は取れているようにということで、景観にはもう……。ちょっと分からない。そうですね、ご質問ですけども、ちょっとお時間いただいて調べさせていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 実は、ここに資料を私持ってきているんですけども、景観委員会の行為の中ということで、新築、増築改築移転というふうな対象になっていますので、ぜひご検討をお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 5月24日に入札をして2億8,248万円というふうな契約を升川建設と結ぶというふうな案件でございますけれども、この入札には何社が入って、2億8,200万円というのは、予定価格は知らせることはできないと思うんですけども、大体何%、どのくらいの請負率になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 指名については、7社をさせていただきました。

落札率については、99.2%ということになっております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第35号 令和4年度大江町健康温泉館石風呂改築等工事請負契約の締結について、これ

を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第36号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第36号 財産の取得についてご説明申し上げます。

このたび、取得しようとする財産は、1.0メートル級除雪ロータリー1台で、5月17日の指名競争入札の結果、山形市大字十文字1128番地の1、昭和建機株式会社、代表取締役社長、石川清が落札し、消費税を含む1,196万8,000円で購入しようとするものであります。

納入期限につきましては、令和4年12月23日としており、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決を要することから提案するものであります。

詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第36号について、担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第36号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

資料7をご覧ください。

このたび、取得する財産としては、図面に示す1.0メートル級の除雪ロータリー1台で、1人乗りの除雪機械でございます。

これまで使用してまいりました除雪機械は、平成17年度に購入した1.0メートル級の機械でございます。購入から既に16年が経過し、稼働時間も2,800時間を超えております。

国庫補助である社会資本整備総合交付金の更新の要望基準であります14年経過というものをクリアしておりまして、老朽化が進んでいるというようなことから、3分の2の補助を受けまして更新するものでございます。

機械の大きさとしては、歩道を中心に除雪を行うことから、狭隘な箇所が多い集落内歩道にも対応できるように、現在まで使用していた機械と同様に1.0メートル級の大きさを選定したものでございます。

5月17日に指名業者2社により入札会を行った結果、昭和建機株式会社が1,196万8,000円で落札いたしました。

なお、納入期限につきましては、本年12月23日としております。これについては当該除雪機械、こちらについては受注生産というようなものでございます。納入に7か月程度期間を要するというようなことから、設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第36号の質疑を行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 新しく更新ということで、中古の場合は、今まで使ったロータリーはどのような処分をするか、教えていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） これまで使っていたものについては、払下げというような形を取るのか、その機械、鉄というような価値もございますので、その分ちょっとこれから見積りを取って、適正な価格ということを探ろうとしていますけれども、そういった金額で売払いというようなことも基本として考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 分かりましたけれども、考え方としては処分するのか、それとも中古の引取価格が間に合わなかったら、また残すという考えもあるのか、ちょっとその辺お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 基本的には、国庫補助を活用しての更新というようなこととなりますので、町としての所有というのは、なかなか難しいのかなということで、新たな物を買うということで、もともと使っていた物については、処分なり、業者のほうで欲しいというところがあれば払下げといった方法も含めて、ちょっと検討していきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、伊藤議員のほうからもお話ありましたが、どのような活用をするのかということで、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、今年の冬なんか結構豪雪で除雪の行き渡らない地域とか歩道もあったと思います。その中で、機械を新しくするということが大変うれしいことだとは思っておりますけれども、機械を新しく導入して、そのまま除雪の体制の台数が変わらないのであれば、除雪のいわゆる時間とか掃く時間とか、そういうものというのは以前と変わらないのではないかと考えておりますので、この機械を、新しい機械、あと古い機械を有効に活用しながら、新たな除雪のシフトを組むなりして、町民の方に迷惑にならないような除雪体制をきっちりとすべきだと思っておりますけれども、今の話ですと、払下げか鉄くずにしてしまうというような話になっているんですけれども、その辺のところを、もう少し詳しく聞かせてください。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） これまで使っていた小形除雪ロータリーについては、11路線、5.1キロ程度除雪を行ってまいりました。油圧系、あとブレーキ系の故障がちょっと出てきておまして、故障による除雪の遅れというのも見受けられたと、修理をしながら対応はしていたわけなんですけれども、そういった部分も含めて、ちょっと遅くなってきているのかなというような状況です。

ちょっと今後については、こちらについても除雪協力会のご意見もいただきながらというようなことで、判断していきたいと思いますが、払い下げて、このロータリーを活用したいというところがあれば、除雪を分散してというようなことも考えられるのかなと考えておりますので、広い中で検討していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、除雪組合というかの話も出ましたが、機械はせっかくあるのですから、直営のほうで持つなり、そういうようなことを考えながら、やはり11路線、5.1キロ、これを早朝のうちに除雪をすると、なかなか大変だと思っております。

当然、課長のほうも、なかなか厳しいとは思っているのでありますから、その路線を1つでなくて、2つで割ればそれなりに早い、そういう除雪ができると思いますので、その辺のところを新しい機械を買うのであれば、しっかりと計画をして、今年の冬はきれいに歩道など掃いていただきたいと思っておりますので、直営なんかで持っていれば一応、一番いいのではないかとと思うので、確かに修繕とか、かかるとは思いますが、そうはいってられ

ないのがやっぱり雪国の現状でありますから、しっかりとその辺のところを検討していただきたいと思っておりますけれども、直営で持つことなども可能か、ちょっとお聞きさせてもらいたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） さきの質問にもちょっとお答えしておりますが、このたび、国庫補助というようなことで、3分の2の補助を受けて更新というような形でいます。

その中で、ちょっと制限がありまして、あくまで、元の機械を払下げをすとか、処分とかする代わりに、新しい機械を購入しますというような条件がありますので、町として持つというのはなかなか難しいのかなといった中で、直営という部分についても、そういった2台体制といいますか、これまでの機械を持つということがちょっと不可能かなというふうな部分もございますので、業者さんのほうで、除雪協力会さんのほうで、そういった払下げを受けて対応したいというようなことがあれば、前向きに検討はできるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 町で持てないというのは分かりました。ただ一点、この機械を、例えば払い下げるにして、除雪協力会という話があったんですけども、除雪協力会じゃなくても払下げの対象になるということでもよろしいわけですね、本来は。除雪協力会にだけ払下げになるというのは、少しおかしいことと思っておりますので、町の事業所で、例えばこの機械を使って除雪をしたいとか、除雪に入りたいということも可能であるということの理解でよろしいでしょうか。必ず除雪組合ということはないと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 現段階で、除雪協力会さんのほうにも、具体的な話これからということで考えておりますが、当然、除雪の作業に当たるといった場合には、除雪協力会のほうに入会していただくというようなことが基本になろうかなと思っておりますので、そういった業者、今後参入したいというような業者についても、そちらのほうとの調整というような部分を含めて、検討させていただく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 指名業者が2社というふうなことで、こういったロータリー除雪車

を扱っている業者が少ないのかなというふうに思ってもみたんですけども、指名参加願は、このような除雪機械の売上げというかな、指名参加願はどのくらい出ているのか、総務課長にお聞きしたいと思います。

それから、資料を見てみますと、名称というか、この除雪機械のメーカーが、ヤンマーの4TNVとかとなっているわけですけども、この除雪機械というのはヤンマーだけではないというふうに思うんですけども、入札の際、この機械を指定して入札したのかどうか、それから最後に、落札率をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 資料7のほうに、概形図と資料ということで書いてあります。

ヤンマーというところがエンジン部分ですね、機関というようなことでヤンマーの機関を使っているというようなことになります。

こちらのほうのNR43というのが、この機械でというようなことで入札をかけたわけではございません。あくまで、1.0メートル級の小形ロータリー除雪機というような中で、入札を行ったところでは。

あと、落札率ですが、今回の落札については93%の率でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 入札の指名業者の数であります、かつては3社ないし4社あったような記憶があります。

ただ、今回につきましては、2社しかないというようなことで、指名業者選定審査会のほうで案が出されたように記憶をしております。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第36号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第37号の上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第37号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

---

#### ◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第37号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、新生活様式に対応した住宅リフォーム工事に対する補助金を新たに設けたほか、4回目のワクチン接種経費、そして今後の帰省シーズンに向けて人の流れが多くなる中、安心確保のため抗原検査キットを活用することなどを予算に計上しております。

また、物価高騰への対応としまして、小学校及び中学校の給食費単価のかかり増し分を町で負担するとともに、小学校給食費については、4月から全学年で半額支援としておりましたが、家計支援を目的に今年度限りの措置として、7月から全額支援に拡充したいと考えております。

加えて、国の経済対策である非課税世帯等への臨時特別給付金及び低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金を計上したほか、融雪等により被害を受けた道路災害の復旧に要する経費を追加するなど、緊急かつ重要な事務事業の早期執行を図るため予算編成を行ったものであります。

歳入予算であります。事業実施に伴う国・県補助金のほか、不足する財源には前年度繰越金を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,790万円を追加し、補正後の予算総額を56億2,540万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

---

#### ◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は一問一答方式で行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

昨日、関東・甲信越が梅雨明けを宣言されました。近畿地方を飛ばして梅雨明けしたとい

うことであります。東北地方、特に山形なんかでも雨が続いて、間もなく梅雨入りになると  
思います。本来の梅雨明けは、山形県は6月12日、早くなっても不思議ではないような天候  
です。今日の午前中、予想もしていない人事案が出たんですけれども、それもしようがない  
かというところであります。

さて、北海道知床の観光船KAZU Iの沈没のニュースが流れて、私は社長のコメント  
に対して非常に憤慨しております。事故後の社長のコメントは自分の責任を回避するよう  
なことであり、事故を起こして多くの死者を出した会社の最高責任者として、完全に不適格と  
言わざるを得ません。

さて、今回の一般質問の中で、特に大江町における障害者雇用状況についてで、責任を取  
るという表現を用いておりますが、私は決して責任を取って職を辞せよと言っているのでは  
ありません。これは冒頭で申し上げておきますので、くれぐれも誤解のないようにご理解く  
ださい。

さて、通告に従って一般質問を行います。

今回は、大江中学校の不登校生徒の状況についてと大江町における障害者の雇用状況につ  
いてを題材とします。

大江中学校の不登校生徒が多いという所管の説明を受けて、非常に驚いております。

様々な理由で不登校になる児童や生徒さんが出てきます。私の年代からの認識では、学校  
全体で数名かと思っておりました。しかし、所管の説明を受けて、その人数は、はるかに上  
回る数字でした。

特に今回、コロナ禍での行動制限などから、いろんなストレスが発生し、意図せずに相手  
が嫌がるような行動をしたり、言動を発してしまい、最終的にいじめにつながり、不登校に  
なってしまったというケースもあるとは聞いております。

しかしながら、それ以前から不登校の実態があると私は考えております。

過去10年ぐらいまで遡って不登校生徒数の状況について教えてください。

また、中学校では、どのように対処していたのか、歴代の教育長はどのような指針を示し  
て、どのように指導をしていたのか、教育長から詳細な説明をお願いいたします。

壇上からの質問はこれで終了して、質問席に移らせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 不登校は非常に重いといいますが、いろんな状況があつて非常に学

校でも、本人ももちろんですけれども、悩んでいる状況がございます。

初めに、不登校の定義についてお話申し上げますが、国の基準では、不登校児童・生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」というふうに定義といたしますか、そういうふうにしております。

子どもたちが学校に通う年間の日数が、おおよそ210日程度ですので年間35週ですね。ですから、1週間に1日、今申し上げたような理由で欠席すると、データ上は不登校児童・生徒とカウントされることとなります。

当然、この数字の中には、欠席日数が30日を僅かに超える子どもからほぼ全休に近い不登校の子どもまで含まれていますので、このデータの数値が完全不登校児童・生徒の数を指すものではないということを前提に、ご質問にお答え申し上げます。

子どもたちの不登校が増加している件については、本町だけの問題ではなくて、近年、全国的な課題となっており、山形県内でも増加傾向にあります。

直近の調査によりますと、学校に行けない児童・生徒は、小学校で6万3,350人、中学校では13万2,777人で、小学校では100人に1人、中学校では24人に1人の割合で出ており、過去最多となっております。

本町でも、令和2年度から小学校・中学校共増えてきており、大きな課題として捉えて、学校と共に様々な支援を行っているところであります。

議員からご質問のあった、大江中学校の過去10年間の不登校児童・生徒についてでございますが、教育委員会で持ち合わせているデータでは、年間30日以上欠席している生徒数は、平成24年度6人、平成25年度5人、平成26年度5人、平成27年度4人、平成28年度1人、平成29年度2人、平成30年度2人、令和元年度1人、令和2年度8人、令和3年度16人、このような数値でございます。急激に増えているということでもあります。

全国の調査と同様に、令和2年度に大きく増加に転じているのでありますが、実は、この年度は前年度の3月から4月の間、約2か月間にわたり、国主導により新型コロナウイルス感染症対策として、全国一斉の学校臨時休業が実施された年でありました。本格的に登校再開したのがゴールデンウィーク明けだったこともあり、この臨時休業と社会的な背景が少なからず影響したのではないかと考えているところであります。

一人一人の生徒を見れば、その生徒、その生徒で、原因は異なっております。

大江中学校の生徒一人一人の状況については、ここで詳しく申し上げることはできませんが、友人関係や学業不振、無気力や不安感、家庭環境も原因となっているというふうを考えているところでもあります。

国の調査においても、「無気力、不安」が46.9%と最多を占め、非行やいじめ等の原因を大きく上回っていることから、臨時休業により生活リズムが乱れやすく、学校行事等も制限され、登校意欲が湧かなかったとの分析がございます。

原因は何であれ、本町の学校では、不登校となっている生徒と学校のつながりが途切れないう家庭訪問や電話、放課後の受入れ、顔出し登校、保健室登校などの対応をこれまで行っております。また、プロジェクト会議、ケース会議というふうなものを持っておりまして、プロジェクト会議というのは不登校対策について学校全体で、中学校の不登校対策をどう捉えてどのようにやっていこうかというのがプロジェクト会議であります。ケース会議はその子、その子、一人一人に合った会議を開いて対応していると、そういうこととございます。その子が所属している当該の学年、クラスだけでなく、学校全体で情報を共有し、それぞれの共通理解を図りながら、全教職員でその生徒を見守れるようにしているところとあります。

さらに、このプロジェクト会議やケース会議には、町の教育相談員も参加したり、県から派遣されているスクールカウンセラーという方がおりますので、その方からも参加していただいているということとあります。また時には、福祉サイドとの連携を図っていくために、定例の子育て支援会議、これは町でしている会議ですけれども、その会議において情報共有を行っているというふうなこともございます。

次に、不登校に関するこれまでの指針や指導というふうなことでご質問にお答えしたいと思いますが、文部科学省と県の教育委員会から出されております指針とか通知とか、リーフレット、パンフレット、ハンドブックなどがありまして、それを活用しているところとありますけれども、それに加えてそのハンドブックだけでは当然、きちんとした対応ができませんので、学校の実情や生徒一人一人の状況に応じた指導を行っているというふうなことでございます。

それほど、一人一人の抱えている背景に持っているものというのは、非常に多岐にわたっております。方程式を解くような形にはなかなかまいらないという実情がございます。

現在は、特に山形県教育委員会から出されている「不登校児童生徒の支援ハンドブック」というのがございますが、これを活用しながら指導を行っている。

具体的には、不登校の未然防止として、教職員が児童・生徒にとって安心でき、自己存在感や充実感を感じられる居場所づくり、児童・生徒が主体的、協働的に取り組む活動を通して、自らが絆を感じ取り、紡いでいくことができるように、教職員が黒子となって場や機会を設ける絆づくりが大切だというふうなことがうたわれておりますので、また、児童・生徒の言動や表情からのSOSサインを察知できるように、教職員と児童・生徒の良好な人間関係を築き、不登校の早期発見に努める大切さ。

さらに、初期と中期と長期と、そういう子どもの状況がございますので、そういったときの欠席の対応はどのようにすればいいとか、ケース会議のやり方、関係機関との連携の在り方、適応指導教室、フリースクール等民間支援団体を活用した連携支援の在り方なども参考にしながら進めているということでございます。

特に、平成29年に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律というのが、長い法律ですけれども、施行されてから文部科学省の通知によって、フリースクール等の民間も含めた様々な機関との連携強化等の新たな視点が加えられておまして、支援体制の充実が求められました。

そこで、本町でも、今年度よりATERAを利用した、不登校の子どもたちのための居場所づくりを開始したところであります。とにかく、家から出て、社会との関わりを持ってもらいたいという思いから、まずそこからというふうなことで始めたところでございます。

いずれにしましても、今後も、不登校に悩む児童・生徒はもちろんですが、ご家庭の方々の思いにも寄り添いながら、進学等で子どもたちが将来的に不利になったり、学習機会そのものが奪われてしまったりすることのないように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

不登校関係を、この題材をしようとしてからいろいろ図書館、あとは町の方、今回の関係する方、教員OB、校長経験者といろいろ聞いてまいりました。調べれば調べるほど難しく、原因が一つではないということで、先生方も、その関係する方も、親も、非常に苦しんでいます。悩み以上の苦しみがあるということがよく分かりました。

不登校イコールひきこもりではないんですけれども、ひきこもりというのは、家から出な

いで学校にも行かないという形にはなると思います。

ちょっと調べたやつで、NPO法人のKHJ全国ひきこもり家族連合会は、令和4年5月12日、つい最近です、厚生省が示すひきこもりの定義を見直す提言を発表しました。厚生省の定義では、ひきこもりとは、原則6か月以上おおむね家庭にとどまり続けている状態としていますが、6か月以上という期間を撤廃して支援が必要とされる程度に生活上の困難を有している人とするように求められています。6か月经っていないから大丈夫だというのは、これは本末転倒で、本当にこれは支援の必要性を見極めるべきだと考えるのは当然だと思います。

ひきこもり状態にある人は、必ずしも問題行動があるわけではなくて、そのほかに基礎疾患があるわけでもないんですね。自分らしく生きるという意欲を失っていると、そういう実態が少なくはない。少なくはないというのは多いではないんですね。そういう表現をしなければいけないほど難しい問題であると。本人や家族の困り事を、的確に判断する、見極める必要があると思います。

ひきこもりとは、自宅や自分の部屋から外部に出ることを拒むこと。不登校は、学校に行くのを拒むこと。だけれども、さっき教育長が言われたように、学校に行っても教室に入るのを拒む、保健室登校、図書館登校、学校行ってから校外で待機しているというのもあるんですね。全て入っていると思います。

こういう違いについて、教育長はどのように考えていますか。あと、こういう実態を把握しているかどうか教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 今、櫻井議員がおっしゃったようないろんな不登校あるいは不登校傾向の子どもさんの状態がございますので、言われたように、保健室になら行ける、あるいは午後からなら学校に来られるとか、午前は2時間だけ受けられるとか、あるいは全然来られないとか。それから、直近の話になりますが、ブリティッシュヒルズや修学旅行などが5月に行われましたけれども、それには行けるけれども、教室内では学習できないという、一人一人の子どもさんの持っている状況が非常に違って、ただ大切なのはやっぱり学校との絆、学校との関係をやっぱりつないで、いつか学校に戻れるような、急にはできませんけれども、そういう絆を紡ぎつつ学校に戻る努力をして、お互いにしているというふうなことであります。

以前は、学校嫌いという言葉がございました。今は、学校嫌いという言葉は使っていませんけ

れども、学校が嫌いで行けないという子どもさんも確かにおられまして、それが不登校というふうな言葉に置き変わってきたというふうな状況はございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 急に始まったことではないんですけども、やっぱりコロナの発生から急激に上がったのは数字から分かりました。でも、その前の今までの不登校の実態から、多分それをいろいろ分析すると、いろんなことが見えてくると思うんですよね。結構いじめとかという問題も出てくると思います。先ほど言ったように、コロナによって自分のストレスを相手にぶつけているときに、自分の意図していない言動などで、自分が思っていなくても相手からすればいじめに遭うと受け取るというやつとかですね、それほかにもいじめの要因というのはいろいろ出てくるんですね。

山形県内の公立学校を調査したいじめの件数、調査件数が、最近発表されたんですね。県内の公立学校、小・中・高校まで含めて対象にした結果、昨年度のいじめ件数は、認知されたいじめ件数は1万3,593件で、一昨年より1.1倍でした。これは2013年の調査以来、10年近くですけれども、最多で、対策の強化が必要とされています。

認知された件数が増えたというのは何でかということ、コロナ禍で、児童・生徒の心のケアを丁寧に行った結果、いじめを訴えやすい環境になったのが、その認知の件数が増えたのではないかと分析しています。実際に分析しています。この認知件数の中、目立ったのが文房具を貸した、貸したけれども、返してくれない、壊された。ほかから見ればささいかもしれないけれども、本人からすればすごい心の傷になって、これがいじめと受け取られた。そのために、教室に入ってその生徒に接したくないとかいうのがいっぱいあります。

今言ったように、丁寧に行った結果その認知件数が増えるということは、今まで丁寧に行えなかった、行わなかったじゃなくて行えなかったというのがあるんじゃないかと思います。教師が余裕を持っていじめ問題に対応できるような職場環境の整備が必要という学校側に立った、その会議での意見も出ました。

ここら辺の意見を聞いて、教育長はどういうふうに考えますか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 最初にお断りしておきますが、いじめ即不登校というふうなことはならないのでありまして、遠因として、そういうことがある子もいるというふうなことで確認をさせていただきたいと思いますが、今、ご質問のあったいじめについての調査ですけれども、学校の状況は、特に忙しかったから、あとは多忙化なので詳しく調べていなかった

という状況もあるんでないかというふうなお話だったように思いますが、子どもと向き合う時間をやっぱりたくさん取りたいという先生方の願いもあって、それなりのことはしているわけですけれども。例えば、小学生と中学生のその年齢によっても、例えば、隣の子と肩がぶつかったと、この子はいじめられた、この子は全然思っていないというふうな状況も、非常に詳しく子どもから調べるような状況があって、もちろん重篤な、すぐ指導しなければならぬ事案もそれで出てきます。

それで、日々対応しているわけですけれども、言ってみれば、誤解やそういったことの部分も、かなり数には含まれている。特に、小さい子どもさんについてはそういうことが多いという実態がございます。

でも、学校では、丁寧に子どもから聞き取りをして、それでどういう状況なのかということを知って、指導する部分については指導する。誰々ちゃんがこういうふうに言っているよと、謝ってねというふうな指導も、細かい指導も多分していて、重篤な状況でないものも、中にはかなりの数あるのではないかなというふうに感じているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 最初に言ったように、いじめ問題とか不登校の問題の要因が物すごい多岐にわたっているんで、本当にいじめイコールすぐに不登校になるとは限らないんですけども、要因の一つであるという。

ハインリッヒの法則とかというのがあるんですね、ご存じだと思うんですけども。1対うんたらうんたらうんたらというやつなんですけれどもね。1対29対300、どの要因がすぐに不登校になるかどうかとは限らないけれども、全てが繋がってしまう。さいころは6面なんですけれども、コロコロと行ったら6面しかないんだけれども、ハインリッヒの法則掛ければ300面体のさいころをコロコロと振って、どれが出るか分からない。ということは、全ての要因を探して、ドミノ理論というんですけども、それを徹底的に解析してやっていくということは必要だと思うんです。それには、やっぱり膨大な時間がかかるんで、その時間を先生方に与えてやることはやっぱり必要だと思うんですね。現場から、やっぱりそういう話が出ています。

くしくも、今朝の山形新聞に、公立中学校の休日運動部活動を地域スポーツクラブなどに委ねる地域移行が、スポーツ庁に提言されたという記事がちょっと出ていたんです。山形県内でも、いろいろ何個かやっているんですけども、指導者の確保とか、財政がまだ確立されていないので、いろいろ問題が山積です。こういうのも進めてもらって、先生が、よく見て

おくと、休日出勤して、時間外やって、部活を面倒を見て、試合やれば一緒に連れて行って自分の車を出してとかと、結構やっているんですね。

そういう負担を軽減させて、こういう生徒さんと向き合える時間、生徒さんと会話する時間、会話、対話、対面する時間をなるべく多くつくってあげるようにするのが、これも教育長の指針だったり、指導になるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 全くおっしゃるとおりだというふうに思っていて、まあ言葉ちょっと適切でないかも知れませんが、雑用に追われるような部分もやっぱりないわけではないと。学校の本質として子どもたちに教える、子どもたちを育てるというふうな部分が、別の部分でいろいろ制約されているようなことがないわけではない。そして、校務と言っていますけれども、学校の仕事をどううまく処理をするためにどう連携をしていくか、要らないやつは取る、要るやつは残すというところを学校でも考えながら、子どもと向き合う時間を、とにかくたくさん取ろうというふうな努力しているわけですが、なかなか学校というのは一つのことが、してしまうと、それやめるってできないですね、なかなかね。難しいところがあります。

でも、それはやっぱり英断をして、必要なもの、今の子どもたちにとって大切なものは何かということを常に考えながらしていく。だから、物によっては、運動会はしなければならぬやと決まっていらないんですよ。いないんです。ただ、運動会をすることによって、子どもたちをこう伸ばす、こんなふうにしたいという思いから運動会するんであって、ともすると運動会が先にありで、それで事が決まってしまうというところが、やっぱり学校とはそういうところがどうしてもあるので、そういう子どもをどう育てていくかという目当てに沿いながら見直しをかけて、本当に必要なことをしていくというふうな努力をしていくというふうなことが大切だというふうに思っています。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 持ち時間が60分しかないんですね。30分ぐらいで1つの課題終わさなきゃいけないんですけども、これもすごい大切なことなんで、最初考えてきた原稿が、全てやると2時間ぐらいで収まるようにつくってきたんですけども、大体、ここら辺で打切り前に、小学校・中学校って義務教育なんですよ。義務教育というのは、親からすれば行かせなきゃいけないのが義務だと思っている方もいると思うんです。特に、じいちゃん、ばあちゃんなんかと一緒に住んでいる子は、何でうちの孫は学校に行かせなんだ、おまえはと親に

言ったり、それを子どもの耳に入ったりするということがあるんですけども、行かないことも教育だと私は考えているんです。遠回りしてでも、大人になるためには、必要な時間を与えなきゃいけない子どもさんもいる。そういう家庭環境にあるかもしれない。そういうことです。子どもさんだけじゃなくて、親や家族の方とも話さなきゃいけないことも必要なんじゃないかと。それは教育委員会でやるのか、ほかの部門でやるかは、ちょっと私は分かりませんが、そういうことは必要なんじゃないかと思います。

大江町の未来は、明るい子どもたちの笑顔にかかっております。教員の負担が非常に多い部活動から負担を減らして、いじめ問題や不登校問題に力を注げるような状況を、教育長の力量で、道を開いてつくってあげるように私からお願い申し上げて、1件目の質問を終了させていただきます。

続いて、2問目に移ります。

2問目は、大江町における障害者の雇用状況について。

令和4年3月26日の山形新聞に、障害者の雇用状況を改善見られず勧告、との見出しで記事が掲載されておりました。

記事の内容は、山形労働基準局は25日、法律に基づいた市町村などの障害者雇用をめぐり、2021年の1年間に、雇用状況の改善が見られなかった3機関に対して、適正実施を勧告した。勧告になった教育委員会は上山市、戸沢村、大江町の教育委員会、2020年6月1日現時点で、法定雇用率2.5%を達成できず、障害者採用計画（計画期間2021年1月から12月）を作成したのは6機関だった。その中で、3機関は、計画の実施率が50%に達していないなど、基準をクリアできなかったというものでありました。

この記事を読んで、日にちが2022年時点ではなく、2020年や2021年が出てくることに驚かされます。つまり、障害者採用の法定雇用率2.5%が制定されたのは、それ以前ということであり、かなり以前から、法律に違反していた状態であった可能性は否定できません。障害者雇用に関する法定雇用率2.5%という法律の制定時期や、この法律に関する大江町の状況について、時系列で数字を示しながら、町民の皆様方が分かるよう説明していただきたいと思っております。

この法律違反が続いた状態のまま改善を怠っていたことに対する責任の所在及び責任の取り方についても、併せてお伺いしたいと思います。後ほど、町長から教育委員会以外の障害者雇用状況の説明と、特別職の任命権者としてこの件に対する責任の説明をお願いします。

ただし、この一般質問の中で、私は責任を取るという表現を用いておりますが、責任を取

って職を辞せよというものでは決してないということを、再度申し上げておきます。

私が考える責任とは、説明は後ほどしようと思いましたが、今やります。仕事を与えられて、責任意識を持って仕事に邁進する、これは責務の遂行であります。その仕事を目的までやり抜くこと、これは責務の完遂であります。与えられた仕事を途中でやめる、これは責務の放棄であります。私が求めているのは、あくまでも責務の完遂でありまして、そこら辺を勘違いなさないようにして答弁をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。自席をお願いします。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、櫻井議員の2つ目のご質問について。

初めに、私のほうから全体的なお話なり、これまでの法律の経過、そういったものをお話をしながら状況を共有したいなというふうに思います。

障害者雇用をめぐる変遷などにつきましての説明であります。そもそも昭和35年に障害者の雇用の促進等に関する法律、障害者雇用促進法と言われておりますが、これが制定され、一定数以上の従業員、職員これを雇用する企業または公的機関であります。法定雇用率以上の人数の障害者雇用が求められるようになったというふうなことであります。これに該当する場合、障害者雇用の実態等について、毎年、厚生労働省に報告する義務が生じますが、実質は山形労働局というふうなことです。平成30年に国の機関、地方公共団体に対して再点検が行われた結果、多くの機関で、雇用人数の水増しがあったというふうなことが明らかになりました。このうち、国では8割を超える機関で不適切な計上があったとされ、法律をつかさどる法務省でも、障害者の就業は現実的に難しいとして、算入対象外となる職員をカウントし、マスコミや世論のバッシングを受けたのは、記憶に新しいニュースだったと思います。

そのほかにも、既に退職した職員をカウントしたり、視力が弱いなど、精神疾患そういったことの方についても、恣意的な解釈や独自の慣行で、障害者としてカウントしていた例があったようです。事実曖昧な判断基準だったことも背景にはあるようでしたが、国の指針によれば、当時から障害者手帳など障害の程度を認定したものが必要であり、決して正当化できるものではなかったのではないかと考えております。こうした事態を受けて再発防止を図るため、より具体的な障害者の範囲やその確認の方法、障害者名簿の作成などが示され、さらに、平成31年3月には、障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引、これが作成され、毎年の雇用状況報告の際の記入方法が事細かに示され、厳正化された経緯があり

ます。

障害者の雇用をする上でのくくりは、民間企業、国や地方公共団体、教育委員会の3つに分類されております。

大江町においては、役場庁舎と教育委員会が対象機関となります。ただ、教育委員会というくくりについては県の教育委員会までで、市町村の場合は、地方公共団体と同じくくりになるということのようであります。

分母となる対象職員には、会計年度任用職員も含まれる一方で、特別職や保健師、特殊車両運転に従事する職員、勤務時間が週20時間未満の会計年度任用職員は含まれません。また、週20時間以上30時間未満勤務の会計年度任用職員は、0.5人でカウントするというルールがあります。

過去5年間の状況を申し上げますと、法定雇用率は平成29年度が2.3%でした。平成30年度と令和元年度、令和2年度が2.5%、令和3年度は2.6%まで上がりました。役場庁舎いわゆる町であります。いずれの年度も、雇用を必要とする人数2人をクリアしている状況です。

大江町の教育委員会の場合は、端数切捨ての関係で雇用を必要とする人数は、令和元年度まではゼロ人でした。しかし、法定雇用率が高くなったことと、算定方法が厳正化されたこと、そして会計年度任用職員の人数が増えたことなども影響し、令和2年度と令和3年度は1人の雇用が求められるというようなことになってきました。

なお、小規模自治体の教育委員会では職員数そのものが少ないため、雇用を必要とする人数が1人に満たない場合が多いようです。これは先ほど言った小数点以下の端数の関係です。

本町の教育委員会は、これまでそのラインぎりぎりの状態でした。近年、授業や学校生活の多様化、教員の働き方改革など課題に対応するために、学習生活支援員をはじめとする会計年度任用職員の雇用が増えている現状があり、教育委員会全体の職員数が増えたことが大きな要因とも言えます。

さて、これまでの町の障害者雇用の実態を振り返りますと、在職中に不幸にも事故に遭ったり、病気になったりしたケースが多かったようです。小さな組織ですので人員的に余裕がなく、障害者雇用枠を設けて職員採用試験を行うことは困難であります。官公庁として法の理念を理解し、民間企業に率先して取り組んでいくことは、当然の責務であると認識しております。

また、教育委員会は別組織だからと責任逃れにするつもりはありませんし、結果的に見過

ごしてきたこととなりますので、私としても大きく反省をしているところであります。

このたびの厚生労働省山形労働局からの勧告は重く受け止めておりますが、会計年度任用職員として障害者を雇用しようとしても、現実的には年度途中からの雇用というふうな部分は、環境の整備なども含めて難しい面があるのかなと思っております。

なお、臨時職員から会計年度任用職員という雇用形態の変化がありました。3年が経過しておりますが、来年度に向けて改めて公募し、選考し直す予定としております。その際に、どのような応募方法が適正か、どのような業務に就いてもらうべきか、町としても、そして教育委員会としても協議を重ね、対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 町長に引き続き、答弁させていただきます。

障害者雇用に関しましては、制度及び町全体としての雇用状況、考え方につきまして、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

教育委員会としても、先ほど町長答弁にありました障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、法の趣旨にのっとり、規定数の障害者を雇用すべきところではありましたが、法の基準に照らした採用数に至っておりませんことを、まず、率直におわび申し上げる次第であります。

3月26日付の新聞記事として、雇用条件の改善が見られなかった3機関に対し、適正実施を勧告したと報道され、その中に大江町教育委員会が含まれておりましたことは、町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたと深く反省しているところであります。新聞報道では、勧告の対象は教育委員会事務局であります。町職員の採用と配置につきましては、人事担当課の総務課において決定されます。教育委員会といたしましては、全体の職員枠が増えたことにより、先ほど来ありますように、必要な会計年度任用職員等の募集時に障害者雇用に結びつくような方策を取らなければならなかったものと思います。教育委員会といたしましては、障害を持つ方の雇用について、職種やその職の専門性などもあります。会計年度任用職員を募集する中で、法定基準を満たすべく努力をしてまいりたいというふうに考えています。

直近の採用募集内容を申し上げますと、学校教育係としては調理師1名、学習生活指導員2名について、また社会教育係としては公民館の管理人1名について、広報紙やハローワー

ク等を通して呼びかけましたが、すぐに充足する状況ではございませんでした。一般の方も、障害を持つ方の応募もなかったということでございます。八方手を尽くして、ようやく雇用できたというふうなことでございます。

今後の共生社会を考えたとき、人と人との関わりの中で互いに認め合い尊重しながらハンディのある方も、ない方も、みんな手を携えて生きていくことが必要だというふうに感じているところであります。

令和2年度に策定した大江町教育プランにおいては、学ぶ子どもたちもインクルーシブ教育、つまり障害のある子とない子ができるだけ同じ場で学ぶということを大事にしようというふうに明記しておりますし、それに沿って必要な学習支援員なども手厚く配置しているところであります。

現代社会では、障害を持つ人と持たない人が平等に生活する社会を実現させる考え方として、ノーマライゼーションが定着しつつありますが、教育委員会としても、福祉関係部局と共に連携協力しながら、共生インクルーシブ、そしてノーマライゼーションの実現に向けて努力していかなければならないと感じているところであります。

ここまで、現状をありのまま申し上げましたが、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、令和3年7月に、障害者活躍推進計画を策定しております。その中において、教育委員会では、課題として、法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者が活躍していく上での職員の理解の醸成やさらなる体制整備や各種取組に努める必要があるとうたっており、法定雇用率の達成に向けて、障害のある方の募集等を、実情に応じて行ってまいりますし、総務課とも協議進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ちょっと確認します。

先ほどの障害者の雇用に関する大本というのは、総務課のほうでやっているというようなことがあったんですけども、ちょっと町民の人が、もし勘違いされると困るんで、総務課が主体であるけれども、教育委員会との連携がうまくいかなかったとか、意思の疎通がうまくいかなかったという捉え方でよろしいんですかね。責任は向こうにあるからこっちはなかったという捉え方をされると、ちょっと困ると思うんですよね。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 障害者雇用の法律というふうなことで、大江町の役場関係の職場につ

いては、大江町という1つの事業所、それと大江町教育委員会という1つの職場、この2つがこの法律の対象になるということです。

なので、先ほども説明しましたけれども、大江町の場合は、総務課で全体的な人事の管理、把握をしているというふうなことがあります。しかし、任命権者は、教育委員会の場合は教育委員会です。なので、そこのところはそれぞれが責任を持って対応するというふうなことなんです、大きなくくりの中では、総務課が全体の管理をしていくというふうなことで考えていただければいいのかなと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 新聞記事がやっぱり少ないんですね。町民の方って、この新聞記事から目に入ってきたやつで判断するんですね。だからちょっと捉え方として、何、教育委員会がやっているんだというような捉え方になってしまうし、説明の仕方によっては、いや、これは教育委員会の問題じゃなくて役場だという捉え方されると困るので、あえて聞き直したんです。

私たちは、もう状況分かるんです。それを勘違いされないように、できれば、もう何かな、故意的にやったんじゃないということを証明していただきたいというのが、私の気持ちなんです。

先ほど、教育長のほうから、令和3年7月に、大江町教育委員会の障害者活躍推進計画を立案したと。それから、今年の3月まで半年以上あったんですけども、そこで数字としてその母集団ですね、パラメーターがいろいろ変わって、その2.5%になったり、2.6%になって、端数が1名という形まで持っていったという認識は、その時点ではあったのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） あの新聞記事では、令和2年6月1日、その時点というふうな切り方なので、1人雇用としてハードルが上がったというのは間違いございません。それまでは、零人だったと町長も説明しているとおりであります。

1名の雇用というふうなことが6月にあった時点では、もう4月から全体動いているわけですので、なかなかそういうことをクリアできるようなことができなかった。ましてや、なかなか採用というようなことになっても、障害者の方からの応募というのは、こちらの募集の仕方にもひょっとしたら問題のあるのかもしれませんが、そういうふうなことで、3月まで過ぎて、なおかつ4月からスタートをしなければ状況の中で応募がなかった、先ほど申し上げたように、4月スタートの時点でも3名ぐらい足りないような状況があつて、何とか頼

んでいるという状況の中で進めてきたような状況がありましたので、あの新聞は、今年の3月の末に出されたわけですけれども、そこで、なっていないじゃないかというふうな、そういう指摘になったというふうなことだというふうに理解しております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 気持ちは重々分かります。

大江町の町民の方にも、この状況ちゃんと正確に把握していただいて、この新聞記事から、今はどうなっているか、今後どうするかということで、進めていただきたいと思います。

特に、教育長、6年間やっておられて、町民からの評判はすこぶるよし、学校関係者からも評判いい、生徒さんからもいい、校長をやっていたときも信頼が厚くて非常によかった方なんです。たまたま気づかなくて、今回のことになったということだと思うんですよね。だと思うんです。結局は、1人雇用すればいいんですものね。ただ、それに応募される方が少ないと難しいですよね。民間であれば、障害者雇用の枠があって、そこに何名か入れるという形があるんですけれども、なかなか応募するときに、障害者を優先するという表現も、なかなかできないんじゃないかと思うんですよね。

でも、これはやるべきだと思うんですよね。今回こういう指摘を受けて、早急な改善をしなければいけないということであれば、そういうことでやっていただきたいと思います。

教育長はですね、責任意識を持って仕事に邁進して、不具合を指摘され、改善を求められれば、速やかにそれを行う。これが教育長の本当の姿であり、町長は任命権者として、教育長が的確に町長の意向に即して仕事をやっているか、あとは法令を遵守しているかということを見守る義務と責任があると思います。大人だからですね、常に監視しているんじゃないくて、この人は大丈夫と思って任命していることなんで、お互いに、やっぱりそれは守らなきゃいけないと思う。それが町民に対する負託に対する答えだと思います。

くしくも、教育長あと2か月になってしまいましたけれども、この2か月でやれるだけのことはやっていただきたい。もう前から知っている方なんで、それはちゃんとやってくれると思います。それは確実にお願いしたいと思います。健常者と障害者、ハンディキャッパーが共に力を合わせて進めるようなまちづくりを目指していただくことを私は願って、一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。よろしくお願いします。

平成29年第4回定例議会で、ヤマガタダイカイギュウ、ぷくちゃんについて、教育長に一般質問をしておりますけれども、今回は、ぷくちゃんの明るく住み慣れ、居心地のよい展示場所、魅力ある展示方法について、町長に伺います。

ヤマガタダイカイギュウは、1978年、大江町用区内を流れる最上川の川底地層から、当時左沢小学校6年生の児童2人が発見してくれました。

発掘当時は、クジラの骨格化石と考えられておりましたけれども、すり減った歯の発見により、クジラではないことが分かりました。海牛類の研究者やアメリカハワード大学のドミング博士の鑑定によりますと、この骨格化石は、世界的にも大変貴重な新種の大海牛化石であることが分かり、日本名としてはヤマガタダイカイギュウと名づけられました。

ヤマガタダイカイギュウは、アメリカカリフォルニア州の地層から発見され、おとなしく浅い海で昆布などの海草を食べていた哺乳動物で世界的にも大変貴重であると言われております。

したがって、7年後の昭和60年に、ぷくちゃんレプリカは、全長3.8メートル、胸囲3.2メートルの実物大で、400万円を投じ制作されました。

ぷくちゃんは、長年、中央公民館に展示されておりましたけれども、全面改築に伴い、本郷西小学校に保管されました。新たな中央公民館は完成し、愛称はぷくらす中央公民館となりました。

ぷくちゃんは、平成29年8月16日に、ふれあい会館入り口のホールに展示されましたけれ

ども、今のままでは薄暗いところに置きっ放しの状態と思われても仕方ありません。町は、発見当時から重要視されていないような気がしてなりません。あまりにもかわいそうであります。

平成29年第4回定例議会で、ヤマガタダイカイギュウ、ぷくちゃんについて、教育長に一般質問しております。教育長はこのように答弁しております。間違っておりましたら、おわびいたします。

ヤマガタダイカイギュウは、世界的にも大変貴重な発見であることから、世界に1つしかないものです。まずは、できる範囲での展示と考えておりますが、800万年前の町の大変貴重な宝物でありますので、ぷくちゃんが泳ぐ当時の姿がイメージできるような魅力ある展示方法を検討しており、ご理解いただけますようお願い申し上げますと、このように答弁されました。

私も、教育長の答弁のとおり、ぷくちゃんは世界的にも大変貴重と言われていることから、宣伝と展示演出は必要不可欠と考えております。

したがって、ぷくちゃんにとって魅力ある展示場所と魅力ある展示計画を真剣に考えていただきたい。ぷくちゃんにとって、明るく住み慣れた居心地のよい最上川沿いにいたい思いもあるでしょう。そうしますと、左沢の町並み散策コースでもある、現在展示されておりますふれあい会館出入口のホール、新しく明るくきれいなところにいたい思いもあるでしょう。そうしますと、ぷくちゃんの愛称となっております、ぷくらす中央公民館の出入口のホール、観光客との新たな出会いもある駅前交流ステーション、ぷくちゃんが発見されました用地域に最も近く、町内観光客が集まる道の駅おおえや健康温泉館などが考えられます。ただし、道の駅おおえと健康温泉館については、改修工事が完了してからでないと設置はできません。

そろそろアフターコロナを見据え、実施すべき時期に達したと思っております。魅力ある展示場所と魅力ある展示計画を作成し、令和5年度には実施すべきと思っております。いかがでしょうか。

最後にいたします。ぷくちゃんはかわいいし、ファンも多いことから、町民の方々も理解して下さるものと思っております。ぷくちゃんにとって、町民の方々にとっても、満足し、喜んでいただけるような魅力ある展示場所と魅力ある展示を、切に望むところであります。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員のご質問にお答えしたいと思います。

ヤマガタダイカイギュウの化石の発見、研究の経過、それにつきましては、ただいま議員のほうから述べられているとおりでありますし、これまでも何度となく取り上げられてきた課題かなというふうに思います。

現在は、骨の化石の実物については、山形県立博物館に保管されております。

県指定文化財、天然記念物の指定を受けております。

県立博物館では、全身骨格の復元模型を、常時展示している。このほか、入り口前にもヤマガタダイカイギュウを模したオブジェを展示してある。こういった形で、県立博物館のほうでも、山形県の宝物として取扱いをしていただいているという状況です。

また、平成30年には、ヤマガタダイカイギュウの化石発見から40年目という節目を記念して、県立博物館では、「ヤマガタダイカイギュウと人魚たちー1千万年、進化のドラマー」と題したプライム企画展が開催されておりました。この期間中、ふれあい会館に設置していたレプリカも県立博物館に運ばれ、会場の入り口付近に展示されておりました。

土田議員がおっしゃられたとおり、ヤマガタダイカイギュウは町民のみならず、山形県においても、大変貴重な動物化石として注目されているというふうなことは今、申し上げた事実からもうかがえるものだというふうに思います。

さて、ヤマガタダイカイギュウの実物大のレプリカの制作、展示の経緯についてであります。これも先ほどありましたが、昭和60年12月から、約30年にわたって中央公民館に展示しておりました。この時期は、外からも中からも見えるような形で、一枚ガラスを通して設置されておりました。天井からつり下げるような形で、海の中を泳いでいるような背景もつくりながら飾られておりましたが、その後、中央公民館の建て替え工事によって、一時的に旧本郷西小学校に保管。そして、工事完了後は、ふれあい会館に移設して、現在の展示になっておりますが、何人かの方々からも、この展示については、もう少し宝物として展示の方法等は考えなければならないのではないかというお声をいただいております。

私も、予算査定や実施計画の話合いの中で、教育委員会などともいろんな展示方法についてお話をしてきた経過があります。ただ、やっぱり物が大きい、重い、そして展示の場所についても、なかなか適当な箇所、適当な展示の方法、これがベストだというふうなことには今のところどり着けていなかったというふうなことがあり、現在のような形で展示させていただいているという状況が続いております。できるだけ早く、きちっとした形で展示をし

たいなというふうには思うのでありますが、その場所、方法を、そういったものについて経費的な面も、場所的な面も含めて、結論が見いだせなくしているというふうなのが、正直なところでございます。

遠い昔の生物が生きていた姿を再現したレプリカであります。視覚的に、非常に強く印象に残る、分かりやすい、そして太古の海の中でヤマガタダイカイギュウが泳ぐ姿をイメージできる、こうしたことで、また子どもたちが郷土の歴史や古代の生物に興味を持つきっかけとなるものとして、これからも大切にしていかなければならないものだという考えには変わりはありません。

これまでの具体的な検討の経過や結果などについては、教育長より答弁いたしますが、今後は展示場所の候補として議員が挙げられた町の施設も含めて、さらに検討してまいりたいというふうに思います。

平成29年にご質問いただいているというふうなことも含めて、この期間、何をやっていったんだというお叱りの言葉も聞こえてきそうでございますが、まあこのような経過の中でございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 引き続き、土田議員のご質問にお答えいたします。

議員からは、平成29年の第4回定例会でも、同様のご質問をいただきましたが、その際には世界に1つしかないものであり、まずは、できる範囲での展示をしておりますが、800万年も前の町の貴重な宝物でありますので、ぷくちゃんが泳ぐ当時の姿がイメージできるような魅力ある展示の方法を検討しておりますと答弁しております。

実際、答弁させていただいたとおり、当時から様々な展示方法を模索してまいりました。例えば、最上川が見える屋外に、強化ガラス等でできたケースを設置し、その中にぷくちゃんを展示してはどうかと検討を進めましたが、紫外線の問題や虫などの混入によりケースの管理が困難なこと、また屋外であることから、盗難や破損のおそれもあるために、実現には至りませんでした。また、ふれあい会館の屋内に800万年前の深海、深い海をイメージしたジオラマを作成し、そこでぷくちゃんが泳いでいるように見せる工夫をするため、天井からつり下げてはどうかということも検討しましたが、ジオラマ制作に意外とお金がかかるということや、つり下げた際の耐久性が保証できないため、利用者に危険を及ぼすおそれなどがあることから、継続して検討課題とさせていただいている状況であります。

その後は、ふれあい会館とふれあい公園の老朽化の問題が出され、実際に、雨漏りを改善するため屋根を改修したり、冷暖房システムを部分改修したり、また、ホールや客席のじゅうたんを新たに改装し、さらには駐車場の整備などに多額の予算を要したため、結果として、ぷくちゃんには現状のままでいていただくことになったという事情もございます。

また、今後のふれあい会館及びふれあい公園をどのように改修していくのかを検討するため、役場庁舎内にリニューアル検討委員会を設置し、これまで数度の会議を重ねてきましたが、具体的なぷくちゃんの展示方法の刷新までには、議論は上がっていない状況であります。

今後は、展示場所の候補として議員が挙げられた町の各施設についても、展示するとした場合のそれぞれのメリット、デメリットを比較した上で、町民の皆さんにこれからも長く愛され続けるためにはどこに、どのような形で展示するのが最もよいのか、さらに検討してまいりたいと考えております。

さきに町長が申し上げた県立博物館のプライム企画展においては、ヤマガタダイカイギュウのレプリカは、展示台の上に乗せられ、観覧者の目線の高さに展示されておりました。

現状で、早急にできる対応策としてぷくちゃんを寝かせておくのではなく、せめて来館者の目線に合わせて、そのような高さに展示できるように検討をしてまいりたいというふうに考えております。

現在は、以前ご質問をいただいた時点から改善し、台を設置して床から数十センチ上げたところに展示しておりますが、今後も県立博物館の展示方法などを参考にするなどして、これからさらに改善を続けてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいとこのように思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、教育長、答弁どうもありがとうございます。

やっぱり、まだ思いもあって、教育長の今の思いは、やっぱり私もそう思っておりましたし、それを理解できます。

町長の答弁とまあ同じくなっているわけですが、これも当然、町長も気にしたものの一つであって、なかなか簡単にやれるようで簡単にできない。これは私も理解しておりまして、ここ5年間、そういうふうにずっと思っていました。でも、いつかはしなきゃならないなというふうな思いもあって、また再度質問させてもらったわけですが、何せ子どもたちの方々の話によりますと、やはり暗いし駄目だおんちゃんっていうような感じの状態であって、な

かなか私もどういう方法が一番いいのかなと5年間ずっと考えてきたんですね。

やっぱりたどり着くのは、目線の台に乗せて、そしてあの附属品もあるわけですから、それもちょうと目線の上にちゃんと並べていただいて、そして、あの明るいところに電気をつけてパツとなれば電気がつくんだよというところに、やってもらっただけでも結構だと思います。なかなかふれあい会館もお金もかかって、何千万とかかって今まで器具も交換してかかったわけなんですよね。私も、この質問も心苦しくてなかなか今まで質問できなかったんですね。

今の2人のお話を聞きますと、私もそのように思っていましたし納得しましたので、これはこれで結構であります、私も感動しております。恐らく、今言ったようなことが実現できると思います。近いうち、恐らくできると思います。まず、頑張っていたいただきたいというふうに思います。

町長、最後にコメントいただきます。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほども申し上げましたが、やっぱり町の大切な宝物であり、世界に1つしかないもの、そして先ほど県立博物館のお話もしましたが、県としてもそういった意識の中で、非常にすごい発見したものというふうなことであります。生まれた大江町での一つの財産としてレプリカを作成したわけですので、もっと有効活用できるようなことを望んでいるのは、土田議員ばかりではなく多くの町民、そして私もそうです、教育長もそうです。

そういう中で、ただやっぱり先ほども同じことを申し上げましたが、大きさと重さがゆえに適当な場所、そして展示の方法、そういったものを考えたときに、ベストの選択ができないということでもありますので、いつまで時間をかけるんだというふうなこともあるかもしれませんが、そこは十分に検討させていただいた中で、親しみを持って接していただけるような場所に展示させていただきたいというふうに進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 私が知っている人で、庄内のほうの人なんですが、やくやく見に来てるんですよ、あの用まで。やはりレプリカ見ますと、やっぱりそこに行ってみたいような気がしますよね。私なんか地元だから、ああ、あそこだというので分かっているわけですけども、意外とそういう面でも見たい人がいるかもしれないんですね。私はレプリカの脇に、

何か化石のレプリカあるんですけども、あれ見ただけでも、おうっという感じはしますよね、するんですよ。

そんなことから、やっぱりこれを無駄にしてはいけないという思いもありまして、町長の今日の答弁を聞きますと、まあそれなりに頑張るようなお答えがありましたのでまずぜひ期待しておりますので、今後絶対やっていただきたいとこのように思います。少しでも手をつけて、こんでいいんねが、こんでいいんねがと言うよりも、やっぱりしっかりした台の上に、1メートル50センチぐらいのところにちゃんとやっていただければ、それなりにみんな理解するんじゃないかなとこういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私も2回も質問して心苦しいんですが、まず期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

これで一般質問を終了いたします。どうもありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

2時50分まで休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### ◇ 結 城 岩太郎 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） それでは、私から雪対策について質問をさせていただきます。

昨年に引き続き、今年度も大雪に見舞われました県内各地であります。雪国大江町にとりまして、毎年の降雪により住民の日常生活や産業の振興に支障のないよう、除雪担当者は休日も返上して、除排雪をはじめとする雪対策に取り組んでいただきました。除雪業者の皆さん及び職員の皆様方に、敬意を申し上げる次第でございます。

地球温暖化の影響などによりまして、夏の豪雨災害、冬の豪雪災害と、近年かつてない気象変動が続いております。特に冬場は、高齢者、障害者世帯にとりまして、除排出や雪下ろしは大きな負担となっております。

私の同級生の話であります。2月27日、十八才地区で、ご自宅の屋根の雪下ろし中、転落し、頭蓋骨骨折と脳出血による意識不明の重体で、県立病院に救急搬送され、その後に死亡しました。これまで、土建業に従事しており、雪の危険性や安全対策などは、誰よりも熟知していたことと思いますが、ちょっとした油断から転落したものと推測をしております。

やはり、70歳を過ぎますと高齢者ということで、無理はできないと改めて感じたところがあります。冬に雪害はつきものとはいえ、人命が失われることは何としても防ぎたいと思います。

また、移住者が町内にとどまるように、また、町内から本町に移住していただけるように、これまで月ヶ丘団地をはじめ山崎団地、下モ原団地、柏陵団地、若原団地、蛍水団地など、積極的に住宅団地造成を図って、ほぼほぼ成功してまいりました。これからは、ますます人口減少の歯止めとして、山間部からの移住者や町外からの移住者のために、積極的に住宅団地造成を図る必要があると思っております。

私も今回、あおぞら団地に移住したことはご承知のことと思います。なぜ移住を決断したか。移住決断の大きな理由の一つは、雪対策に悩まされてきたことにあります。毎年、一冬4回ほどの屋根の雪下ろしの大変さであります。それも、母屋、蔵、車庫、農機具小屋、サクランボ小屋と、範囲の広いこと。さらに、玄関前の除排雪、車庫前の除排雪、これも範囲が広いです。また、小鉾は、勾配の急な坂により、対向車が来た場合にスリップして止まらない危険、車道も狭く擦れ違いが難しい。さらに、山間部の用水路は、雪の重みで崩落し、その補修もままならないため、稲作を断念したのは50アールほどあります。こういった積雪の苦しみと大変さ、さらに高齢が加わることにより、将来ともここに住み続けることは困難と判断し、移住の決断に至ったところであります。

また、本郷地内の団地に住んでいる同級生もおりまして、彼も山間部から引っ越してきた一人で、その同級生が言うには、ここも雪片づけが大変で、雪の少ない山形市に引っ越しするつもりだ。おまえも雪の降らないところさ行がねがと言っていました。

除排雪は、若い時はできたが、高齢になると除雪ができなくなる。大江町に住んでいても、住み続けることができないと話される高齢者もおりました。いつまでも大江町に住んでいただくためにも、また大江町に転入していただく方を増やすためにも、雪害対策は重要

な施策であり、雪対策のよしあしは、人口の増減に大きく影響していることと思います。

以前は、積雪の少ない地域、寒河江市、中山町、山形市などに移住した方は数え切れないほどおります。このように積雪の悩みで、積雪の少ない地域に移住を考えている方が多いのは事実であります。このことから、積雪で悩まなくてもよい住環境をつくる必要があると思います。

本町の雪対策として、高齢者世帯や障害者の冬期間の暮らしを守るため、雪下ろしや玄関間口除雪支援があります。対象世帯は4つの条件がありまして、1つは町民で現に居住している世帯、2つ目は町民税非課税世帯、3つ目に高齢者や障害者のみ、または自力で雪下ろしなどができない世帯、4つ目に子や親戚などから雪下ろしなどの支援を受けられない世帯などとして、内容あるいは支援額等が示されております。これは大変よい支援施策として評価しております。

そんなことから、令和3年度一冬の執行状況として、雪下ろし費用支給費、件数、間口除雪件数、費用額、執行率などお知らせいただきたいということです。

先ほど申し上げましたように、積雪における高齢者の雪下ろし、除排雪にはけがや重症、死亡事故も出ていること、また年金生活者にとって、雪下ろしを委託すれば費用もかかり、生活費を圧迫することで、高齢と分かっているにもかかわらず屋根に上ってしまうことは、十分想定されることであります。

これら危険防ぐ意味においても、もう少し踏み込んで、さきの条件を町民税非課税世帯を緩和して高齢者世帯と改めるなど、町の雪下ろし支援の対象者を拡充することが必要と考えるが、町長の所見をお伺いいたします。

次に、家庭用小型除雪機に対する購入補助について伺います。

以前、政策推進課で推進しておりました家庭用小型除雪機に対する購入補助は、人気殺到した経緯がありました。現在、この家庭用小型除雪機は大小様々ではありますが、大半の家庭に普及されているようであります。それだけに、大江町における毎年の降雪に対し、家庭での必需品でもあり、雪対策が町民にとって、最も身近で切実な問題であると捉え、除排雪対策の充実に努めていくべきと考え、家庭用小型除雪機に対する購入補助の復活を求めるとして、町長の所見をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 結城議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、まずは大江町で暮らすためには、大江町の冬の生活、特に雪にどう上手に向かい合いながら、克雪利雪という言葉がありますが、その付き合い方、厄介な雪、この向き合い方が、生活する上で非常に大切なことだというふうなことは十分に理解しております。

私自身は、スキーをやってきておりますが、あえて言えば、楽しむ雪、楽雪ということも、ネガティブなイメージの雪ということばかりではなくて、ポジティブな考え方も大切にする必要があるのではないかな、特に、若い人などはそうなのではないかなと感じているところが一つ。

もう一つ、この質問を読ませていただいたとき思ったことがあります。

大江町で、積極的に移住・定住を進めていただいている、OSINの会での現地見学会を行って、見学においでになさった方とのやり取りの中のことでありますが、話題となったのは、ここに移住・定住するに当たり、大江町の冬、雪をぜひ一度は体験し味わっていただきたい。そうでないと、こんなはずではなかった、ひょっとしたら選択を間違えたのではないか、こういったことになってしまうので、これは先輩、移住してきた先輩からの言葉ですが、ぜひ大江町の冬は、実際においでになり、自分の体で体感してほしい。そして、ここに住んでほしい。そんなアドバイスをしておられました。このことも、それだけここで生活する上では、冬の雪が大きな移住・定住の判断材料にもなるという経験者からの声ではないかと思えます。

質問の1番目にありました高齢者世帯などに関する支援についてであります。今年の4月1日現在の大江町の高齢化率は40.4%、年々増加の傾向にあることはご存じのとおりであります。65歳以上の独り暮らしの高齢者数は363人となっております。このため、地域においては、高齢者を今後どのように支えていくか、これが大きな課題である。そして、議員ご指摘のとおり、冬期間における高齢者世帯の雪対策も例外ではなく、この町で住み続けるためには、身体的にも経済的にも大きな負担になっている、こう認識をしているところです。

このため町では、福祉施策の一環として、高齢者などの町民税所得割非課税世帯を対象に、雪下ろし・玄関除雪等支援事業、先ほど議員のほうからも紹介ありましたが、実施しておりますが、住宅の屋根の雪下ろし、住宅周辺の除排雪、そして除雪車通過後の玄関前の除排雪作業に要した費用について、一部助成をさせていただいております。

具体的には、屋根の雪下ろしの場合は、対象経費上限額2万5,000円の9割、2万2,500円を年3回まで助成するものであります。玄関と除雪の場合は、シーズンを通して対象経費上

限額 2 万 4, 000 円の 9 割の 2 万 1, 600 円を助成することとしております。

令和 3 年度の実績のお尋ねがありました。支援した対象世帯は 138 世帯、これは高齢者世帯が 128、障害者世帯が 10 世帯というふうなことの内訳ですが、雪下ろし支援は 124 回、支給額で 273 万 6, 644 円、玄関と除雪支援は 42 回、支給額 85 万 4, 622 円、全体では 166 回 359 万 1, 266 円の補助の支給額となっております。

なお、令和 3 年度は、前年度に引き続き豪雪であり、既決予算では不足し、費目流用により対応したため、予算の執行は 100% となっております。

今回の結城議員からのご質問は、高齢者世帯のさらなる負担軽減を図るため、町民税所得割非課税の要件を撤廃してはどうかのご提案でもあると理解しておりますが、雪下ろし等の支援を含む扶助費の基本的な考え方は、児童、高齢者、障害者、生活困窮者など社会的弱者に対する支援制度ではあるものの、全ての方を対象とすることは、財政的にも困難である。そして、支給の基準に当たっては、所得制限などの一定の線引きの中でなければ、実施できないものであるというふうに考えております。

本町の高齢化率は、今後も上昇していくと思われ、雪対策を含む高齢者福祉対策は大きな課題であることは重々承知をしております。しかしながら、ますます増大する福祉需要に対応するためには、財政面も含めて、今後、行政だけの力では対応していくことがなかなか難しい時代状況に入っているのではないかと思います。これまでもそうでしたが、これからも高齢者の親族の方などの協力をいただきながら、地域全体で高齢者を支えていくことが必要であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

先ほど、要件の中の何点かありました非課税世帯というのがネックになっているのではないかとのお話でありましたが。実は、相談の中で多いのが、この親族というふうな部分の線引きです。近所に、付近に住まわれている場合は対象外というふうな扱いでありますので、これが寒河江なのか、山形なのか、東京なのか、まあ東京であれば間違いなくそうではありますけれども、そういった部分の線引きというのも非常に難しい判断になっているという現状がございますので、その辺も一つの課題なのかなというふうに思っておりますが、この協力なくしては、やはりこの雪問題は片づけられないのかなというふうに思いますし、また作業する方においても、なかなか若い方のそういった作業の人手というふうな部分では、不足しているという現状はご存じのとおりかというふうに思います。

次に、家庭用小型除雪機械の購入補助のご質問でありますけれども、家庭用小型除雪機の購入補助、少し遡ってご説明いたしますと、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間、事業を

行ってまいりました。事業内容といたしましては、平成23年から24年度は1件につき10万円、平成25年、平成26年度は1件につき5万円を限度として、事業費の4分の1を補助するもので、利用者は延べで110件、事業の総額は777万8,000円、こういった経過になっております。

なお、補助につきましては、補助相当分を商品券で交付し、町内での経済の動きが活発化するような仕掛けとしたものでありました。これは当時、平成20年9月に起きたリーマンショックの影響を受け、町内経済が低迷していたことから町内での販売の促進、経済活性化を目的に、商工振興の施策として実施したもので、一定の成果が見られたことから、事業を終了したものと記憶をしております。

結城議員からご指摘のありましたとおり、先般の冬は大雪となりました。私も含めて、各家庭では重労働であります除排雪作業に大変苦勞したことは記憶に新しいところです。

今では、家庭用除雪機の普及が相当進んでおり、豪雪地帯である大江町にとっては、必需品と言えるのではないかとも思いますが、まだまだ経済的理由または人手の問題で所持をしていない方も多いものだとも思います。

大江町では、積雪量の多い七軒地区を対象に、平成27年度から地域除雪活動支援モデル事業を実施しております。

事業の内容は地域内での共助による除雪を推進するために、家庭用の中型の除雪機を貫見地区に配備し、高齢者世帯等の除雪活動を支援するもので、地区の除雪支援員の指示の下で、町で機械操作の作業員を派遣しているものであります。雪の状況で、年度間にばらつきはありますが、昨年度は3集落から依頼あり、延べ10回ほど出動している状況でありました。

大江町への移住・定住の促進を図る上で、雪への対応は大きな課題の一つでありますので、家庭用小型除雪機購入に対する補助についても、今後十分に検討してまいりたいと思います。

雪を克服するという克雪対策をしっかりと取り組んでいき、大江町で暮らしてよかったと感じられるよう、ぜひまちづくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ご答弁ありがとうございました。

最初の質問であります本町の雪対策として、高齢者世帯、障害者の冬期間の暮らしを守るため、雪下ろし、間口除雪支援であります。この一冬の執行状況をお知らせくださいということで詳しくありました。実績として、支援対象世帯が138世帯、うち、雪下ろし支援は124回、支給額が273万6,644円、玄関など間口除雪支援は42回、支給額が85万4,622円で、全体

では2つ合わせて166回、359万1,266円の支給額であり、執行率は100%を超えているということなわけであります。

ただいま答弁にもありましたが、職員からの情報によりますと、雪下ろし支援申請者は146人あったが、条件を満たさないため取り下げられた方も数件あったこと。また、令和3年度予算333万9,000円かな、これを上回る要望のために、約25万2,000円ほどは扶助費からの流用しての対応となったことなど考慮すれば、高齢者の雪下ろし要望が多いことが十分理解できるものと思います。

このことから、本町の雪対策をもう少しこの条件を緩和して支援できないかと、こういうこれに対しての答弁は、全ての方を対象とすることは財政的に困難と言われればこれもやむを得ない、そのように思います。

高齢者とはいえ、現役バリバリの元気な高齢者もおりますので、そういう方々は安全装置を施した上で、屋根に上がって雪下ろしを頑張ってくださいと、こういうことになるのかなというふうに思いますが、高齢化率も先ほどありましたように40.4%ですか、にもなるこのまちづくりのため、またはその限界集落を救うためにもですね、高齢者世代の雪下ろし支援の条件を、全部となると大変ですからその辺ですね、年齢的に、例えばだいたい70歳以上にするとか、あるいは75歳以上の高齢者にするとか、あるいは80歳以上とか、そういうふうな年齢に制限してですね、屋根に上がらないように年齢を限定しての雪下ろし支援というのはできませんでしょうかという再質問なんですけども、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど予算というふうなお話をしました。

全体で359万1,000円ほどの執行だったというふうなことなんですけど、それは今の基準でもってその程度だというふうなことです。いろんな方法で、段階的に、今、結城議員が言われたように、年齢を区切ってというふうなことなども考えられるかというふうに思いますが、それが推計してみないと分かりませんが、予算の倍が必要なのか、3倍必要なのか、その辺の見極めも必要になってくるというふうに思いますが、ただ、仮に一部の事業において所得制限などの撤廃の基準を緩和すると、先ほど申しました福祉施策の一部として今回の除雪の部分もやっていると、様々な部分でこれと同様の扱いをしている事業もたくさんあるというふうな意味です。

なので、その辺との除雪はこうであり、この事業はこうでありというふうな線引きの部分も、ひょっとしたら影響が出てきてしまうというふうなことも考えなければならない。その

他、いろんな影響が出てくることも予想しております。そういった部分の解決も必要であるということが言えるのではないかというふうに思いますし、また先ほどちょっと触れましたが、この問題については予算の関係の部分、経費の部分ですね。あとは作業員の確保はどうかというふうなことです。若い人がなかなかこの作業に当たってもらえるような人的な確保が難しい。そして、一番はやっぱり雪処理というふうなことでは、雪下ろしなどはやっぱり一気に、その時期に必要な時期が重なってくるというふうなことで、この辺の言葉で言えば、節がこけてからでは駄目なんだよというふうなことになるのではないかと。その辺の一つの確保というふうなことも、実際、シルバー人材なり業者さんのほうさお願いしたんだけれども、ちょっと2週間待ってけろと言われてたとか、回らないよというふうなことがあったというその辺の問題も一緒に解決しなければならないと思います。

そんなことで、多くの方の支援をしていくという組み立て方は、考え方としてはそうなんですけれども、今言った2点についても、なかなか厳しい問題が残るのかなというふうに考えておりますので、ちょっと緩和というふうなことと今の問題を、いろんな意味合いから組合せをしながら検討しなければならないという事態も、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

なかなか難しいですけれども、先ほど町長の答弁の中で、近くに子どもや親戚がいない場合も頼めるということで、それをいいことにして、寒河江に住んでいるんですけれども、左沢の方がね、町で補助してくれるんだからやってもらいなさい。あっちはちゃんと若い衆がいるのよ、近くにね。それでも来ないんだね、やってもらえと、補助出るんだからと、そういう人も中にいる。その周りの人はそれを知っていて非常におかしいねと、こういうような人もいろいろおりましたね。

いろいろ除雪業者の作業員の確保もなかなかそんなにいないというようなこともあってね、いろいろあるんでしょうが、大江町の各家々を見て回りますと、今回の大雪の影響で軒先が折れている住宅、小屋、車庫などの建屋が、雪の重みで損壊しているのが、結構数多くあることに気がつきます。私も小鉾の実家を見たら、小屋の軒先が折れておりました。これまで何年と私も雪下ろしをして折れないようにしてきたんですけども、手が回らなかったのかどうか、折れておりました。これらの軒先を修復するには、大変な出費を必要とします。いろんな理由で雪下ろしができなかつたための損害であって、生活負担になるわけですね。

総務省消防庁のまとめによりますと、大雪が相次いだ昨年11月から今年3月末までに除雪作業中の事故など、雪の影響で亡くなった人が本県など12道府県で合計97人に上がったことが分かっております。原因は、屋根の雪下ろしなど除雪中の事故が74人と最も多く、落雪に埋もれたのが16人、雪の重みで倒壊した家屋の下敷きになったのが5人、雪崩が2人、そのうち9割は65歳以上の高齢者だったと。うち、本県の死者数は11人、また本県の負傷者数は181人うち103人が重症者だったと。住宅被害は全国で計624棟に上がり、本県は全壊3棟、半壊2棟、一部損壊27棟ということのようであります。

令和4年度松田町長所信の冒頭に、今、大江町の最大の課題は、人口減少に歯止めをかける、人口確保をどう図っていくかに尽きると思うと。つまり、転出者を少しでも抑え、転入者をいかに増やしていけるか、そのためにあらゆる視点から検討し、施策を講じていかなければなりません、こういう所信であります。

私がさきに申し上げました本町の住宅団地に移住した方でさえ、さらに雪の心配がない地に移住を考えていると。そういったことがないように、まずは転出者を抑える施策として、大江町という雪国の町の除雪、排雪における生活インフラの整備、買物や雪下ろしの利便性を確保するなど、新たな支援策として必要なものであります。

次に、その雪対策関連で、家庭用の小型除雪機に対する購入補助であります。令和4年度予算で、未来を耕す農機具支援事業補助金として340万円の中に、トラクターに装着して除雪を行うアタッチメントへの補助として3分の1以内、限度額30万円があります。この除雪機には補助しますが、もっと町民の利用度の高い、そして雪国の必需品とも言うべき家庭用の小型除雪機への補助がないというのは、私としてはおかしいなというふうに思います。以前はやったわけですからね。

また、ある高齢者の話を聞きますと、今保有している家庭用の小型除雪機は老朽化しているが、新しい除雪機を購入するには年金生活で精いっぱいなので購入できない。今の除雪機が使えなくなったら、除雪の仕事はできないとこういうふうに話されておりました。

このように除排雪対策の充実に必要な家庭用小型除雪機に対する購入補助の復活については、検討するという前向きな答弁であります。ありがとうございます。しっかりと検討の上、実現できるようにお願いするわけですが、しかしこれまでの経験から検討する、あるいは研究する、そういう答弁は前向きな答弁と捉えておりますけれども、なかなか実現していないものが数多くあるということですので、もう一度実現しますと、こういう答弁はできないんですかということをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、後ろのほうの話からさせていただきますが、この場でそういう答弁ができないのか、私はできません。手順があります。手順というのは、公的なお金を使わせていただいて補助制度というふうなものをつくり上げて、住民の方に平等にできる制度にしなければならないというふうなことがあるからです。私のポケットマネーではないので、そこはきちっと整理をしていかなければならないものなので、今日この場でやるというふうに言ってほしいというお気持ちは重々分かりますけども、そういうことをご理解いただきたいというふうに思います。

あとは軒先が折れていたという話がありました。火災保険等に入っていれば、雪害の保険の保険金などが落ちて対応できるというふうなこともあるかというふうに思いますが、なかなかそうでない場合は、修復というふうなことでもお金が必要になってくるという現実だと思えます。

町でやっている事業の中で、雪下ろしが必要がない屋根勾配補強融雪装置、こういったものをする場合に、雪から家をまもる事業という事業があります。

事前に防止するための工事になりますけれども、補助率は30%ですが、非課税の65歳以上の方であれば50%の補助率というふうなことで、かさ上げをしております。ぜひ、こういったこともPRをして、雪に強い住宅というふうなことでは活用していただければなというふうに思ったところでございます。

ちょっと除雪機のほうのお話に戻りますけれども、今回の質問を受けていろいろ担当のほうで調べてもらったんですが、家庭用の除雪機に対する補助に関して、西村山管内の他の市町村の状況などを調べてみました。

そうしたところ、地区に対しての補助はある、つまり先ほど貫見地区に配備しているというふうなことを紹介しましたが、地区全体でそういったお互いさまというふうなことでの仕組みをつくってやっていくための除雪機械というふうなことでは、支援の制度があると。個人に対する補助はないようでありました。

一方で、特に雪の多い最上地域、北村山地域のほうでは、大江町でやっていたような個人に対する除雪機械の補助などを、今も行っているようでございます。額はそれぞれですが、5万とか10万ほどの限度額で行っているようであります。

できれば、負担も考えれば、今言ったように、一定の地域、地区内で、お互い支え合う除雪の体制というふうなものが築ければいいのかなというふうに思います。誘導はそういうふ

うにしていきたいというふうには思いますが、なかなか使うときは一緒だったり、地域のエリアが広がったりというふうなことで、機械が1台だけあっても移動も大変だ、除雪は誰がやるのか、こういったことの課題もあることは予想されます。

そうしたことの現状を踏まえながら、先ほどの補助について前向きに検討をしてほしいというふうなことを受け止めさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

まあ断言はできないというこゝろ答弁であります、それも分かります。

4月17日に、西川町長に当選した菅野氏は、選挙中に訴えてきた「『すっだい』を実現する町に」のスローガンの中に、高齢者が多い町民生活に密着した施策として、除雪機購入補助の実現は必要と訴えて当選を果たしております。

まちづくりの羅針盤となる第10次大江町総合計画、日々の暮らしからちょうどいい幸せ、ちょうどいいという居心地のよさを感じられるまちづくりを進めるためには、特に、冬場の高齢者の除排雪や雪下ろしは大きな負担となっていることから、先ほど私が言ったように、年齢を限定するなどしての雪下ろし支援や補助対象の範囲を拡充するなどして、利便性の向上と福祉の増進を図っていただきますように希望し、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで結城岩太郎君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日は、これにて散会とします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分



## 令和4年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和4年6月8日(水)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(5名)

8番 伊藤慎一郎

- 里山を見直そう

5番 関野幸一

- セミリタイヤ及び高齢者を町に呼び込んでは
- 町発注事業の町内事業者に対する優先かつ積極的な発注決定の配慮について

3番 藤野広美

- 道の駅おおえと周辺施設のGWオープン目指しては

1番 橋本彩子

- 町の公共交通をより便利に
- ゼロカーボンに向けての動きは

6番 毛利登志浩

- 令和4年度町長所信と予算計上の関係を問う

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

また、ご覧のように、ヒメサユリを飾ることを許可いたしました。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

質問席と町長席、教育長席に、水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可いたします。

---

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） おはようございます。

今日は、私の質問にヒメサユリを据えていただきまして、ありがとうございます。

田植えの終えた水田は一段と青さが増して、1年で一番いい季節ではないかなと思う今日この頃です。そしてまた、大山自然公園ではヒメサユリが満開で、土曜日、日曜日は町内外から、そしてまた県外ナンバーも多く見られました。観光スポットとして定着したのではないかと思います。

それでは、通告してあります質問に入りたいと思います。

里山を見直そう。

里山、何となく懐かしく、風景や風の匂いまで感じられそうな言葉です。しかし、実は、近年になって広く使われるようになった言葉なのです。

里山は、伝統的な農村の暮らしを支えてきた自然です。まきや炭の材料を取り、肥料にする落ち葉などを集めた林のほか、田畑、小川、草原、ため池、屋敷などが調和して、落ち着いた景観をつくっていました。適度に人の手が入り、様々な環境に恵まれた里山は、植物にとっても豊かな環境だったので、生き物たちのにぎわいがありました。

ところが、高度経済成長期を通じて化石燃料が生活に浸透するようになると、私たちは身近な里山に価値を見いだせなくなり、手を入れることをやめ、そして失ってしまいました。

最近まで、貴重な自然とは生活圏から遠いところにあるもので、身近な里山には守るべき価値はないと言われてきました。けれども、なくなってから初めて私たちはその価値に気づいたのです。長い時間をかけて受け継いできた里山の自然と文化という遺産を、ほんの一瞬にして失いつつあることを。

里山は、人が関わることによって作り上げてきた自然であり、人の手が入らなくなると生態系は崩れてしまいます。持続可能な暮らし、そのモデルは里山にあります。

後先考えず使い尽くされている石油、切り倒されている熱帯雨林やタイガの森、このままではいずれ資源は底をついてしまうでしょう。しかし、里山では自然の再生力を超えない範囲での伐採・再生を繰り返す仕組みがあります。適度に人の手を加えることで森には光が入り、生き物に様々なすみかを提供する。長年培われた使い過ぎない知恵で、資源は次世代まで引き継がれます。それは、極めて永続的な仕組みです。

そこで、町長に質問いたします。

SDGs、持続可能な大江町はどのように考えているか。例えば、林業のリサイクル、伐採期を迎えた西山杉、面積はどのくらいになっているのか。人の手が入らなくなった森林や

田や畑、農業用水路、道路の管理など、里山・大江町として、次世代に送るためにどのように考えているか、伺います。

大江町には、絶滅危惧種と言われるハッチョウトンボなどが生息しております。そしてまた、貴重なヒメビシなど、いろいろあるかと思えます。このような動植物をどのように保護していくか。小見の三堤に生息していたヒメビシは、新聞にも報道されました。改修が終わり、その後どうなったのか、伺います。

レイクサイドを造るときに、大山地区一帯を動植物の調査を行ったと記憶しております。その後どのように扱っているか、伺います。

循環型社会、持続可能な社会など、いろんな言葉が出回っております。今こそ自然を大切に、地球温暖化防止にみんなで真剣に考え、伝えていかなければと思います。学校教育の中でどのような形で行われているか、教育長にも伺います。

里山・大江町として、最小限の手を入れて次世代に伝えていかなければと思います。町長の見解を伺います。

そしてまた、大山自然公園管理運営などもどのように行っていくのかもお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

今ほどヒメサユリのお話がありましたが、伊藤議員の質問の中にも大山自然公園の管理等についてのご質問がありました。

ヒメサユリのまつり期間中には、非常に多くの方がおいでいただいたということです。コロナ禍の中で制限された中でありましたが、日曜日には1,000人を超える来場者があったというような報告も受けております。こういった自然の花、そういったものには人間は非常に心を癒されますし、観光資源として多くの方から思いを寄せていただいているんだなというふうなことを実感したところでございます。

さて、伊藤議員からご質問のありました事柄についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず初めに、里山というテーマでご質問いただいているわけですが、改めてちょっと調べてみました。「集落、人里に隣接し、人の影響を受けた生態系が存在する山。生活に欠かせない、生活に結びついた山」、こういった意味だというふうなことでございます。

様々な環境の中で多くの種類の生物が存在する豊かな生態系は、人が手を加えていることで維持されてきた、こういった部分もございます。

少子・高齢化や農林業の担い手不足、生活様式の変化、これらにより生物の多様性が失われることが懸念されているのは、議員のご指摘のとおりであり、近年多発している野生鳥獣による農作物被害などをはじめとして、様々な影響を及ぼしているものとも思っております。

まず、本町の林業の話がございましたので、そちらのほうの状況をお話ししますと、民有林の面積は8,254ヘクタールで、うち、杉を主体とした人工林の面積は3,459ヘクタールということであります。

杉の伐採期については、利用の目的にもよりますが、幅がありますが、一般的には35年程度と言われており、人工林のうち、保育などを要する35年以下の森林は約37%、1,280ヘクタール、伐採期を迎えている35年以上の森林は63%の2,179ヘクタール、このような状況になっており、半数以上が伐採期を超えていると言われていた森林でございます。

森林所有者の高齢化や所有者の町外への転出、そして何代も未相続のままになっている森林が多いことに加えて、木材価格の低迷が続いてきたこと、そんなことから森林整備に対する意欲が希薄になってきていました。伐採や整備などは非常に進んでいない現状があると思います。そのような森林につきましては、森林環境譲与税を活用し、所有者の意向を調査しながら、間伐などの整備を補助事業により実施して、林業のサイクルの維持に努めているところであります。

次に、農地や農業用施設について、農家の高齢化などにより、個人での管理が行き届かないところが増えてきております。町としては、多面的機能直接支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、こういった事業を活用することによりまして、地域の共同活動や農業法人化を推進するとともに、管理が行き届きやすくなるよう農地の基盤整備を進めることにより、山里を守っていかなければならないと考えています。

次に、希少な動植物についてのお話もございました。

平成14年の土地改良法の改正により、農業・農村整備事業を実施する際には、環境との調和への配慮、これが義務づけられることになり、農村地域の環境保全に関する基本方針「大江町田園環境マスタープラン」を作成して、基本方針を定めています。その中で、自然環境の保全に関しては、自然と調和した快適な生活環境を形成しながら、これらの資産を次世代に伝えることが求められているために、自然生態系に配慮した計画的な土地利用に努める、そういうことにしております。

お話がありました小見の三の堤に生息していましたヒメビシにつきましては、工事前に調査を実施し、別のため池に移し保護しております。三堤の工事は令和2年度で完了しておりますが、工事前の環境とはため池自体少し環境が変わっておりますので、元に戻せるかどうか、様子を現在観察している状況であります。

なお、レイクサイド小見関連の工事の際の動植物調査についてのお話がありましたが、かなり年数が経過していることなどもあり、県のほうにも問合せしてみましたが、ちょっと資料のほうを確認できませんでした。現在もシルバー人材センターへの委託や小見区、そして改良区、こういった方々のご協力により道路の草刈り、あずまややアジサイロードのアジサイの整備などを実施してきております。

最後に、大山自然公園について、かつて群生していた朝日・飯豊・吾妻山系にしか生息しないとされている貴重なヒメサユリを復活させようと、平成10年頃から大山自然公園整備推進協議会の方々や大江中学校の生徒さん方の協力を得て、球根の植栽を行ってまいりました。現在では約6万株のヒメサユリが咲き誇っており、見頃を迎える5月下旬から6月中旬、ユリまつりを開催して、町内外の多くの方から観賞いただいていると、冒頭に申し上げたとおりでございます。

そして、大山自然公園の中では、昨年度、キャンプ場のテントサイトの改修や、今年度はコテージの整備としてエアコンの設置などの施設整備を実施することにしておりますし、公園内の樹木の病虫害防除や間伐などにより、環境整備を進めているところであります。

大山自然公園は、その名のとおり、桜、ヒメサユリ、新緑、紅葉、そして展望塔から眺望する朝日連峰、月山、葉山、蔵王など、里山と自然の融合を来場者に楽しんでいただける施設として、これからも管理運営をやってまいりたいと思います。

里山というと、一般的に多くの方が、きれいな風景、森、きれいな水、こういったことを絵として思い浮かべる方が多いのではないかと思います。これは、自然のままにつくられているものではない、これまで、人の生活を営む上で共存し、人間生活を豊かにするため、そこに住む人たちがつくってきたものである、私もそう思います。

昔から、個人が自分たちの生活を行うため守ってきた。そして、少し時間が過ぎ、今は地域が一緒になって守り続けている。現代社会は、会社勤めの方などが多くなっており、地域のつながりも昔ほどではなくなっているのではないかと感じています。これからは、地域の力と行政を含めた組織としての力が必要になってくると思います。ぜひ、地域の力が出せるよう、一緒になって考えていきたいと思います。

どこにでもある里山、これもいいですが、ここにしかない里山、これを目指していくのも大江町らしい取組になるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

自然を大切にすることをどのように醸成していくか、広い意味での環境教育について、学校ではどのように行われているのかという質問というふうを受け止めさせていただきました。

議員がおっしゃる貴重な動植物の保護や環境保全に関わる小・中学校の学習について申し上げます。

まず、社会科の学習においては、小学校5年生で森林や水資源を守ることについて学びます。中学校3年の公民では、広く地域環境問題をテーマに、地球温暖化やエネルギー資源について学びます。

また、理科の学習においては、小学校6年で動植物の保護活動について学び、中学校3年生では環境保全やエネルギー資源について学びます。特に、その環境保全については、身近な環境を知る手だてとして、水生生物による環境調査が教科書に紹介されております。地球規模でのことなどには、学校の教科書にも非常に多く取り上げて、以前よりは身近な問題として捉えるような構成になっているようであります。

さらに、特別の教科、道徳というのがございますが、その道徳においても、小・中学校全学年に価値項目というのがいろいろありますが、その中に自然愛護という価値項目があります。親切とかですね、いろんな価値項目がありますが、その中に自然愛護というものがあって、道徳的にも自然を愛するということの学びが学校では展開されております。

希少な動植物の保護活動を題材にして、自分にとっての自然愛護を考え、友達と議論するような学習を行っているところであり、蛍やウミガメ、水鳥、高原植物等、子どもたちの興味を引くような工夫がなされております。

そのほかにも、各学校の総合的な学習の時間において、自然環境をテーマにした追求活動やSDGsについての研究を行った学校もございます。また、数年前には、蛍水公園に生息するヘイケボタルの観察会を左沢小学校で実施したこともありました。そのほか、左沢小学校、本郷東小学校の5年生が、それぞれ朝日少年自然の家とやまさあ一べで自然体験活動を

したり、左沢小学校の5年生は、それこそ伊藤議員さんの田んぼをお借りをして、稲作体験をさせていただいているということがございますが、そういう自然と関わる体験を通して、自然への愛着、自然を大切に思う心を育み、ひいては地球温暖化防止、SDGsマインドの醸成につながっていくものというふうに捉えているところでございます。

さて、里山という環境だからこそ生息している動植物があり、その里山が開発や手入れがままならず放置されることによって、個体数を減らしている動植物がいるのも事実であります。里山だから生息している昆虫の中に、伊藤議員がおっしゃったハッチョウトンボのほか、ヒメギフチョウやゲンジボタルがおります。ヒメギフチョウは、数年前に七軒西地区で確認されており、また、ゲンジボタルも町内で確認されております。

まずは、このような里山だからこそ生息できる貴重な動植物が、町内でも確認できるということを知ることが大切だと考えており、学習にも生かしていくよう奨励しているところであります。

大江町教育プランの第5節の「変化に対応し、社会で自立できる力を育む教育の推進」において、「持続可能な社会の担い手を育む環境教育の推進」を掲げております。その中で、小・中学校において大江町の歴史や自然を知る活動の充実をうたっており、各学校での取組を奨励しているところであります。

これらの取組の中で、貴重な自然や文化を守っていこうとする気持ちを醸成し、ひいてはそういう貴重な自然や文化が残る大江町を愛する子どもを今後とも育成してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

それでは、町長に再度質問するわけなんです、杉の伐採期で、今現在、35年以上の63%かな、2,000ヘクタールほどあるということなんです、私もいろいろと調べてみたんですが、大体、杉の回転というかな、70年、60年ぐらいが回転なんだそうですね。

私たちが杉林を持っているんですけども、公社との契約なんで、最初は70年契約だったんですよ。それが、この前も言ったように、それを100年に延ばされましてね、どういうわけか知らないけれども、公社造林で。それで、100年先でないと切れないところなんですけれども、それで山形の森林組合に行っているいろいろ聞いてみたら、あまり長く置くと、スギノアカネトラカミキリによって被害が出ると。これが出てくると、トビクサレの被害がかなり

出るんだね。それで、枝打ちなんかしない杉なんか、どうしてもかかりやすいということで、せっかく長く置けばいいやつでもない、それなりの回転でリサイクル、森林を刈っていかないと駄目みたいなようなんです。

そこでね、町長も切るわけでないので、果たして町ではどんなことができるかと考えたときに、私は提案するわけなんです、今、ウッドショックという形で、材木が高いわけですね。んだがら、すぐ切るというわけにいかないんです、なかなかね。だから、それに対してどういう町で補助するかとなると、やっぱり貯木場とか材木を置く場所、そこにストックして、それがすぐ売れなかったら、例えば融資を紹介するとか、金になったら返してもらえばいいんだから、そういった形でリサイクルを回転するような、町で支援ができないものか。

それから、林道ですが、林道はかなり補助事業でそっちこちに切られてあります。その林道も、毎年歩かないと壊れるだけなんです、造っても。だから、その巡回というかな、林道の巡回。後から地区で林道を守ってもらわないと、せっかく補助事業、補助金を出して造った林道が、いざというときに活用ができなくなる可能性があるんで、林道の管理運営なども町としてある程度やっていってもらいたいもんだなと、こう思うところあります。

あと、先ほどの回答の中で、大江町田園環境マスタープランと、あるんだべね、今。それで、今からつくるのかしらないけれども、この前、やまさあーべの佐々木さんと少し話したんですけれども、大江町には、さっき教育長も言ったように、「私たちの気づかない貴重な動物がかなりあるんじゃないか」と、こう彼は言うんですよ。そして、ヒメギフチョウ、それも私は見たと。これはなかなかね、俺たち見ても恐らく分からない。さっきから言うように、だから、教育長で、学校と子どもたちにどんな教育しているのかなと思ったわけなんです。

それからアサギマダラ、あれなんか蔵王山頂で見えて、あれは九州、沖縄まで飛んでいくアサギマダラ。それからルリイトンボなんていうのは、これも大江町で見たらしいんですけども、あれも繁殖地区が、日本でも山形県がちょこっと入っているぐらいの形で、これを見つけたら大変なことなんですよと、こう言うわけなんです。何か俺、そのトンボ見たような気がするなと思って、これから少し目を光らせて、このルリイトンボを探してみたいなと思ってます。

だから、この前ね、どこでやったか分からないけれども、俺、トンボの名前を、シオカラトンボってあるが、そしたら職員笑う人がいた、シオカラトンボって何って。本当に、だからね、シオカラトンボって俺知らねえのかなと思った、最初。本当、食べる塩辛じゃなくて、

シオカラトンボっていうんですよ。

それで、トンボにもいろいろあって、これから、私の水田からはアキアカネが羽化して飛んでいくわけなんですけれども、高い山のほうにね。これが今から一斉に始まるわけなんです。これはトラクターの入ったおかげで田んぼが乾燥してしまうから、去年の稲を刈った後になした卵は、越冬はするんですけれども、田を乾かしてトラクターでうなうもんだから、だんだん少なくなっていくと。私は水張り水田やるんですけれども、そういったところからはアキアカネが今から羽化して出てきます。これも一斉に羽化するから、かなり見事です。

私も今まではあんまり気づかなかったんですけれども、トンボにもいろいろあって、ルリイトトンボもさっき話したようにあるから、チョウトンボ、いろんなあるんですよ。知っているだけでもかなりあるんですけども、こういうのも、昔は小学校の夏休みに昆虫採集っていうことで標本を作って、出してくれた子とかいたんですね。今、そういうのあるのかなと。家の中でかちゃかちゃやって遊んでいる子どもだけで、果たして大江町にいる植物、動物などを知らないでおわるんでないかな。それをちょっと私も思うところなんですよ。

ちょっと話は変わりますが、私、トヨタ自動車に働きに行ったときあるんですよ。それで、スキーに連れていくということで、誘われて行ったんですけれども、「伊藤さんは山形だからスキー上手でしょう」って言われたんだよ、トヨタの人から。それで、俺たちやったスキーはよ、長靴で履くスキーだから。あのときのスキーはもうスキー靴で履くスキーなのね。だから、俺できないのよ、このとき。だから、雪国であるからスキーができる、あるいは田舎だから動植物全部覚えているというのは、もう頭の中に仮定っていうかな、先入観があって思うけれども、実際、都会に出ていろいろ聞かれると、あんた田舎でも分からないのということがいっぱいあるんじゃないかなと思います。

あとそれから、もう一度ちょっと、使って申し訳ないんですが、友達の結婚式で宮城県に行ったんですよ。それで、尺八やってくれるんで、「伊藤さん大江町出身ですね」って、「最上川舟唄、歌ってください、俺吹きますから」って言われたんだよ。ところが、歌えないんだ、私は。そしたら、尺八っていうのは後から入れてくるんだね、俺初めて知りました。だから、俺が先に歌わないと、尺八が後に、普通だったらピアノが鳴って歌を歌うんですけれども、民謡の場合は歌の後さ尺八が追っかけてくるみたいな感じで、宮城県の方が尺八はすごくうまいんですけれども、大江町出身の私が全然歌えませんでした。

私の言いたいのは、やっぱり大江町に住んでるからもう知っているんだろうと、その先入観を捨てて、やっぱりあえて向き合えないと分からないでないかなと思いますので、町長に

再質問しているわけなんです。

あとそれから、大山自然公園についてですが、スーパー農道から大山自然公園に上っていく道路があるんですよ。あそこのちょうど角、横が3メートル60、縦が1メートル80のすごく大きい看板あるんですよ。恐らく、あの工事やったときに山形県でつくってくれたんだろうと思うけれども、それ見てきたかなと思って、課長さ聞くかと思っているんだけど、課長答弁するかですが、見えないよね、何が書いてあるか。ただ、大江町と山形県は黒いペンキだから見えるだけであって、これね、今、どんどんヒメサユリ見に来ているときに、あの看板がさっぱり役立たないのよ。

それで、うっすらと小見地区周辺案内図ってあんだな。恐らく、町長は後から行って見てください。それで、県でやってくれるか、町でやってくれるか、ぜひ案内図をもう一度作成してもらいたいと思います。その辺なども後ほどお聞きいたします。

あとそれから、大山自然公園に行って眺めてきたんですけれども、道路から上はヒメサユリがおがっています。道路から下はもう雑木林というか、植林したんだと思うけれども、トチノキだ、桜の木とかいろんな、ヤマボウシとかいろいろ植えられてあるんですけれども、見てももうジャングルなんですね。あそこの山は5ヘクタールあるんですけれども、私も所有者でした。それで、公園を造るということで、私、1町歩持ち分だけけれども、今のちょうど管理棟辺りなんだが、それ売ったわけなんです。その前は牧草地で、ずっと下まで下りていったんだから、あそこは恐らく町の所有としては、あそこから大体100メートルか200メートルぐらいまで、下まであるはずなんです。だから、木がよ、かなりおがっていて、もう中も見えないみたいな状態なんで、それを間伐、一度してみてもどうかと、こう町長にお願いしたいところなんです。

例えば、秋に切ればナメコ植えられるし、それからまき欲しい人にはただくれてやってもいいし、ぜひね、あそこの道路から下、こっちはもう、道路から上のほうはヒメサユリで今すごくきれいで、いいんですけれども、道路から下のほうは、あそこ町の所有ですから、俺だ売ったんだから。だから、あそこの林の中を間伐して、やっぱりせめて向こうから見通しの利くような形にしてもらいたいと思います。

そして、大山自然公園に行くと、雑木にいろいろなテープが巻いてあります。あれ俺何だかなと思うんだけど、課長、分かったら後から教えてください。ヒメサユリはいっぱいあるけれども、木に青いテープから現在いろんなもの巻かっているんだよ。あれは何かの印だと思うけれども、何かきれいなヒメサユリとバランスが取れねなと思って眺めてきました

ので、後から課長からでも、分かったら教えていただきたいと思います。

まず、その辺で町長から、再質問をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 2回目の質問というようなことで、様々いっぱい課題をいただいた、質問をいただいたかなというふうなことで、全て適切にお答えできるかどうかですが、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず初めに、杉の伐期の話がありました。

私、35年というふうに先ほど申し上げましたけれども、35年から伐採できるというふうなことで、伐期の到達というふうな意味でございまして、現実的には今言われたように、40年から50年ぐらいの木が非常に多いのではないかというふうに見ております。その中でも、やっぱり60年、70年というふうなことを迎えているというふうな杉の木もまだまだたくさんあると思います。

先ほど公社造林で、期限の延長というふうなことで100年に延びたというふうな話がありました。できるだけそういった木を木材として活用できるような対応をとというのが今、国全体を挙げて、そういった荒れている森林の整備、そしてその木の国産木材としての利用というふうなことを上げているのが、ご存じのと通りの森林環境譲与税のことでございます。いろいろそのことをご説明すれば、まだまだ時間が必要であります。その国からのお金を活用して、できるだけ多くの森林に管理が行き届くような手だてを今進めているというふうなことなので、ただ、森林の面積が非常に大きいわけで、所有者の方の問題もあります。相続関係のこともあって、そこがはっきりしないと手をつけられないとかいろいろな課題もありますが、できることから、そこは手をつけてやっていくというふうなことで今取り組んでいる最中でございます。

それから、西山杉を活用する上で、様々な、貯木場設置、そして林道の整備等々というふうな話がありました。

貯木場の整備については、これも以前から町の製材業者なり林家の方からのお話としては承っております。ただ、やっぱり実際行うとなると、様々な課題が見えてくるという現実もありますし、または場所の問題もあります。そういったことを整理をしていることなので、頭の中にはそういったことを思いながら、これから関係する機関なり業者の方々と意見を交換しながらやっていくべき事業だというふうなことで、少しお時間をいただいている状況でございます。

林道の部分については、原則的には森林を管理している方々または共同で管理するという私管理の林道が多いわけですが、一部そういった部分については町の手も貸しながら整備については協力をさせていただいている現状でありますので、そのところはその地区の方々の意見を聞きながら進めているというふうな現状でございます。

それから、マスタープランのこと、それから希少動物のことのお話がありました。

先ほども説明の中で申し上げましたが、農業・農村整備事業の補助事業を入れるに当たって、このマスタープランの中で位置づけをした上で事業を進めていくというふうなことに制度が変わっておりますので、レイクサイドの際にはそういった計画をつくって進めていると。その計画についても、今もそれは1回ほど改定をしているようではありますが、継続してその考え方は変わっておりません。それに基づいて整備を進めていくという方向性です。

そして、やまさあーべの佐々木館長の話がありましたけれども、やはり私たちも知らないことが非常に多いんですね。マスコミ等でも取り上げられましたけれども、金色のドジョウの話がありました。まさに、私たちはただ見ているだけで、いたとしてもあまり気づかずに素通りしてしまっているものだったのかもしれない。ただ、やっぱりそういう専門的な知識を持っている方からしてみれば、それは大変貴重なもので非常に珍しい、言ってみれば、地域の一つの売りにもなるというふうなことがあると思います。希少動物の保護はもちろんですが、町のそういった売りにしていけるようなものを見つけ出すというふうなことも非常にいいのではないかというふうにも思います。

ただ、なかなか一般の方がそこに目を向ける、見つける、そういったことは大変なのかなというふうに思いますので、そういった知識を持っている方々のお力を借りながら、特にですね、やまさあーべのほうの活動では自然と一緒に、自然の中で活動するというふうなことを売りにした施設でありますので、そういったところとも協力をしながら、これからも進めていきたいと考えています。

そして、大山自然公園の入り口の看板のお話がありました、あれではないんですかね、入り口にある大きな看板というと、現在の開花の状況などをお知らせしている看板とは別の看板なんではないかな、小見地区の案内図というふうなことでありますので、それは確認をしながら対応をしてみたいというふうに思います。

それから、道路下の雑木の部分の話題がありました。この部分についても、ちょっと土地の、町としては借り上げをしているというふうな土地、それから町有地も若干あると思いますが、その辺の管理の範囲、そこを確認をしながら、必要であれば整備をしていくというふ

うなことも考えたいと思います。

それから、山形だから知っているのではないか、田舎だから知っているのではないかというふうなお話がありました。

これは、ふるさと教育というふうなことで、町のほうで進めている教育につながってくるのかなと思いますけれども、そのために、やっぱり昔、我々の世代ぐらまでですと、農繁期には田んぼの田植えの手伝いに、手伝いをするわけではないんですが、親が行くもんですから、それに連れられて行って、田植えの経験をしてきた。稲刈りのシーズンには、そうやって同じように行って体験をしてきたという、私自身の感覚はあります。

ただ、今の子どもたちはそういう場所なり、そういうつながりがない人が多いのではないかというふうなことで、中学校の田植えや稲刈りの体験などは一つの、小学校でバケツで米を作ったりとか、実際に田んぼで作ったりというような体験をしますが、自らの食べるものは自ら作ってやっていきたいと思いますかと、それも大きな教育の一つではないかというふうなことで、中学校の米飯給食の部分は、そういう考えの下に進めている一つであります。こういったことも、今、議員からご質問のあった体験をするというふうなことでは非常に大事なことはないかなというふうに思います。

なかなか今、大人も子どもも忙しい時間の中で生活をしているというふうなこともあって、なかなかそういった自然体験の場所が、時間が取れないというふうなことでありますが、せめて最低限の山形県で、そして大江町で生まれ育ったというふうなあかしを子どもたちに体験してほしいなという気持ちを持って、進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

田園環境マスタープラン、これは大変いいことであって、やっぱり里山を見直そうの原点かなと思いますので、ぜひね、やっぱりある程度の何というかな、調べて、ある程度作成してもらいたいなと思います。

あと、大山自然公園では、朝日山系のドウダンツツジというのがあるんですよ、生息している。その辺で、そこら辺に出ているやつでないのね。だから、大山自然公園は、朝日山系の系統の山でないかなということも、あるときちょっと話題になりました。ぜひね、私たちの公園なんで、大切にして、これからも管理していかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、教育長に、次に質問入りたいと思いますが、これがハッチョウトンボですね。これは、すばらしい写真家が撮ったんですけれども、赤いほうが雄で、黒いほうが雌。それで、このハッチョウトンボというのは、知っていると思いますが、このところ、1円玉に入るんですよ。1円玉、大きさが、このトンボは。それで、この撮った方が何回も通って、ようやく撮った、もう自分で記念すべき写真だと。ところが、あまりにも入れ込んで撮ったんで、つくったんでねえかと言われて、この写真はあんまり見せねんだなんていうことを言っていましたけれども、これは大江町にあるというのは皆さん知っていますけれども、大体100坪ぐらいの場所にしかないんですよ、今。それは、所有者が毎年草刈りをやって、今やっているということですね。このすばらしい写真、これは大江町に1か所あるんですよ。

それで、教育長に質問しますが、神奈川県横浜市に大道小学校というのがあるんですよ。そこにね、学校の中に川を造って——川っていうか、池を造ってやったら、いつの間にか20種類ぐらいの動植物が集まってきたとか、トンボが来たとかカワセミ、都会だよ、カワセミが飛んできたとかって、すごいついていうことでテレビで報道なっていました。

それから、本郷台小学校には、棚田を造って——野菜か、ここは。野菜を9種類栽培しているとかって、学校で。あるいは、トンボのため池というものもあるんだね、ここにトンボが。

だから、そういった田舎では当たり前のやつは、都会ではやっぱりすばらしいことをやっているなど私は思いましたね。

それで、また話しちょっと変わって申し訳ないんですが、私の家に横浜から来た子どもが見てね、アカハライモリというのを、大事そうに持っているわけなんですよ、小学生が。俺らアカハライモリなんていうのは、ドジョウすくいに行って、邪魔だからぶん投げたやつなんですよけれども、そしたら、佐々木さんに聞いたら、アカハライモリだって埼玉県にいないんですよと、こういうわけだ。ちょっと忘れちゃったけれども、埼玉県だかどこかの県には。だから、これも希少動物なんだっていうんですね、あのアカハライモリ、山形県には結構いるけれども。

でも、遺伝子を調べると、日本全国一律でない。だから、ハッチョウトンボも全国にいるけれども、大江町にいるトンボと、例えば青森とかどこかにいるトンボとは違うんだということなんですよ。だから、例えばトンボを、ハッチョウトンボを小見で増やそうかと思って持ってきて、増やしたって、これはこういう移動は絶対駄目だと。自然にそこから増えていって、自分が増やしたんならいいけれども。だから、そういう自然の大切さっていうかな、

持ってくれば、みんな分解して増やせばいいんじゃないかと思うけれども、そういった移動も駄目なんですよということを言っていました。

それでね、だから、学校教育の中で、やっぱりいろんな形で自然の大切さとかありますので、今年も小学校の田植えに私もちょっと見てきましたけれども、本当に楽しそうにやっておりました。どこまで覚えてくれたのかなと思っていましたけれども、作文を書いて、家に持ってきたんですね。それを読みましたけれども、感動するところがありました。

私たちの住んでいるこの町を、いかに思っていくか、それから伝えていくかということで、私たち農業をやっている人もこうやっているわけなんですけど、ぜひね、残していかなければならないやつは残さんなね、残すんだという形でやってもらいたいと思います。

あと、最後にね、里山再生に挑戦するというので、この文句を、感動しましたので、最後に読みたいと思います。

里山は、人が使い続けたからこそ維持され、身近な自然、今、里山を再生しようと様々な取組が行われています。荒れて人が遠のいてしまった里山を何とかしたい、かつて豊かであった里山を、美しい里山を、里山に生き物のにぎわいを、人と自然のつながりを取り戻したいということを思ひまして、いるんですけれども、最後に教育長から、質問の中で学校教育のほうで例を言いましたので、それに対してひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 感動を私ももらいましたけれども、以前に都会の子どもたちと交流したときに、都会の子どもが、例えばカエルを触れて、地元の子どもの触れないというふうなことがあったり、ワラビを都会の子どもが分かっている、こちらの子どもの分かってないというふうなことをちょっと、議員さんのお話をお聞きして感じたところがありました。

余りに身近で、そのところに目が行かないというふうなことをちょっと感じたものから、随分前のことですが、そこから比べれば、環境というものに対しては、学校での取組というのは、やっぱり全地球的なものでもありますので、非常に自分たちの身近なものとして捉えて、考えていくという活動は以前よりしているんだろうと。高度経済成長というふうには言ってしまうと、それで決まりだと思えますけれども、やっぱり教科書があって、教科書というのは一つの形として授業の中で使われるわけですが、どちらかというと、みんな同じような知識や学びというものがその教科書によってなるわけで、ここの地域、大江町、ふるさとというものに対してどれだけ目を向けさせられるか、あるいはどういうふうを考えていくかというのは、教科書は一つ材料ですので、それを基にしながら、里山やそういう

状態など、きちんと子どもたちと一緒に学んでですね。心の醸成、そして将来に向けて考える力、そういったことをやっぱりつけていきたいと、このように感じているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 何か私も質問で取りとめない、まとまりのない形に最後になってしまいましたけれども、まず原点はね、やっぱり大江町、どうやった形で後世代に伝えていくとか、いろんな問題が数々あるかと思います。

それで、ヒメサユリだって、これを私も植えましたけれども、山に何年植えだべ、5～6年植えたんだよね。そんな関係で植えて、今、そしたら植えなくても、自分で種をおろして、かなり定着したなと思って、見てきました。実はね、これ種からこぼれて出たヒメサユリは、5年ぐらいかかると、3年ぐらいかかるっていったか、そのぐらいかかるやつなんで、大事にね。やっぱり大江町の大山自然公園もしかり、それからハッチョウトンボもしかり、ぜひね、見捨てないで、皆さんで伝えていきたいと思います。私もやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 関野幸一君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） おはようございます。

連日、ニュースでコロナ感染症の数字が報じられていますが、ここに来て、ようやく新型コロナウイルス感染症も、国・県、そして全国の自治体のワクチン接種などの取組、国民がマスクをつけるという感染予防対策により、ようやくここに来て収まってきたと思っております。

これからは、感染予防に十分に注意しながら、町の商工業、また、町内の経済回復に向けて努力をしていかなければならないと思います。

町では、今年度も先月にプレミアム商品券の発行、これまで何度となく様々な取組をしていただき、本当にありがとうございます。それでも、まだまだ町内各事業者は大変な思いをしております。

今後も、以前のようににぎわい、それとにぎわいが戻るまで、切れ目のない施策をお願いしたいと思います。

さて、それでは本題に入りたいと思います。

3月の定例会において、町長の所信の中に、大江町の最大の課題として、人口減少、人口定住をどうやっていくかと、再三にわたり文面に書かれております。これまで、町で行ってきた施策については一定の評価はできますが、それでもまだまだ町の人口は、自然減少だけでなく、他町への移転などで減っていると思います。

その中で、これからは若い世代だけではなく、シニア世代を町に受け入れることで、大江町の人口の定住を図っていかなければならないと考えておりますが、いかがでしょうか。

これまで、新規就農者を募集したり、子育てのための様々な支援をすることで、若い人たちの移住促進を試みてきました。それでも、あまり大きな成果は上がっていません。

大江町でも昨年からは、移住・定住促進関係係を設置して、町内への移住・定住していただくための様々な努力をしております。その結果、少しずつですが、成果が出てきたのではないかと思います。

そこで、町長、これまでの新規就農者や若い方の移住・定住の考えのほかに、今後はシニア世代の方をターゲットに、新たな移住・定住策を考えてはどうでしょうか。

シニア世代というと、なぜという声が多く上がると思いますが、案外、都会でこれまで働いていた方が定年を迎え、また、セミリタイアをした方などからは、これからの生活スタイルを考えて、新しい定住先を探している方が結構いるとのことでした。

先月の山形新聞にも似たような記事がありました。私、大江町が大好きです。大江町は意外と思われそうですが、結構住みやすい、いや、かなり住みやすい町だと思います。町長はどう

思っているでしょうか。

そこで、これまでと違った観点から、シニア世代の方を呼び込むことを真剣に考えてみてはどうでしょうか。

しかし、大江町に来ていただくときに問題点、冬の雪です。ここ2年は豪雪になり、都会の人から見れば、かなり住みづらいと思われま。冬期間をいかに住みやすくできるか。雪に対しての労働を極力減らすことで、冬期間もそれなりに快適に過ごせると思いま。

これまでは、新規就農者の方から町へ来ていただくために、町では住宅を建設していま。その施策はそれなりに効果を上げていまと思いま。

そこで、シニア世代の方からも町へ移住・定住していただくために、専用の住宅団地を用意するか、建物を建設してはどうでしょうか。住宅に関しては、そんなに大きい建物は要らないと思いま。

あとは、先ほど言いまましたが、雪です。冬期間の除雪・排雪を満遍なくやれば、住みやすい大江町に都会のシニア世代を呼び込むことも可能ではないでしょうか。

以上のような考えを町長にお伺いしたいと思いま。よろしくお願いま。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めま。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、関野議員からの質問がありましたが、お答えさせていただきたいと思いま。

冒頭に、関野議員は大江町が大好きだというふうなことで、あなたはどおも思いまかという問いかけをいただきました。

私は、この大江町で生まれ、大江町で育ち、大江町に住み、大江町で勤めて、私の人生の全てが大江町でできいまと思いま。そして、この大江町ができた昭和34年、私は昭和33年生まれです。ほぼ同じ歴史を積み重ねていまということ。こういった意味からも、この大江町に住んでいま、私は住みにくいというふうなことは多少ありまけれども、それを差し引いても、この大江町はととも住みやすいし、便利だし、私は一番好きな町だと自信を持って言いまと思いま。

住めば都という言葉もございま。これはほかの人から聞けば、過大評価ではないかというふうな取られ方もありま。大江町のこれまの歩みとともに、私が暮らしていまこの大江町を誇りに思いま、そんな気持ちでいっぱいでありま。

質問に、セミリタイア高齢者を町に呼び込んでいまというふうなことでありま。さきの

3月議会において私は、まちづくりに取り組む姿勢として、今の大江町の最大の課題は人口減少に歯止めをかけ、人口確保をどう図っていくかに尽きると思います。そのために、あらゆる視点から検討し、施策を講じていかなければなりませんと、こう述べさせていただきました。

これまでも町では、人口減少の対策として、住宅団地の分譲や町営住宅の整備などのハードな事業に加え、子育て支援や空き家バンクなどソフト面の支援も拡充しながら、かなり手厚い支援策を講じてきたと思っています。

中でも新規就農者の支援については、大きな成果があったと私は考えています。平成25年に、町内の10名の農家の方が受入農家となり、大江町就農研修生受入協議会（OSINの会）が発足し、町でも他市町村に先駆け、生活の支援、営農支援など、独自に補助制度を設けて、サポートをしまりました。

これは、何といても、関係者の努力の結果だと思えますが、今年4月時点では、就農者と研修生が合わせて25名、家族を含めると63名の方が、この新規就農者の取組に関係して大江町に移り住んできております。加えて、新規就農者が現在耕作している農地は約28ヘクタールに達し、耕作放棄地の解消にも大きくつながっている現状があります。

OSINの会は、今年で発足10年を迎えています。当初、研修生として移住してきた方には、今や受入農家として、新規就農者の指導に当たる方もおり、大江町の取組は、県内でも全国的にも成功事例として高い評価を受けております。

この取組は、まさに今、関野議員からありましたセミリタイアの受入れ、この一例にもなる取組ではないかと思っています。

ご提案をいただきましたセミリタイア及び高齢者についてではありますが、まずセミリタイアという表現ではありますが、一般的には、定年を迎える前や、言ってみれば30代から50代等で、ある程度の蓄えを築いた上で早期の退職をして、その後は不規則な仕事などで多少の収入を得ながら、自分の自由な時間を増やして生活をする、そういう人たちだと言われております。

セミリタイア、そして定年を迎えた高齢者は、勤務先などに縛られないことから、住みやすい地域への移住を考える人が少なくないようです。その一方で、日常の生活費を抑えるため、住居費は極力減らしたいとの考えを持つ傾向にあるようでもあります。そのため、セミリタイア・高齢者の方にとっては、住居費の安い地方への移住は大いにメリットがあると考えられ、実際、町の空き家バンクに対しては、年齢が高い層からの問合せが少なくありません。

これは、新型コロナによる密を避ける、そういった世相も反映しての行動なのかもしれませんが、現実がそういうふうなことで動いているということでもあります。

町として、移住の促進に向けたPRに当たっては、セミリタイア及び高齢者についても、当然ターゲットとして、ふるさと回帰支援センターや専門雑誌などを活用するとともに、空き家バンクのいっそうの掘り起こしとセミリタイアが仕事をしやすいシェアオフィスやリモートワークの整備などについても検討を行い、移住者にとっても暮らしやすいまちづくりを推進して、移住につなげていきたいと思っております。

最初に申し上げましたとおり、人口減少対策は大江町の最大の課題であります。できる限り様々な方面・方向から、そしてそれぞれの世代や生き方に合った移住地を提供していかねばならないと思います。

1番に考えている子育て世代は、その世帯向けの支援を町として準備しておりますし、さらなる追加支援も必要であれば考えなければならないと思っております。

また、質問にあるセミリタイアの方や高齢者の呼び込みも、この町にとって必要な対応策だと十分意識しております。このような方々にとって、この町を選んで住んでいただく、またはそれ以前にこの町を知ってもらうことが大きく必要だと感じています。そのためには、この世代の方々には当然、人生経験も豊富で、社会経験も豊富で、様々な経験をし、よく社会を見てきた方が多いと思いますので、大江町のよさを知ってもらうためにも情報発信が非常に大切だと思います。

そのところをしっかりとやりながら、今後とも人口の確保に向け、あらゆる施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、町長のほうから、町長の思い、あとはこれまでの町での実績等お話しいただきました。その中で、やはり大江町に来ていただくためには、今、町長が言いましたとおり、大江町のよさをいかに全国の方に分かっていただけるというか、知っていただけるかということがやっぱり大切なことになってくると思います。その中で、PRというものは大変重要なわけがありますが、目新しいものとか何か特徴があるものでないと、やはりPRをしてもなかなか振り向いてもらえないと。やはり、我々も様々な市町村とかそういうもので目の引くものというのは、こんな取組をしているんだとか、こんな変わったことをしているんだというもの

が、まず目につくのではないかなと思っております。その中で、新規就農者の例を挙げれば、やはりOSINの会というのは、それなりの手厚い支援とか様々な町の支援があって、やはり新規就農フェアなんかでも大江町のブースに来ているというのは、何か一つ違ったものがあるなということで、やはり見に来ているのだと思います。

そういう中で、一つ提案なんですけれども、やはり何か特色のあるもの、そういうものを町で考えないと、やはり目につかないということで、町内にシニア世代を対象にした大江町型のエコビレッジを取り入れてはどうかでしょうか。

エコビレッジとは、大きく分けて4つの分野に分けられます。全てを行うことはなかなか難しいと思うので、大江町ならではの考え方で分野を考えてみてはどうでしょうか。

エコビレッジには必要な要素である持続可能性で見ると、持続可能な食料自給、持続可能なエネルギー、持続可能な経済、持続可能なコミュニティの形成とありますが、自然豊かな大江町で何ができるかを考えて、シニア世代の住宅環境などを町内の一角に設けることを考えてもいいのではないかなと思っております。その中で、シニア世代の方がそこに住み、また町で働く、そういうふうな環境をつくっていけばおもしろい、そういうふうな取組ができるのではないかなと思っております。

そこで、今、町長から雪の話は出なかったんですけども、昨日、結城議員の質問に町内の雪対策ということがありました。その中で、やはり雪によって大江町から離れていく人がいる、これもやはり事実であります。その中で、やはり都会とかほかの地域から来る人が、雪の苦しさを少しでもなくしてみる、そういうのもエコビレッジ、新しく造るそういう集合住宅には、いわゆる雪の除排雪を、管理費を取っても結構ですので、そういうものをきちんとやることによって、やはりそこを住みやすい。

ここの町に来て、町長が先ほど言いましたけれども、結構便利だ、そういうものを言いました。やはり、大江町から山形にも30分、寒河江には10分、そこには病院もあるし、様々な商業施設もあります。そういう、いわゆる町でありますから、雪の対策をきちんと立てれば、やはりそういうもの話題性にもなるし、それを見て、大江町に行きたいと思うようなシニア世代が多くいるのではないかなと思いますので、そういうところをどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 雪の問題については、昨日、いろいろとお話をさせていただいた部分でありますので、あまり深くは申し上げないかなというふうに思ったので省略させていただ

きましたが、昨日もお話ししたとおり、やはり完全に雪のことを考えなくてもいいような環境で大江町に住むことはできない。ただ、その大変さを少しでもフォローできる、または考えなくてもいいようなことにするためにはどんなことができるかというふうなことです、行政の分野としてどこまでやれるか、そういった部分はかなり難しいかなというふうに思います。

そして、次に、エコビレッジという言葉が出ましたが、ちょっと私不勉強で、エコビレッジというふうなことはあまり分からないので、これから勉強させていただきたいとは思いますが、今の言葉を聞きますと、持続可能なというのが一つのキーワードとしてあって、その中で生活できるような住宅環境を備えたビレッジというんですか、地域をつくる、そういったことなのかなというふうに想像をしております。あまりこの近辺にない取組のようでございますので、そこは勉強させていただきたいなと思います。

ただ、シニア世代を呼び込むための魅力的な施策というふうなことなんですが、住宅団地の造成をこれまでやってきた経験の中で思うのは、今言われているセミリタイアもしくはリタイアされた方がこの大江町の住宅団地を購入して住まわれたというふうなことが、多くあったように思います。なので、そういう需要はあるのかなというふうに思いますが、それはそれとして考えていかなければならない課題だというふうには一つ思います。

ただ、今の大江町にとって、一番やらなければならないことというふうなことは、若い世代の方が、子どもたちが、そういった方々が大きく大江町に移住なり定住なりしていただく施策をやっていかないと、この町のそれこそ持続可能な町というふうなところが後退してしまうのではないかと非常に心配をしております。今、力を入れていかなければならないのは、その世代への支援なり施策なのかなというふうに考えています。

もちろん、あらゆる角度から、方向から人口減少対策を進めていくというふうなことでは、議員の言われているそういった対応も、考えていかなければならない課題だというふうなことは承知しておりますので、そこはこれからの議論の中で検討していくべきものなのかなというふうに思います。

また、空き家バンクなどを通しての問合せの話を先ほど申し上げましたが、そういった空き家の利活用というふうなことも大江町の課題でありますし、セミリタイアの世代の方々にとっては魅力的な物件もあるのかなというふうに思いますので、その辺と組み合わせたような対応も取っていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、町長の答弁の中にもありましたけれども、やはりこの町の持続化を考えていったら、若い世代というのは当然考えなければならないことだと思います。ただ、やっぱり現実に若い世代の方をどうやって呼び込むかということを考えますと、やはり子育ての支援の充実とか、その辺に集中してしまうと思っております。そういうことも大切だと思いますけれども、やはりそれをするのであれば、住環境の整備とか、住みやすい環境をつくってやらなければ、なかなか来てもらえないのではないかと、そういうことを思っております。

今、町長のほうが、行政の分野でどこまでできるかって話がありました。これ、別に行政じゃなくて、民間に任せてもいい、そういうふうな考えをやはり持っていただきたい。何も町だけが一生懸命やるんじゃないで、建物を建てると、その他の管理に関しては民間の方で誰かやってもらえる方がいないとか、そういうふうな考えも必要ではないか。また、まるっと民間のほうに、町ではこういうようなことを考えているので、どこか民間の方で、民間でこういうことをチャレンジしたりとかやりたい方はいませんかということでもいいと思います。そうすると、町では土地の提供とか、また、様々なインフラの部分での協力とかそういうものを考えていけば、できない、そういうことではないのではないかと考えています。

その中で一つの考えとして、シニア世代のそういう新たなコミュニティーができれば、それと同じようなことで、今度は若い人たちの新たなコミュニティーをつくっていくこともできるのではないかと、そういうふうに、いわゆる考えていかなければならないのではないかと。

最初に、シニア世代と言ったのは、これは実はシニア世代の方というのは、都会に住んでいる方というのはある程度蓄えがあったりとか、裕福な部分があるということで、やはりそういう方が町に来たときに何を求めるかということ、まず、住みやすさとか、あとは少々お金がかかってもいいからこういう部分で、例えば雪のことを心配しなくてもいいとか、そういう考えを持っている方も結構いるのではないかと。

そういうようなことで、シニア世代のまず新たなコミュニティーをつくってはどうかということの話なので、やはりそういうところを十分検討していただきながら、町でできる部分はどこか、また、それから今後、民間に委ねるところはどこかということもやはりきちんと考えていただきながら、全部町でやるというのは、やっぱり無理だと思います。

その中で、一つの手法として、こういうことをしながら、新たな人口の呼び込みというか、

シニア世代の呼び込み、さらにそれに今後、若い世代の呼び込みということを考えていかなければ、やはりこの町というのは人が減っていくだけで、自然減少というのはかなりのスピードで今進んでいると思います。その中で、時期になれば、やはり子どもたちがほかの町に行く。それで、あとは帰ってこない、そういうのがどんだんどんだんとなっていけば、今、7,000数名の人口が、間もなく6,000、5,000となっていくのは目に見えるので、そこに少しでも、やはりOSINの会が頑張っているように、町でも何らかの考え方をしながら、やはりこの町に呼び込むことを考えていかなければならない時期になっていると思いますので、よろしくご検討お願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

大江町内事業者に係る町発注事業の優先かつ積極的な決定配慮についてということで質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、町内の事業所では、飲食店をはじめ多くの事業所で売上げが大きく落ち込んでおります。なかなか厳しい状況であることは、町長はじめ我々も周知の事実です。

一般の商売は当然ですが、公共の仕事も厳しい状況であると思います。町からの仕事に関しては、ほぼ入札による決定であると聞いております。入札に参加するために指名願を提出し、会社の規模や事業金額でランクがつけられるため、町内の関連事業者全てが参加できるとは限りません。

町内の小規模事業者は、人口減少や高齢化、町外事業者との競争激化など構造変化による地域経済の低迷に直面しております。単に価格差だけでなく、地域実情を熟知し、適切な提案と事業実施をしてきた地元企業にとっても、事業存続が危ぶまれることのないよう、町内企業の育成と維持を考えなければならないと思います。

町内企業で完結できる仕事は、優先かつ積極的に発注決定するべきだと思いますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

質問の中身が、町が発注する工事、業務委託、物品納入、こういったことについて町内の事業者を優先的に指名し、受注機会を増やしてはどうかと、こういう意味合いなのかなと思っております。

十分ご存じのことかというふうに思いますが、地方自治体の予算執行に当たりましては、

公金という性質上、自由に契約相手方や購入先を決めることはできず、一般競争入札や指名競争入札、あるいは随意契約などにより契約を締結することが地方自治法に定められており、最低価格の提示者と契約をする、このことが大原則であることはご存じのとおりかと思いません。

大江町では指名競争入札制度を用いており、工事入札の場合には、土木一式、建築一式、舗装、水道施設、こういった工種ごとに工事規模に応じて指名の基準を設けており、このうち大規模な箱物の工事を除いては、以前からほぼと言っていいほど、全て町内業者のみを指名してきました。そして、入札を執行しているという実態だと考えています。

なお、舗装工事については、かつては町外の舗装専門業者を指名しておりましたが、舗装の建設工事資格を有している町内の土木業者が複数存在しているため、地元業者育成の観点からも、町内業者のみの指名に切り替えた経緯があり、以後、相当な年数も経過してきて現在に至っております。

なお、地方自治法施行令では、随意契約を行うことができる事例が示されております。第1項第1号の金額要件というのがあるんですが、こちらは大江町の財務規則の中で、工事請負金額が130万円、財産の購入、買入れについては80万円、業務委託などについては50万円の範囲内であれば随意契約が可能であるというふうに定めています。

比較的小規模な契約である場合、町では努めて町内業者を選定しており、時には様々な状況を考慮し、一者随意契約という方法で契約している事例もあります。

また、先ほど申し上げた金額の要件をクリアしない場合であっても、例えば災害発生時の対応工事などについては、緊急の必要により競争入札に附することができない、こういった規定がありますので、これを準用して、より現場に近く機動性に優れる町内業者の方と随意契約で施工している、こういった事例もございます。

なお、工事を除いては指名基準がありません。設計業務や備品購入等については、自治体からの受注実績や会社の経営規模、技術者の状況等を総合的に勘案して、関係職員で構成される指名業者選定審査会、これにおいて慎重かつ公平公正な視点で指名業者を選定しています。その際、事業規模面から、町外業者のみ指名となる場合もございますが、努めて町内業者を指名するよう配慮されていることは、以前からの方針であったと思っています。

大江町のように、人口減少が進んでいる中山間地域にとっては、公共事業は町の主要産業の一つとも言える側面があります。地域経済を刺激し、景気浮揚と安定的な発展を実現するためには、欠くことのできないものであるという実態もございます。大江町では以前から、

町内事業者の指名を優先するスタイルを貫いていると考えておりますので、この方針は今後とも守っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

自治法ということで、様々な法律を守った中で、やはり入札をしていく、町内の事業者に対しての仕事の、入札をしないといけないということというのは分かりました。その中で、入札に関していろんな基準等があると思います。その中で、本当に町内の何というんですか、一人社長みたいな小さな会社、そういうところでは入札には参加したいんだけど、様々なクリアしていかなければならない問題がある、そういうようなものもよく聞きます。

そういう中で、やはり仕事の内容によっては、仕事の着手から完了までのやつの書類を作ったりとか、そういうものというのがなかなか一人社長ではできない、そういうふうな話も聞いております。そういう中で、町の仕事したいんだかと聞くと、してみたいなよという事業者もおります。でも、その話を聞いていくと、何だかえらい面倒くさくてよみたいなこと、指名願も出してねんだみたいのことを言う業者もいるわけです。

そういう中で、やはり町の事業者も、今こういう時代でありますし、なかなかほかの仕事とか、仕事もない中で、何か町の仕事があればやってみたいという業者もいるんですけども、今言ったように、ただ、面倒くさいというのかな、そういうようなことで、その辺のところをやはり法律で様々なものを提出しなきゃならないというのも分かりますけれども、その辺のところは、やはり町のほうでも親切にとか、少し1回目とか2回目というときにはいろいろ教えながら、また、指名願なども町の事業者の小さいところにも、「どうだ、町の仕事してみねが」みたいのことを言ってもらいながらやっていただきたいと。

町長は、町の事業者に対しては、本当に最優先で仕事をやっている、そういうふうな話でした。そういうことを言われておりますので、小さいところにもそういうふうな目をかけていただきながら、今後、町の仕事、やはり町の業者になるべく多くやってもらえるようなことを考えていただければなと思っております。

その中で、今後、道の駅という工事が始まります。その中で、これにもやはり私は町の事業者から入っていただきたい、工事をしていただきたいと思っておりますが、これもなかなか今言われたことからすれば難しいことになるのかなと思っておりますが、1つの会社でできないのであれば、にじいろ保育園の例がありますので、町のほうで、町とか、町の業

者の中でJV企業体を組んで、やはりこの入札に参加をしていただきたいと思っておりますけれども、参加をしたからといって、やはりこれは入札でありますから、入ったとしても仕事が取れるわけではありません。でも、一応そういうようなことも考えながら、今後、道の駅の工事等もどのような形になるか、どういうふうな指名になるかわかりませんが、その辺のことにに関して、町長から一言お願いしたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 小さな事業者の方々も参加できるようなことにといいうふうなことでありますが、ちょっと書類を作るのが面倒くさいと言われると、これはもうどこまでか、まさか町が全て書類を作って、はい、これさ判こを押して出してくださいなんていうふうなことはあり得ない話でありますので、そこはきちっと事業者の方が自らやっておくしかない。ただ、町のほうでは、そのためにいろいろ情報提供といいますか、書き方などの指導は十分にこれまでもしてきましたし、そういう方向で考えていますので、相談をしていただきたいなと思っております。

これは、町だからというふうなことでもなくて、民間のそういったやり取りをする中でも、こういうふうなのが欲しいんだけど、駄目だべか。いや、それを持ってこなければ駄目だねと、こういうことはあり得る話ですよ。町だからというふうなことではなくて、やっぱりやるからにはそれなりの対応を取りながらやっていただくというふうなことを理解していただきたいなと思っております。心情は物すごく理解はしていますけれども、そこはルールです。ぜひ、そのところではご協力をいただきたいなというふうに思います。

そして、道の駅のことがありました。

最近の大きな箱物の工事の例でいえば、今ありました28年度に行われたわかば保育園の増築工事、そして27年度の中央公民館の改築工事、これは町内の建築業者で構成される特定建設工事共同企業体、いわゆるJVですが、指名者に加えており、このうち、わかば保育園の工事については、落札したのも共同企業体であったという経過がございます。

指名業者に加える、加えないというふうなことに対しては、この場で私が発言することは適切ではないと思っておりますので、言及すべきものではないので、そこはご理解いただきたいと思っております。

共同企業体を組むか組まないか、これは業者側に町が促すというのもちょっと適切ではないというふうに思います。付け加えれば、指名業者選定審査会には私は関与しないという大原則のルールとしております。最終的な指名業者の決定にも権限が及ぶことはありません。こ

これは、時折発生している公共事業入札に関する不正を未然に防止するための措置であり、町長が入札執行者となる場合には、入札会場に入って初めて指名業者の顔ぶれが分かるというようなシステムになっております。

入札を執行しようとする際、その時点で共同企業体から入札参加指名願が提出されており、担当課のほうで的確と判断し、指名業者の案として選定したならば、近年における類似の大規模事業の実例とも比較し、指名業者選定審査会において粛々と審査すべき事案であるというふうに思っています。

なお、全国的な流れとして、大江町では指名競争入札という方法をやっているわけですが、業者側の入札参加機会を拡大するために、今は一般競争入札を導入する自治体が増えてきています。県内では、条件付一般競争入札や大規模事業に限定した取扱いとしているのが主流であります。既に35市町村中24市町村で一般競争入札を導入しており、総合評価落札方式についても15市町村が導入する、こういった様々な入札制度の改革が進められています。

大江町では、この点では少し後れを取っているのかなというふうにも感じておりますので、こうしたことも導入に向けて検討すべき時期が来ているというふうに思いますので、様々なことを考えながら進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、最後のほうで町長から、新たなことも考えなければならないという話がありましたけれども、やはり町長にもありましたように、心情的にはということの言葉もありました。私も心情的には、町の業者に全て仕事をさせていただきたいと思っておりますので、その辺のところを考えながら、やはりルールはルール、それは分かりました。その中でも、やはり少しでも多く町の業者を指名していただけるような、そういうことを考えていただきながら頑張っていたいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これにて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで、関野幸一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 藤野 広 美 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

コロナ感染拡大予防ということで、2年近くにわたっている事業が中止となっておりました。今年になって、どうやったらできるだろうかということで、いろんな事業が再開されております。

4月に行われました左沢線100周年開通の記念式も、いろんなたくさんの方にご来場いただいて、会場をにぎわしてもらい、大成功に終わったのではないかとこのように思っており、うれしく思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

道の駅おおえと周辺施設のゴールデンウィークオープン目指してはという質問をさせていただきます。

道の駅おおえ再整備については、今年度に入り、実施設計委託、そして産直の納入者販路拡大に向けて、アドバイザーを1名追加して2名体制で予算化され、既にスタートしているものと思います。

私は、4月の議会全員協議会懇談会において、アドバイザーの勤務体制と期間、また、販路拡大に向けたこれからの体制について質問させていただいた際に、課長からは、「アドバイザーは、4月1日から週に1から2回勤務で、まずは1年契約となります。令和6年度のオープンに向けて、1年ごとの契約と考えています。」という説明を受けております。また、販路拡大に向けては、アドバイザーと役場の職員が一緒になって農家を回り、開拓していくのがよいのではないかと提案をさせていただきましたが、課長からは、「現在の納入者も含めて、アドバイザーがメインでと考えています。」という回答がありました。

そこで、改めて何点か質問をさせていただきます。

なぜ私が、アドバイザーと役場の職員と一緒に農家の園地を回り、自らの足で歩いて確認をするということが必要であるかと申し上げますと、道の駅おおえの産直は、近隣に負けない産直として、私たちと一緒に成功させましょうという意気込みと、顔を覚えてもらうことが将来にわたって大事なことではないかと思うからです。

今回就任されたアドバイザーの方を私も存じ上げておりますが、早朝から園地に出向いてアポ取りをしていると聞いており、評価するものでありますが、アドバイザーがメインになれば、産直会員になっていただける方との意思の疎通が少なくなることが心配されます。

そこで、アポを取ってくれた方のところにアドバイザーと一緒に町を知り得た役場の担当職員が自ら歩くことで、販路拡大につながるものと思っております。

また、納入者になっていただく会員からの要望が出てくることも考えられますので、行政主導で事業内容を説明できるような熱意が必要ではないかということ申し上げます。

寒河江市のアグリランド産直センターを立ち上げから関わった方に話を聞く機会がありました。参考になればと思い、話の内容を述べさせていただきます。

「2人体制で、昼食を早めに取り、農家の方の園地や昼休みを目掛けて、毎日お願いに行きました。自らの足で歩いて汗を流し、自分たちも頑張るから、納入者として協力をお願いしますという誠意を見せることにより、一心同体となり、意思の疎通が生まれると考えたからです。」という体験談でありました。

道の駅おおえは、株式会社大江町産業振興公社で経営をしていく予定であると説明を受けております。オープンまでは、政策推進課の担当者がその担い手となるものと思いますが、行政の経営化は既にスタートしております。

販路拡大に結びつける役場担当職員の熱意が大切であると思いますが、町長の考えをお伺いします。

次に、道の駅おおえのオープン時期について質問させていただきます。

議会全員協議会懇談会において、道の駅おおえは令和6年8月頃のオープン予定と説明がありました。頂いた資料を見ますと、令和5年4月から8月までの5か月間で新築準備工事、9月から令和6年5月までの9か月間で新駅舎本体工事、6・7月の2か月間で完成となっているようですが、新築準備工事の5か月間はどのような準備工事なのかをお伺いします。

準備工事とゴールデンウィークオープンに関連して申し上げます。

アグリランド産直センターのオープンは、交流人口が動くゴールデンウィークに合わせて

オープンしたと聞いております。ゴールデンウィークは、交流人口拡大と道の駅おおえのPRに絶好の時期であり、このチャンスにオープンを逃すことは、経営的にももったいないと私は思います。交流人口の多いゴールデンウィークのオープンに合わせて、準備期間、完成、着工を逆算して事業を進め、ゴールデンウィークに道の駅おおえオープンを仕掛け、お盆の時期のさらなる誘客につなげることを提案させていただきます。

最後に、もう一つの質問をさせていただきます。

今年の2月に提示された資料の柏陵エリア整備構想の中に、柏陵荘跡地利用が入っております。柏陵荘跡地利用については、子育て世代の呼び込みとして大型遊具の設置などをイメージとして検討していると説明を受けております。

ゴールデンウィーク時期は、交流人口が動くときです。東北、特に山形県の方は、厳しい冬を乗り越えて、春が来るのをじっと待ち、子育て世代の家族も行動を開始する時期であると思います。

先月のゴールデンウィークに寒河江の最上川ふるさと総合公園に行く機会がありましたが、帰省した子育て世代の家族で大変にぎわっていました。道の駅おおえの利用者と子どもたちが楽しそうに遊んでにぎわっている様子が重なり、夢が膨らんだのであります。

この観点からも、柏陵エリア整備構想の一環の中の柏陵荘跡地利用を早めの対応で事業化し、令和5年度、道の駅おおえと同時に着工し、令和6年にオープンすることを改めて提案させていただきます。

10億円近い道の駅おおえの再整備事業は、町内外の方からも注目となっているのは周知の事実であります。

今年度リニューアルする温泉と令和6年にオープンする道の駅おおえでの食事と買物、そして子どもの遊び場の3つの要素がそろうことで県内屈指のものとなり、点が線でつながれ、相乗効果を生み出すものと期待されます。

町長の意気込みと考えをお伺いします。

これで、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員のご質問に、何点かございましたので、順次お答えさせていただきたいというふうに思いますが、質問の最後に、町長の意気込みと考えをというようなお話がありました。

今の質問をお聞きして少し感じたことを申し上げますと、藤野さんの意気込み、熱意、関心、この道の駅の件に関しましては物すごい熱意があるものとして捉えていただいているのかなというふうに思っています。

今回のご質問の中でも様々な提案もありましたが、これまで、一般質問は今回で3回目、道の駅関連になりますね。そして、全員協議会懇談会などでも道の駅のやり取りをしてありますので、いろんな機会、多分公式な場だけでも五、六回、藤野さんとはやり取りをさせていただいている、こう感じているから、藤野さんの関心、熱意の高さをすごく感じておりますし、今後とも前向きな様々なご意見を賜りたいなと感じたことを、まずは申し上げたいというふうに思います。

初めに、道の駅の産直部門のお話がありましたので、その答えをさせていただきたいと思えます。

リニューアル後の道の駅においては、一番の魅力となるのは町内で取れた新鮮でおいしい果物や野菜、山菜などの農産物、これを季節ごとに豊富に取りそろえられていることであると思っています。そのためには、農産物の安定的な供給体制を確立することが必要である、このことはこれまでも何度か申し上げてきておりますが、具体的には幅広く生産者による新たな産直組織を立ち上げるとともに、農産物の生産量の拡大を図ることが求められると思えます。

そういった取組を推進していくために、今お話のありました、今年4月から産直部門を担当するアドバイザーを1名お願いをして、追加したところでございます。

アドバイザーは、農産物に関する豊富な経験と幅広い人脈を有する、地域の農業事情に精通した方であります。アドバイザーの方については、新たな産直組織の立ち上げや農産物の生産拡大に向けた取組など産直部門の体制整備を、関係する各課、特に政策推進課、農林課、これらと一緒に、早急に進めているところであります。

冒頭申し上げました熱意の話でもありますが、職員の熱意についてのこともお話としてあったのかなというふうに思えます。聞き方によっては、もう少し頑張らなければならないのではないか、職員として、こういう叱咤激励の言葉のようにも聞こえました。

産直部門の立ち上げは、それだけ相当の労力が必要であるというふうなことでアドバイザーをお願いしている。そして、専門的な知識も必要、そして人脈といいますか、農家の方々とのつながりも必要、こういったことを職員のみでは達成できないのではないかと。うちの職員をもっとつぎ込めば可能かもしれませんが、その部分があることから公社に委託をして、

アドバイザーをお願いしている事情になっているというようなことです。

アドバイザーの方とは定期的な打合せ、情報の共有、そして突発的な事態においては、その事項への対応などについて十分に連携を取りながら行っているものであり、職員が関わっていないというようなこと——関わってというよりは、そこに携わっていないというようなことではなくて、定期的な打合せを行いながら、情報交換をして進めているというふうなことであります。

アドバイザーの方には、前回は申し上げておりますが、1年間の期限でお願いをしておりますが、オープンに向けて、またはオープン後もその辺のところはお手伝いをいただくことも想定しながら、今、立ち上げをしているところであります。

その専門的な部分については、例えばいろいろな事業をやろうとしたとき、例えば家を建てようとしたときでも、棟梁さん一人ではできないわけで、専門的な様々な業種、知識を持った方が力を合わせて1軒の家が建つというふうなこともあります。そういうふうな形で、町職員がつなぐ、推進する、中心的な役割は持ちながら進めることはもちろんでありますので、そのところをご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、道の駅のリニューアルオープンの時期についてありましたが、工期の都合上、最短でも令和6年8月頃になってしまうのではないかと見込んでおるところです。私としても、ぜひ早期の完成をさせながら早期のオープンを目指していくというふうなことも望んでおりますが、それは物理的な部分も含めて、厳しい状況があるというふうなことでございます。

新駅舎の建築に当たり、化粧材や構造材にはできるだけ町産の西山杉を活用したいと、そういう計画をしております。その西山杉につきまして、町有林を利用することを計画しておりますので、木材の伐採や乾燥に時間を要することも見込まれます。そういったこともご承知おきいただきたいなと思います。

具体的には、伐採については約4か月、乾燥については約1年間の期間が必要だと考えています。伐採を今年の冬まで完了したとして、乾燥期間、加工期間を考慮しますと、利用できる木材となるには令和6年の2月頃と見込まれます。その後これらの木材を利用して建築工事を進めると、最短でも7月頃の完成というふうなことが想定されているというふうなことであります。

なお、8月以降ですと、スモモをはじめとする果物や野菜、こういったものが豊富に出てくる時期にも重なります。道の駅のメインとなる産直の品ぞろえが最も充実する時期にオープンし、そのイメージづくり、PR、そういったことができるのではないかと、そういったオ

オープンにつなげることができるのではないかと考えております。

町としても、できる限り早い時期のオープンを目指したいところではありますが、先ほど申し上げたような工程を考えますと、なかなか難しいという現状をご理解いただければと思います。

また、新築準備工、これについてのご質問もありました。

現段階では、令和5年4月、5月は町における業者を決定するための入札や契約など、そして議決の手續なども必要です。その期間を含んだ準備工であります。そうしたことから、6月から8月までのその次の段階の3か月間は、実際に工事にかかるための施工計画、資材等の手配など、工事を進めるための準備期間というふうなことを予定しているところであり

ます。新築準備工の具体的な内容としては、仮囲いなどの安全対策、現場事務所の用意、建築材料や職人の手配などとなっております。3か月という期間を想定しておりますのは、今回の工事は既存駅舎を営業しながらの工事となることから、進入禁止区域など安全対策をしっかりと行うことが必要だというふうなこともあります。また、鉄筋などの建築資材が逼迫している状況を考えますと、少し長めな工期の設定なども必要なのかなと考えております。

次に、柏陵荘跡地のご質問がありました。

今年度、柏陵荘の建物解体に向けた設計と公園整備に係る測量設計、これを行うことにしております。令和5年度に柏陵荘の解体と公園整備ができればというような予定でおります。令和6年度の道の駅リニューアルオープン時には、都市公園として利用可能になるように工程を進めてまいりたいと考えております。町民にとってよりよい道の駅と、そしてテルメ柏陵エリア全体の魅力向上に向けて整備を進めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

産直の納入者販路拡大に結びつける役場担当職員の熱意が大切であると思いますという質問に対して、新たに迎えた産直部門のアドバイザーの指導の下、関係各課における産直組織の立ち上げと農産物の生産量の拡大に向けた取組を進めてまいりますというふうに答弁をいただきました。産直に限らず、店舗をオープンするという場合は、担当スタッフがまず動いて、思いを納入者になっていただく方に伝えるというのが必要であると思います。アドバイザーの方の指導の下、役場担当職員の方で進んでいただきたいなというふうに思います。

産直は、政策推進課、農林課、地域振興課など、それぞれ関わりがあって組織が立ち上げられ、事業が進み、縦割りとならない連携により着工、オープンにこぎ着けるということになるのではないのでしょうか。組織立ち上げに向けて会議を行う場合は、各課の横のつながり、これも大事になってくると思いますので、常に連携を取って、一人でも多くの方に納入者になっていただけるように、関係各課の職員のご尽力をよろしくお願いいたします。

次に、道の駅おおえゴールデンウイークにオープンという提案につきましては、町産木材の伐採や乾燥に時間を要するということから、ゴールデンウイークのオープンは厳しいというふうにお答えをいただいたと思います。伐採期間4か月かかるというふうに教えていただいたというふうに思っております。

今回の補正予算の中に町有林伐採業務委託料、計上されているようですが、道の駅おおえ用の木材として西山杉の使用を考えているというふうにお聞きしております。使用する西山杉は丸太使いなのか、板材なのか、また、どれくらいの石数を使用予定しているのかをお伺いします。

また、乾燥に時間を要するということですが、これはどのくらいの期間見込まれるのかも伺います。

野菜や果物が豊富に出回り、産直の品ぞろえが最も充実する時期にオープンしたいと考えているというふうな答弁をいただきました。新駅舎のオープン時期が私の思いと異なるようではありますが、道の駅産直に対する質問の意図がありますので、述べさせていただきたいと思っております。

露地物の野菜は、確かにゴールデンウイーク時期は少ないと思います。この時期は、山菜も出始めます。大江町でもゴールデンウイークに合わせてハウスサクランボを作っている農家もいるというふうにお聞きしています。昔から伝わっている笹巻やなたまきというものもあります。これもいいのではないかとこのように思います。

この時期でないと取ることができない山菜に続いて、ほどなくしてササダケ、ワラビ、そして露地物野菜も出すことができるようになり、納品できる品数が増えてくるのではないかとこのように思いがありました。

私がアグリランド産直センターを立ち上げから関わった方に聞いた話ですが、参考までに申し上げます。

佐賀県佐賀市三瀬村に、合瀬マツヨさんという方がご主人と数人の方で、野菜を自分たちで作って販売しようと始めた、「マツちゃん」という野菜直売所があるそうです。オープン

のときは、直売所に野菜を多く並べることができなかつたそうですが、現在は地元の農家と契約し、品数を増やしていき、ロコミでお客さんが増えて、平日も買物客の行列ができています。

そんな中で食堂も始め、直売所で買った野菜や山菜を食堂に持って行って、すぐにその場所で料理をしてもらい、食堂で食べることができるというのも評判がよいそうです。おいしかったから、また帰りに買っていこうとなり、これも仕掛けであると思います。

ネットで調べてみましたが、2016年4月27日にリニューアルオープンしたと掲載されておりましたが、ゴールデンウィークに合わせたようにも感じます。

町長は、逆転の発想という言葉をお聞きになったことがあると思います。8月のオープン、誰でも考えますし、できるのではないかとこのように思います。野菜は少なくとも、季節の品物を並べて、最も交流人口が動くゴールデンウィークにオープンして、仕掛けてみる。これからは、別の山菜やたくさんの野菜、地元の果物のサクランボ、スモモや桃、ブドウやスイカがそろいます。秋には、米や柿、リンゴ、ラ・フランスもおいしいですというようなPRをして、先につなげることができるのではないかとこのように思っていました。

柏陵荘跡地利用につきましては、今年度、測量と設計、令和5年度に工事着工と完成予定、令和6年、使用開始予定と答弁をいただいたと思います。頂いた資料には、距離の長い滑り台や子どもが夏季に遊べる噴水が掲載されておりましたが、夏季にしか利用できない噴水ではなくて、幅の広い滑る遊具などもあります。これもよいのではないかとこのように思います。冬場にソリ滑りもできて、一年中利用することができ、子どもたちには喜ばれるのではないかとこのように思います。

新駅舎の産直と食堂、子どもの遊び場の同時オープンというのは難しいとのことでしたので、子どもの遊び場に関しては予定どおり、令和6年春先の使用開始ということによろしいのかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、最後にありました令和6年春先のオープンで公園のほうはいいのかというところではありますが、そういう予定で進めたいというのは先ほど申し上げたとおりではありますが、整備に当たっては、国の補助金等を利用する予定でいます。その辺の手続上のことで、町の思惑どおりに進まない場合もあるかというふうには思いますが、計画としてはそのようなすり合わせの中でやっていきたいと思っております。

公園の整備について、滑り台のこと、噴水のこと、ご意見いただきましたが、それは今、

設計に入って、今から設計を始める段階でありますので、その辺のところ、周辺の遊具または子育て世代の方の意見も聞きながら、その辺のところは進めてまいりたいと。1つのご意見として伺っておきたいというふうに思います。

あとは、町有林の伐採に関して、丸太、板材、どれぐらいの石数、こちらのほうの部分については、できるだけ多く使いたいというふうなことを先ほど申し上げました。それで、今から基本設計を具体的に進めていくところです。なので、そこの中から、今言われたような材料なり、数量というのが出てくるのかなというふうなことなので、現時点ではそのところははっきりと決まっていない、できるだけ多く使いたいというふうなことでございます。

それから、乾燥の期間については、先ほどの説明で、乾燥については約1年間の期間が必要だというふうに考えています。ただ、できるだけ急ぐ方法としては、人工乾燥をより強力にかけるというふうなこともあるかと思えますし、ただ、設計の内容によっては何というんですか、集成材のような形での木材の利用というふうな加工なども必要になってくるかもしれません。そのところは、実施設計の中でスケジュールを管理しながら、やっていきたいというふうに思っております。

そんなところでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

西山杉をできるだけ多く使った建物で、町長はじめ関係者の熱い思い、そして意気込みが伝わる道の駅オープン時期になることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで、藤野広美さんの一般質問を終わります。

1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時50分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

## ◇ 橋 本 彩 子 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本彩子です。

町内では田植えもほぼ終わり、サクランボ農家の皆さんは大変お忙しい時期に入りましたが、うれしい時期でもあると思います。

先日、議会広報として、本郷東小学校の運動会にお邪魔しました。子どもたちはもちろん、地域の方が競技を楽しまれている様子は、非常に楽しまれていて、アフターコロナを感じずにはられませんでしたが、油断はできませんが、100周年を迎える水郷大江夏まつり花火大会を、町民みんなで晴々とした気持ちで楽しみたいと願うばかりです。

それでは、質問に入ります。

町の公共交通をより便利にということでお伺いたします。

大江町の高齢化率は、今年4月末現在で40.4%、4割を超える町民の方が高齢者であることは皆様ご承知のとおりであります。65歳以上の方を高齢者といいますが、最近はとってお元気な方が多いと思います。

自動車の運転免許更新では、70歳以上から高齢者講習、75歳以上からは、加えて認知機能検査も必要になるということで、少しずつ免許を返納されることをお考えになる方もいらっしゃるのかなと思います。今年4月末時点での町内の75歳以上の方は1,587人、70歳以上の方を加えると2,409人と、30%を超える町民の方が該当します。

免許を返納された方、高齢のご夫婦のみでお住まいで、どちらかしか免許を持っておられない方、もともと免許を持っておられない方もいらっしゃいますが、高齢であっても日々を生き生きと楽しく過ごしたいと思う気持ちは、みんな同じではないでしょうか。

先ほど関野議員の質問のお答えにもありましたように、今、大江町にお住まいの高齢者の方の中には、都会で定年まで頑張って勤め上げられ、ふるさとで余生を楽しみたいと戻ってきてくださっている方や、Iターンとして住んでおられる方も多くいらっしゃいます。住み始めた当初はよかったものの、年数を重ねるうちに車の運転が難しくなる年齢となり、特にここ数年続く豪雪によって、冬の町営バスの利用が難しくなり、家から出られない状況になってしまった方もいらっしゃいました。秋までは元気でも、冬に外へ出られないことで運動不足になり、健康状態にも影響が出ることを心配されている声もあります。

また、足が悪く、町内で買物をするために乗合タクシーを利用されている方がいらっしゃ

います。購入した重い荷物を持って指定停留所まで向かうことが、それが短い距離であっても本当に大変だという声があります。その一つ一つは、個人の小さなこととくくられてしまいがちかもしれませんが、一人一人の生活者にとってはそれぞれが大きな問題となっています。

この町に住む一人一人が、今日も一日よい日であったと思えるようにしたいと思っていますし、ご高齢の方には特にできる限り毎日、今日はよい日であったと思っていただきたいと考えています。

町長の所信表明に、町営バスと乗合タクシーについて、ダイヤ改正やエリア拡大の検討などの利便性向上とありました。具体的に、現在、どのような構想で進めておられるのかをお伺いいたします。

近隣市町の状況を確認しましたところ、朝日町では、各地区から出たデマンドタクシーは、宮宿エリアのどこであっても降車が可能であり、帰りの迎車も宮宿内のその降車場所へ来てくださるそうでした。西川町では、この4月から町内ほぼ全てのエリアへ利用区域を拡大し、降車する場所も各地区、さらに理容室やスーパー、飲食店なども選択可能です。寒河江市も、乗降場所にスーパーマーケットが含まれていました。

現在、町の乗合タクシーを運行されている朝日タクシーさんにお聞きしたところ、朝日町のように降車場所をエリアで可能にすることは、煩雑になり、トラブルの原因にもなるため、非常に難しいとのことでした。降車場所をエリアにするのは難しいとしても、乗り降りの要望が多いドラッグヤマザワさんや、町内に3か所ある接骨院などを停留所に追加することは可能かと思えます。さらに、町内の経済活性化のために、飲食店や美容室なども含め、様々なお店を停留所として追加してもよいのではないのでしょうか。

利用人数が多い場合には、ジャンボタクシーが稼働することになり、狭い場所を停留所にするのは難しいという問題もあるようでした。ジャンボタクシーが方向転換するためにある程度のスペースが必要であることから、全ての店を対象とするのは難しいかもしれません。しかし、接骨院は足の悪い方が通われているということもありますので、実現していただきたいと思えます。

乗合タクシーの利用可能エリアを町内全地区へ拡大、さらに指定停留所の商店街等やその他を拡充することについて町長はどのようにお考えか、お聞かせください。

現在稼働している町営バスの運行時間は、1日6往復と1便、主要な時間に運行されていますが、町民の方の中には1時間に1本は欲しいという要望もあります。高齢の方は、通勤

や通学ではないのですが、町内のバスが運行しているエリアに移動したいと思う時間帯にバスが稼働していないことは、交通難民、交通弱者と呼ばれる人たちの暮らしが不便であり、楽しみがないと言わせる一因であると考えます。

また、これは、高齢の方からも、高校生を持つ複数の親御さんからもいただいたお声ですが、山形駅から寒河江駅止まりのJR左沢線を利用しても、そこから左沢駅に移動する手段がなく困っているという声があります。町外エリアであること、民間バス会社の路線でもあり、難しいというお答えをいただくとは思いますが、希望する時間帯にダイヤがないことから、町営バスまたは乗合タクシーによって、大江町に暮らす交通弱者と呼ばれる方々のサポートをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

壇上からの質問は以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、町の公共交通に関する橋本議員さんからのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

この件に関しては、様々な議会の予算の審議なども含めて、何度か説明をさせていただきますし、意見もいただいているところであります。根本的な部分、今の質問の中に、お答えはこうであると思えますがというようなお話もありましたけれども、改めてご説明をさせていただきたいと思えます。

公共交通の課題として、自家用車の普及などに伴い、利用者が減少したことにより公共交通事業者の収支が悪化し、廃止や減便をせざるを得ない状況となり、利便性が低下していることでさらに利用者が減少するといった悪循環が生み出されていることより、利用の促進がなかなかつながっていかないという背景がございます。

一方で、高齢者の方々の買物、通院、そして高校生の通学などといった日常生活の外出手段として、また、観光、交流のアクセスの手段として、地域内外をつなぐ重要な役割を果たしております。あらゆる社会参加を保障するためにも、町としてしっかりと公共交通の維持に取り組んでいく必要があると、こういう基本的な考え方でおります。

これまで、町では既存の民間公共交通の利用促進等の支援を基本にしながら、それだけでは十分に交通手段を確保できない場合に、空白地帯を補うために町で公共交通サービスを提供してきたという事情があります。具体的には、JR左沢線と山交バスという公共交通機関でカバーができないエリア、時間帯を補完するために、町による町営バス、また乗合タクシ

一、これを運行してきたところであります。

ご質問にありました乗合タクシーにつきましては、これまで、対象エリアを順次拡大してきた経緯があり、現在は山交バスの路線沿線を除いて、町内全域がカバーされているところであります。さらなるエリア拡大というふうなことで、山交バスの路線沿線、つまり県道の左沢浮島線、国道287号、こちらの沿線の集落が主になりますが、現在、乗合タクシーの対象エリアとなっていないこういった地区の方々からは、対象エリアに加えてもらえるよう要望書なども頂いている、その要望が強いことも重々承知しております。

また、以前から、寒河江市立病院への交通の利便性を求める声をいただいていることから、昨年度、県と西村山1市4町により構成する西村山地域広域連携協議会というのがありますが、こちらのほうの事業として大江町の乗合タクシーを寒河江市立病院まで延伸する試験運行を行ったところです。寒河江市立病院まで延伸する試行運行は、今年度も実施させていただく予定でおりますが、いろんなケースの中でもエリアの拡大については、民間バス事業者の経営圧迫につながるおそれがある、またはその路線の廃止というふうなことにもつながりかねない、こういったことから、慎重に進めていく必要があるというふうなことは、これまでもお話をさせていただいていたところです。

また、指定停留所の拡充につきましては、運行の効率性、費用を踏まえながらも、利用者の利便性の向上に向けて、これからも検討を進めてまいりたいと思います。

次に、山形駅から寒河江駅止まりのJR左沢線を利用した場合、左沢駅までの交通手段がなくなってしまうということのご質問がありました。

左沢線の沿線2市6町で構成する左沢線対策協議会、この協議会により、JR東日本仙台支社に対して、昼の便の左沢駅までの延伸の要望を、これまでも毎年のように行ってきております。

しかしながら、昼の時間帯については、高校生の利用は短縮授業のあった日に限られるなど、必ずしも多くの利用者が見込めない、こういったことがあり、JR東日本の反応は大変厳しいものがあるというようなことの方があります。

寒河江駅からの移動手段については、これも公共交通としての山交バスさんとの調整というふうなものが必要なわけで、その辺のところも大きな支障が考えられますけれども、まずはニーズの把握から始めていきたい、こういったことが必要なのではないかと、今のところはそう考えているところです。

地域の方々の生活を支える足であります地域公共交通について、どのようなサービス提供

が町民にとって最適なのか、また、予算的にも配置的にも、多方面に検証しながら、より利便性の高い公共交通機関となるよう努めてまいります。皆様のご理解をいただきますようお願いを申し上げて、お答えとさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

一応確認なんですけれども、答弁要旨でもいただいたんですが、乗合タクシーのエリアについて確認なんですけど、拡大して、山交バスの路線沿線を除いて、町内全域がカバーというふうに今お答えもいただきましたけれども、先ほどの路線沿いではない、たしか若原区であったりとか、蛍水地区であったりとか、例えば13区とか12区のほうであったりとか、そのような辺りは、恐らく山交バスのエリアとは呼べないのかなというふうに感じるんですけれども、いかがでしょうか。その辺の方々についての乗合タクシーの考え方はいかがでしょうか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今言われたところは、恐らく距離的な問題などもあって、そのところはサービスのエリア対象外としているところだというふうに思いますが、担当課長のほうから、その辺詳しく説明させていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えさせていただきたいと思います。

あくまでも大字単位での指定区域というふうなことになりますので、山交バスが走っている大字左沢、藤田、富沢については、乗合タクシーの区域外ということで運行させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 大字単位で今決まっているということをお聞きしました。であれば、その大字単位というのをちょっと変更する必要があるのかなというふうに感じます。

町営バスが今通っておりますけれども、町営バスの沿線であれば、手を挙げれば乗せていただけるというのがありますが、足の悪い方でご高齢の方、冬の雪が多いときに出ることがすごく大変だというご意見いただいております。そういうので、路線でない場所で左沢の地区の方のことも、ちょっと検討していただけたらなというふうに思います。

内閣府が発表した令和3年の交通安全白書によると、65歳以上の高齢者の交通事故死者数

は、歩行中の事故なども含めてですが、道路交通事故死者数の全体の56.2%を占めており、また、運転中の事故原因としては、ブレーキとアクセルを間違えるなどの操作ミスが多いという調査結果がありました。

高齢になって免許を返納しようかと決断することを後押しするような、公共交通のサポートを現状より厚くするべきであると考えます。自分の足で動くことができる方、足は悪いけれども動きたいと思っていられる元気な高齢の方が、より活動しやすくなるよう、町からのさらなるサポートは必須であると考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、質問の中にありましたとおり、免許等の返納というふうなことが増えてきております。大江町の場合は、その免許返納に対する支援というふうなことで、町営バス、乗合タクシー、そしてタクシー券、こういったことで支援をしながら、高齢者の事故の防止対策というふうなことも含めて進めているところです。

この部分についても、なかなか期限があるのでとか、回数があるのでというふうな声も確かにあります。ただ、やっぱり町として支援できる限度というふうなものもありますので、そこら辺も考えた上での対応とならざるを得ない現状を理解いただきたいなというふうに思います。

これから、高齢者の方がますます増えてくるというふうなことはありますが、町の支援策としてどこまでできるのかできないのか、そういうふうなことを見極めながらやっていかないと、全ての方のご要望には応えられないことは、これはもう周知の事実だというふうに思います。できる限りのことをやれる範囲でというふうな基本姿勢の中で考えてまいりたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

それはもちろん分かるんですけども、やはり足の悪い方であったりとか、障害をお持ちの方であったりとか、そういう左沢に住んでいるから利用できないというのがすごく苦しいようで、全員ではなくても、そういう限定的な、例えば高齢の方、非常に高齢の方であったりとか、障害をお持ちの方であったりとか、そのような方に対しての支援も可能なのかなというふうに考えます。

また、寒河江・左沢間のJRを動かすことは難しいというのは、もう十分に分かります。

ただ、その時間に路線バスのダイヤがないということが、やはりちょっと不便を感じる原因になっていると思いますので、それは、やはり民間バスの会社は採算などの状況があって、難しいこともよく分かります。

そこで、その区間を町の乗合タクシーが、必要なときだけ動けばそんなに問題はないのかなというふうに思いますが、やはり民間バスの路線ですので、本当に厳しい状況もあると思います。これは高校生だけではなくて、高齢の方からもいただいておりますので、その辺についてもぜひとも確認していただきたいと思います。

また、今お話しあった287号線であるとか、藤田とか富沢とかという場所について、どれだけの方が、町民の方が今の山交バスを利用しているのかを、その会社に調査を依頼することは難しいでしょうか。やはり今、要望というか、お願いしているのは、乗合タクシーが稼働することによってどれだけ損害を与えるのかも知りたいんですが、今、バスを利用している高校生ではなくて、バスの利用を諦めている足の悪い方やご高齢の方に対して、利用が可能になるような、条件つきで実施していただくことができたとしても考えているのですが、そのような条件つきについての検討はいかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 富沢地区などのエリアのバス、足の確保というふうなことで、事情は重々橋本議員もお分かりだというふうなことなんです。利用の実態というのは、これは山交さんに聞けば分かるかというふうに思いますが、町のほうで1つのアイデアとして山交さんに相談させていただいたのは、今の287号その道路ではなくて、集落内を回るようなルートというふうなことに変更したらどうなのか、そういうご相談もさせていただきました。ただ、やっぱり運行時間の関係、そこでどれだけの方が利用されるんですか。この部分については、やっぱり経営判断の中ではなかなか難しいという、こんな経過もございました。

これは、町のほうで町営バスなり、乗合タクシーを回す。そのために、山交バスのこの路線を簡単に廃止できるものではない。1つは、朝日町との関係というか、朝日町の利用者もいる中での路線が一つであるというふうなこと。

そして、やっぱり時刻表なりで、公共交通機関として載っているか載っていないかというのが、非常に町のイメージとしてもそうですが、観光客、私たちも同じだと思います。旅行先に行って、その地区でここからここまで移動しようとしたときに、バスがあるのか、——バスというのは、公共交通としてバスがあるのかないのか、これはなかなか、町営バスだと、ああいった公の情報にはなかなか載っていない。旅情報誌ですとそこまで載ってい

るんですが、そういうふうなところがあるので、やっぱり公共交通としての路線バスというのは、一定程度社会的インフラとして残していかなければならないという、そこのはざまでの問題なので、なかなか今までも苦勞をしてきたという経過でございます。

同じく寒河江からのものについても同様の問題でございまして、全くお昼過ぎ、1時過ぎから3時過ぎまでの列車が全部寒河江止まりというふうな状況でありますので。

ただ、先日、私が東京に出張があったときに、左沢駅から8時前の、7時50何分の列車に乗って、山形で乗り換えて行ったんですが、以前ですと、その電車というのは、寒河江の高校生なんかより多く乗っていたんですね。ところが、久しぶりに乗ってみると、ほとんど寒河江までは人が乗ってこないという状況です。やっとな寒河江で席が埋まってくるというふうな状況があり、私も実際それには驚きました。じゃあ、どうしているんだろうかというふうに聞いてみますと、やはりもう車で送迎していたりというような実態があるような感じでした。

今のは左沢線のお話でございますが、路線バスとて同じような状況、JRよりももっと厳しいのかもしれないという印象があります。そこのところは、粘り強く時間をかけてやっていくしかないのかなというふうに思いますし、何か大きな打開策が、今回の社会実験の運行によって何か見いだせないかというふうなことも期待はしておりますが、昨年度は期間が短かったというふうなこともあって、なかなか思うような結果が得られていない状況であったというようなことも、情報の提供としてさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

私は決して山交バスを廃止してほしいとか、そういうことを言っているわけではありませんので、よろしく願いいたします。それは、今、利用している高校生がいますので、それを廃止してほしいとか、そういうことを言っているわけではありません。ただ、それを利用することができない方に対しての支援をお願いしたいと言っています。

民間のバス路線があることで、公共交通の特別区域は申請することもできませんし、厳しい問題であることは承知した上で質問をしておりました。

昨日の結城議員の一般質問にもありましたように、雪対策や今回の公共交通など、若いうちにはよくても、高齢になったときに住み続けるのは大変かもしれないと、子どもたちをはじめとした若い世代が見ています。

町長のご答弁にありましたとおり、雪を楽しむ「楽雪」など、どれだけこの町の暮らしをポジティブに楽しめるかが肝腎だと思います。

高齢者の方々が笑顔で生き生きと日々を楽しく活動する姿を、ぜひとも子どもたちをはじめ町民の皆さんに知っていただき、大江町で暮らす喜びをより感じていただきたいと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

ゼロカーボンに向けての動きはということでお聞きしたいと思います。

昨年3月の定例議会で、大江町はゼロカーボンシティを目指すのかと質問いたしました。町長からは、「町民の皆さんの理解があって初めて進められること、一定程度の理解をしていただいた中で行動を積み上げていき、目指して取り組んでいきたい」というお返事をいただきました。

この1年の間に県内で新たに6市町がゼロカーボンシティ宣言をされ、県の宣言をはじめとして、県内では合わせて15市町が表明をされています。直近では、お隣の寒河江市が3月議会において表明をされたことが、記憶に新しいかと思います。

この冬も大変な豪雪でした。今年の夏はどのような暑さや雨の状況になるの、まだ分かりませんが、異常気象は地球温暖化が原因の可能性があるとされて久しいです。

現在進められている百目木地区の堤防と同時並行して、ゼロカーボンシティ宣言ができるような取組を進めていくべきであると考えます。昨年から現在の状況、また、現在の町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ゼロカーボンに向けた動きというふうなことでのご質問にお答えしたいと思います。

令和3年3月の議会で、橋本議員からご質問をこの件についてはいただいております。私からは、第10次大江町総合計画、これにおいて暮らしの基本計画として、自然環境や文化的景観、文化資産の保全・活用・継承、空き家の利活用や地球温暖化を防ぐ低炭素社会づくり、再生可能エネルギーの活用を通して、大江町の宝である豊かな自然と環境を守る、持続可能な地域づくりの推進を掲げている、こういった答弁をさせていただきました。

加えて、具体的な取組としては、間伐材や林地残材——林地で残った材料ですね——を町として利用することや、住宅の断熱性を高めるとともに、省エネ照明機器等への更新といったエネルギーロスの少ない住宅建築・改築や、まきストーブなどの導入に対する支援を行

うなど、様々な形で推進していることもご紹介させていただきました。

その上で、ゼロカーボンシティの表明につきましては、私の今の姿勢としては、町民の皆さんから一定程度の理解をいただいた中で、一つ一つ積み上げていながら、それを実現する、そういった行動を積み上げていくことがまずは必要だ、このような答弁をさせていただきました。

その後の現在の状況であります、町においては、街路灯のLED化、西山杉の公共施設での利用促進などの取組を継続して行っているほか、町民においても、補助金を利用してエネルギーロスの少ない住宅への改築が行われるなど、町、町民、共に二酸化炭素削減の取組を一層進めている状況だと考えています。

加えて、ペレットストーブ及びまきストーブの設置補助金の取組は、引き続き行っております。また、あおぞら団地新築時の太陽光パネル設置補助金の利用など、再生可能エネルギーの利用についても、町民への普及の取組は少しずつではありますが、着実に進んできているものであります。

また、町では、町職員向けの研修会を、令和4年3月23日にSDGsの研修会というふうなことで、職員の研修会なども行いました。家庭や事業所におけるカーボンニュートラルに対する認知度を高めるために、町民一人一人ができる身近なことから行動に移せるような行政としての支援、その実施体制の構築について研修を行っております。

そうした中、議員ご紹介のとおり、県内でもゼロカーボンシティ宣言は、県をはじめ15市町村へと拡大しております。これは、ちょっと先ほどと数字が同じなのかどうかですが、4月末現在の環境省のホームページで表示されているものであります。

私は、役場における取組、町民の理解、県内の状況、町内外のカーボンニュートラルに関する情勢の進展を踏まえると、大江町においても、ゼロカーボンシティ宣言を行う熟度は少しずつ高まってきていると感じております。一つ一つの積み上げでもって実現する段階から、町が宣言を行うことで町民の皆様に町全体の目標として捉えていただき、官民一体となったカーボンニュートラルへの取組を推進する段階へと進みつつあるのではないかと、この1年を通して感じてきたところであります。

今のような状況の中で、県内での宣言が進んでいるというふうなことを考えれば、積み上げを進めながらも、宣言をすることにより町民の意識も高まるというような考えもあるのではないかと、最近思っているところであります。

ゼロカーボンシティ宣言につきましては、今後とも、今申し上げたことなどを総合的に検

討し、判断をしていきたいと考えているところでありますので、今後ともご意見をよろしく  
お願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 大変うれしいお返事をありがとうございます。

環境省で発表されているデータによると、今年5月31日時点で、日本総人口の93.8%を占める自治体でゼロカーボンシティ宣言をされています。二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を始めているという自治体が、日本総人口の93.8%を占めるということになっています。

また、ゼロカーボンシティ宣言をすることで、環境省から様々な支援を受けられるようですが、宣言をしていないことで支援を受けることができないということでもあります。

異常気象は待つてはくれません。災害は忘れる前に来てしまう時代になりました。できる限り早急にゼロカーボンシティ宣言を実現いただき、CO<sub>2</sub>の排出を減らす取組をより大きく進めていくように求めます。

ここで質問しようと思いましたが、もう十分です。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 一つだけ言いたかったなと思ったことがあったので、手を挙げさせていただきましたが、職員の研修会等も行いましたし、また、別な機会に私も研修のお話を聞いたことがあります。SDGsなりゼロカーボンというふうなものは、非常に大きなくくりの中での取組だと。言ってみれば、雲をつかむような取組なのかもしれません。

ただ、一つ一つのことをやっていて、今、無意識にやっていること自体がその取組になっているということを一人一人が理解をしていけば、その積み重ねにつながっていくのではないかというふうに考えれば、雲をつかむ取組ではないのかなというふうに思います。その辺の意識をどう持ってもらえるように、行政として町民に伝えていくか、また、そういった機会を提供できるか、こういったことがあるのではないかというふうに考えていたからであります。

十分ですというふうなことなのですが、できるだけ期待に沿えるようなことを、環境の整備を図りながら進めたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

SDGsを踏まえた次代につなげるまちづくりを継続的に進めることを目的として、第10次大江町総合計画を策定されたとありました。私たちの暮らしは、安心して住むことができ

る環境があつて初めて成り立ちます。様々な気象災害がこれ以上ひどくならないように、一人一人の心がけから自治体、事業者などの取組を通じて、少しでもよりよい環境を次世代に残すことを目指し、みんなで大江町を守っていかれたらと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、橋本彩子さんの一般質問を終わります。

2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 毛利 登志浩 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） それでは、私の一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

3日前の日曜日に、大山自然公園に家族と孫とでちょっと遊びに行きました。まつりの期間が終わったというふうにもかかわらず、多くの家族連れでにぎわっていたというふうなことで、改めて当時、大山自然公園の開発、あるいはヒメサユリの植栽に関わった一人として、非常にうれしさを感じ得たところであります。

今日の最後の質問ということでもありますけれども、町長もかなり疲れているのかなというふうに思いまして、聞くほうもかなり疲れているんですけども、そういったことを度外視しての一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

通告しておりますのは、令和4年度町長所信と予算計上の関係を問うというふうなことであります。

コロナウイルス感染症の脅威がある程度収まりつつある中ではありますが、世界経済は先

が見えない現実突き当たっているのではないかというふうに思っております。原油高、アフリカ諸国の食料危機の問題、我が国ではガソリン価格の高騰はじめ乳製品、穀物類を原料とする食料品など物価高で、家庭の財布は悲鳴を上げているというふうなのが現状ではないかと思えます。

加えて、半導体不足による製品製造が停滞し、夏場を迎えてのエアコンなどの電化製品が品不足で、不安をかき立てております。さらに、ドル高円安、ユーロ高円安の影響が日本経済の先行きに不安を投げかけているのが現状ではないかというふうに思っております。

日本経済はどこに向かうのでしょうか、教えてもらいたいくらいであります。

世はまさに何が起こるか分かりません。ロシアのウクライナ侵攻は理にかなわない、大国の一人の野望を目の当たりにするということを実感させています。

今後、世界経済はどのように動くのでしょうか。そして、日本に与える影響はどうなるのか。改めて、理由なき国境の変更は理解に苦しむところであります。

そして、この頃思うのは、改めて自国の食料自給率を大幅に高めていかなければならないのではないかなということをおもっている次第であります。

さて、松田町長が3月定例議会の冒頭で、令和4年度に向かう町政運営に関する所信と主要施策の概要について詳しく述べるとともに、新年度の予算が上程され、慎重審議の中で全会一致で可決成立いたしました。

通常、国会審議や県議会の運営では、所信表明の後に各党の代表質問、あるいは会派の代表質問というのが行われるのが通例であります。我が町の議会では、そういった会派等々はないので、所信に対しての質問はないというふうなことであります。

質疑がないというふうな中でありましたが、改めて読み返してみたところではありますが、町長の町を思う心と喫緊の課題に取り組む姿勢が随所にかいま見ることができる一方で、政策をよしとするか、あるいは否とするか、疑問の点が多々あったというふうなことで、私の疑問です。次の項目について、町長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

多くの議員が、所信の中の人口減少についての町長の文言について質問しているというふうな中で、所信表明の中で、「今の大江町の最大の課題は、人口減少に歯止めをかけ、人口確保をどう図っていくかに尽きる」という文章があります。

中略、中を抜きまして、「空き家対策として、不動産事業者との連携による利活用を引き続き促進するため、空き家バンクに関連する補助メニューを見直し、登録物件の増加と利用促進を図る」と、「併せて、中古住宅利活用に向けた新たな取組みに着手いたします。」と

いうふうになっております。

委員会の中でちょっとお聞きしたところ、空き家バンクに登録している物件について無償で町がもらい受け、それを修繕して、そして譲渡するか、あるいは貸し出すかというふうな施策をやる予算を計上したというふうなことがありましたが、これは果たして行政がやるべきものなのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

2番目に、「『道の駅おおえ』については、大江町の活性化拠点施設として再整備を図ることとしており、これまで基本構想・計画の策定と基本設計を進めてきました。令和4年度は、実施設計や用地買収等に着手し、柏陵エリア全体の整備構想実現に向けて具体的に動き出す年度となります。」ということで、いわゆる柏陵荘の敷地を都市公園にするというふうな中で、設計費1,400万円を計上したんだというふうな説明があったわけですが、若手職員の斬新な発想と行動力というか、それを期待しての若手職員のアイデアだという説明もあったわけですが、設計に1,400万円を置いたというふうな狙いというか、意図と、そしてどういうふうな構想の中で進むのかというふうなことをお聞きしたいというふうに思います。

第3点として、人口減少が大きな課題だというふうなことで、移住・定住の施策をいろんな面で展開しているというふうなに加えて、子育て環境についても十分充実して支援をしていくというふうなことでありますけれども、要するに働く場所がないと金が動かないというふうなことで、これまでも数回、藤田工業団地の造成分譲にどのように取り組んで、どのように対応していくのかというふうな質問をしているわけですが、4年度町長方針の中では、工業団地についての記述がどこにも見当たらない。果たして、前段の人口減少を食い止めるというふうな中で住宅団地造成、あるいは子育て支援等々も必要だかもしれませんが、働く場がない以上は人が住めないというふうに私は思うんですけども、その点、どういうふうに展開していこうとしているのか、お聞きしたいと。

最後に、税収の伸び悩み、基金の残高が微増するものの、経常収支比率が87.7%となり、注意すべきラインの90%に近づいているというふうな文言がありました。

一方、起債残高が減少する見込みであり、「引き続き徹底した歳入確保と歳出抑制が不可欠となります。中長期的な視点に立って選択と集中により優先する事務事業を見極め、淘汰し、計画的で持続可能な財政運営に努めてまいります。」というふうなことが書かれているわけですが、税収の確保、ここ数年8億円台で推移しているわけですが、今年度は8億を切るというふうな見込みの中での予算計上だというふうに思うんですけども、この

税収の確保というものをどういうふう考えているのかをお聞きしたいと。

それから、これまで、4億から5億の起債発行というふうな中で推移しているわけですが、先ほど来、言われております道の駅の改修、あるいはテルメの石風呂改修、災害復旧等々、公共事業がかなり膨大に膨れ上がるんだらうというふうに予想される中、起債発行の4億から5億の額は可能なかどうかというふうな点について、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 毛利議員のほうからは、4つの項目について様々なご質問をいただいておりますので、それぞれについて、順を追ってお答えさせていただきたいと思っております。

初めに、空き家対策についてお答えをしたいと思います。

町では、年々増加する空き家の件数と移住希望者の受入れのため、平成21年度に空き家バンクの取組を開始しました。これまでの物件登録数は100件を超え、半数以上の利用につながっているという結果になっております。

その一方で、利用者の声をお聞きいたしますと、空き家の持ち主は貸すより売りたい、移住希望者は買うよりも借りたいという、それぞれの理由からミスマッチが生じているというふうに捉えております。

また、町内の不動産業者の方からは、古い空き家は不動産物件として取扱いできる状態まで整えるのには手間がかかり過ぎる。売買金額が低く、業者さんの売上げにはつながらない。こういった理由で、積極的に取り扱うのが難しい、そういった声が聞かれております。

そうした、まだ使える物件ではあるものの、民間の不動産業者の方が進んで取り扱われない物件の利活用が進まない状況に対して、町が少し関与することでその状況を改善しようと考えたのが今回の事業でございます。

事業の枠組みとしましては、所有者が町へ無償で譲渡することを了承した空き家物件に対して、町が修繕をした上で、町営住宅という形で管理し、貸し出すという形を基本的には考えております。これにより、若い世代の移住者に比較的安く住宅を提供することができるのではないか。そして、移住者の確保にもつながるものではないかと期待をしているところであります。

地方への移住を希望する方の中には、集落コミュニティーの中にある味のある物件、そして子ども部屋を確保できる部屋数の多い物件、また、農作業スペースのある物件、こういっ

たものを探している方も少なくないことから、ある程度の需要は見込めるのではないかと思います。

今後、この事業の内容について、さらに詳細に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、柏陵エリアの整備に関するご質問であります。令和4年度は柏陵エリア全体の整備構想実現に向けて、実施計画等に着手し、具体的に動き出す年度となります。

柏陵荘及びその駐車場につきましては、2月の議会全員協議会で柏陵荘跡地の整備構想をお示ししたとおり、都市公園として位置づけたいと考えております。

今年度は、柏陵荘建物の解体に向けた設計と公園整備に関する測量設計を、令和5年度には、建物等の解体及び公園整備の工事を予定しており、道の駅リニューアルオープンに合わせて、都市公園も使用可能になるよう準備を進めたいと考えております。

都市公園の整備の方向性といたしましては、柏陵エリア内での徒歩での回遊を促進したい。道の駅から健康温泉館一帯、周辺、その部分を想定しております。そして、その都市公園には、大型遊具や水場を配置する、まさに噴水というふうなアイデアもありますが、子育て世代の呼び込みを想定しながら、都市公園としての機能としては緑地、こうしたことを基本とした憩いの場をイメージしております。

国の補助を受けての整備を予定しておりますので、イメージどおりの整備ができるかどうかもありますが、具体的な内容につきましては、今年度発注する測量設計の中で詰めていきたいと考えております。

道の駅との相乗効果を狙いながら、子育て世代などに喜ばれる魅力ある公園の整備に向けて、検討を進めてまいります。

次に、藤田工業団地に関する質問でございますが、藤田工業団地の造成については、新たな雇用の場の確保と人口減少対策の一環として、新たな工業団地造成は有効な手段であり、質問の中にもありましたが、働く場の確保というふうなことでは、セットで考えなければならないという考え方は一緒であります。

県内でも企業誘致後の人材の確保が困難であるなどの工業団地造成における課題があると聞き及んでおり、町内の主な企業にも伺ったところ、人手不足であり、募集してもなかなか応募がなく困っているというような企業さんも多くありました。

また、現在の工業団地内での造成可能な土地の面積があまり大きくない。今のところ予定している面積については2.5ヘクタール程度を想定しておりますが、この面積については、

県などの情報によりますと、企業さんのほうでは3から5ヘクタール程度の敷地が望ましいというような意見もございました。そんなところで、マッチングが図られるかどうか、非常に厳しいところもあるのかなと考えております。

さらには、新型コロナによる企業活動の低迷に加えて、ウクライナ問題などに起因する物価の高騰など、現在の経済の状況からは、直ちに今、新たな工業団地の造成に手をかけるということは、タイミング的には難しい時期なのではないかと考えております。

今後も県内の状況や町内の企業からの情報収集等に努めながら、進めてまいりたいと考えております。しかし、大江町への企業進出の問合せ等があれば、そういった情報を敏感にキャッチしながら、町としてはすぐにでも積極的に用地確保も含め、全力で事業を進めてまいりたいと考えております。

税務町民課、総務課の担当になりますが、税収確保と起債発行額のご質問にお答えいたします。

税収については、令和2年度の町税の決算額が8億1,000万余りですが、ここ30年ぐらいは7億円台から8億円台前後で推移している。さきのお話のあったとおりで、さほど変動がございません。この間、様々な税制改革があり、増収になった部分もありますが、課税客体となる生産年齢層の人口減少が著しく、相殺されているのが現実であります。

さて、地方自治体の台所事情をやゆする表現として「3割自治」という言葉がありました。令和2年度の決算では、税収の占める割合は僅かに11.9%、自主財源に乏しく、地方交付税や国・県補助金等に依存している、これが実情であります。

そうした中、税収を増加させる手段として、まずはすぐできることとして町税徴収率のさらなる向上、令和2年度の実績では97.5%ですが、これをもう少し上げていく。また、最近ではふるさと納税やクラウドファンディングなど、新たな形での収入が大きな成果を上げている市町村もあります。こういったことも、今後とも創意工夫を凝らして、歳入確保に努めていきたいと思っております。

次に、起債発行額であります。令和2年度から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが交付されておりますので、内容によっては投資的事業費にも充当可能であるため、予定していた起債発行額は、ここ数年は必要最小限で済んでいる状況です。結果として、令和2年度は3億9,920万円、3年度は3億6,350万円の発行額で、近年では最も少額であり、年度末一般会計地方債残高は確実に減少に転じています。

なお、本年度の健康温泉館の石風呂改修工事や来年度以降の道の駅建設工事など、大規模

事業が予定されているため、必然的に発行額は増えざるを得ないこととなります。本年度は、現時点で5億2,590万円、5年度から6年度にかけては6億円台から7億円台の発行が今のところ見込まれております。

一方、歳出の公債費は、今後、しばらくは6億円台で推移する見込みですので、各年度末の地方債残高が大幅に増えることにより、財政運営に支障が生じる事態や財政指標が大幅に悪化するような可能性は少ないと見込んでいるところであります。

4億から5億円の起債発行額は可能かとの質問であります。大江町はかつて平成13年度から21年度にかけて、10億から11億円台の公債費を抱えて、財政運営が非常に厳しい時代もありました。当時は、起債発行額を年間5億円以内に抑えることで、単純計算で約5億円、地方債残高を減少させることができるとの考えの下、大規模事業が少ない場合の平年ベースでの起債発行額は5億円以内という、一定の基準を設けてこれまでできました。この考え方は今後も基本的には踏襲していきたいと考えておりますが、公債費が当時より大幅に減少しておりますので、4億から5億の起債発行額程度であれば、財政運営的に当面は特に問題はなく、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標も悪化しないものと考えられます。

計算上では、過疎債や臨時財政対策債などの優良債であれば、5億円以内という基準にとられず、借入れしたほうが交付税措置のメリットなども考えられますので、むしろ経常収支比率の悪化により影響しているのは、近年増え続けている物件費等のほうが大きいのではと、このように分析をしているところです。

引き続き起債発行に当たっては、優良債の確保に努め、国・県補助金や特定目的基金などの財源確保に努めて、健全財政を維持してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 丁寧な回答ありがとうございます。

順を追って再質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの空き家を利用した形の中での移住・定住の促進というふうなことでございますけれども、宅地建物取引法というのがありまして、それなりの資格を持った方が土地の売買、あるいは建物の売買をするというふうな基本にはなっているというふうなことで、これまでも町では宅地分譲をやってきたわけですが、以前は土地開発公社というふうな形で事業を進めてきたという経過があります。途中で、これどういうふうに理解すればいいのかなということで、法律を読み返してみたところ、宅地建物取引法の第78条に、33条の2、37条

の2、43条までの規定につきましては、国及び地方公共団体には適用しないというふうなことでありますので、裏を返せば、町がやってもいいというふうになっているようでございます。いつから改正になったか分かりません。

ただ、心配しているのは、予算計上はなっていないようではございますけれども、空き家を無償で譲り受けて、修繕を町の予算でやって貸し付けるというふうな説明が、私は修繕費というのがどこまで膨れ上がるのかというふうなことを心配しているわけですよ。例えば、昭和56年の耐震法、いわゆる空き家というのは50年以上経過している物件が多いというふうに思うんだけど、耐震の補強工事、あるいは耐震の診断、これをしないと町で修繕できないのではないかなというふうに思うのと、昔の建物というものは、断熱材の中にアスベストが入っているとか、そういうふうな危険性もかなり含んでいるというふうに思うんですよ。加えて、屋根の塗装だって結構お金がかかると。ほとんどの空き家の物件なんていうのは、屋根塗装はしていないというふうに思うんですよ。それに水回りの修繕なんていうことを加えたら、実際、10町内の遠藤八百屋さんの跡地を町で購入して——購入して修繕したんだか分かりませんが、約1,000万ぐらいかかったと。土地代を含めてということですけども、そういうふうな例を考えると、積極的に町が関与して、ただでもらっても、その修繕料というのがばかにならないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そして、委員会の説明では、無償であげますよといっても、ある程度の基準を設けて、使えないようなとか、ちょっと遠い、豪雪地帯の物件とかというものは断る場合もあるというふうな説明だったんですけども、その辺の町の考え方というのはどういうふうに進むのでしょうか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 無償で頂くということも条件としても、その後のリフォーム等の費用がというふうなところも問題だというご指摘、そしてそれを事業実施する当該物件を判断する基準はどうかというふうなこと。同じように、私も担当者も、そこの線引きについては悩むところだというふうに思います。まず、対象物件の基準については、先ほど言ったような費用がそれほどかからないと見込まれるような物件でないと、1軒建てるよりも高額な修繕費になってしまうということに問題があるというふうに思います。

そここのところは、やはりよくその物件を、いろんな今後の修繕に対する費用の程度を専門家の方から聞きながら判断していかざるを得ないかなというふうに思いますし、または今、不動産業者の方と空き家バンクの登録でもって協定を結ばさせていただいてやっております

ので、その辺とのご意見もいただきながら判断していかなければならないというふうに思います。

まずは、1軒建てるよりもかかるようなリフォーム代をかけてやるというふうなことはあまり考えられないのかなというふうに正直思っています。耐震も含めてというふうなことであります。

あとは、費用の部分についての心配もあるんですけども、定住者の住宅の確保というふうなところでは、できれば空き家バンクの利活用で、民民の売買でもって、町が仲介といたしますか、間に入ることによって安心感とスムーズに取引が行われるようなサポートをしていくというふうなことで、全て解決していければ非常にいいのかなというふうに思いますが、新規就農者の呼び込みに当たってもそうですが、住宅がなかなか見つからないという課題もあって、当初予算では新規就農者用住宅の建築用地の予算を議決いただいて、今、用地の取得が一定程度進んでいるというふうなことです。その際にも、議員の中からは空き家の利活用ももっと考えるべきではないかという意見もいただいておりますし、よりよい物件があれば、それも活用していくというのも選択肢ではないかというふうに、少し間口を広めに考えながらやっていきたいというふうなことで進めていく事業でありますので、当該物件、どんなものが出てきて、どういうふうな対応にしていきたいかというのは慎重に判断をしていきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 慎重にやっていただきたいと思うんだけども、基本的にこの物件、例えばAという家を町が譲り受けるというふうになると、町の物件ですから固定資産税は入らないと、町の物件だから年々維持経費もかかってくると、当初の修繕よりも5年たったらまた修繕やらないとかというのでは、あとは火災保険とかいろんな保険料についても町が背負うというふうにならざるを得ないと思うんだけども、町が所有するというふうなことで、果たしてメリットが出てくるのかどうかというのが非常に私は疑問ですので、その辺は慎重にやっていただきたいなというふうに思います。

そして、山口県の今回の持続化給付金だかの4,600万余をばくちに使ったとか何とかかんとかというふうなもの、あれも町で貸して、そして貸したところが無職だったとかというふうな話もあるし、近隣では、ある本郷地区の一つの物件を無償で譲渡したと。その譲渡を受けた人が又貸してみたいのをやって、生活保護者を数名住ませるというふうなで、非常に集落内に混乱を招いたというふうな実態もあるので、空き家を町が所有して修繕して貸すとい

うものは、非常に危険性を伴うというふうに私は思うので、その辺のところを十分注意して、そして事業を進めていただきたいと思います。

次に、柏陵荘の跡地というふうなので、全員協議会でも説明を受けましたと。それで、都市公園として整備をするというふうに進んでいるようでございますけれども、あその土地というものは、どういうふうな線引きになっているか分かりませんが、柏陵荘の建物があった所と駐車場と、それが町の所有で、県営住宅の建物に隣接する駐車場は県営住宅の駐車場というふうに理解していいのかわかりませんが、だとすると、非常に敷地が狭いのではないかとこのように思います。

それから、新しい石風呂の改修、これをやろうとしているわけですが、柏陵荘と下のテルメの段差が非常に大きいというふうな中で、西側に石風呂を建設して、そして露天風呂も造るというふうなことであるとするならば、あその柏陵荘から丸見えじゃないかなと私は思うんですが、その辺はどういうふうに考えているのかなというふうに思うんですよ。ただ単に子どもを呼べばよいというふうなことじゃなくて、いわゆる本当の都市公園として果たして機能していくのかどうかというのが問題だと思うんですよ。だから、都市公園とテルメの間に塀を造るとかよ、そんなことをしたら、本当の都市公園にならないのではないかとこのように心配するんですが、その辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、お風呂の改修との関係でございますが、露天風呂にしましては、露天風呂側のほうに周囲と調和するような形で塀を設ける。今もありますね。そういうふうな形でやろうというふうなことで考えておりますので、上の段のところに塀を設けるというふうなことではなく、温泉のほうに囲いを設けるというふうな形で考えているところであります。

それで、敷地の部分についてであります。狭いのではないかとこのようにご指摘もございしますが、柏陵荘の建物自体も解体されるというふうなこともありますし、また、県営住宅の駐車場の問題の話もありましたが、実はそのところについては今、県営住宅のところに塀が建っておって、その境目のところの1列の駐車帯について、県営住宅のアパートの方がご使用なさっているというふうなことで、県と協議をしてお貸ししているという状況です。その部分について今、県のほうとやり取りしておりますので、今の駐車場の舗装になっている全面が一応事業の対象の面積というふうなことで考えておりますので、解体して敷地を全体的に考えながら、先ほどの遊具の配置なども、今の構想の中では、段差を利用した滑り台などはど

うなのかというふうなことなども考えておりますが、そういうところを基本設計として今年度まとめていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 出だしというかな、都市公園というふうな中での進め方はいいと思うんだけど、先ほど言ったような配慮を考えていかないと、後でまた追加工事なんていうことも考えられますので、その点は十分注意して推進していただきたいというふうに思います。

それから、3番目に、工業団地の造成というふうな中でご質問をしたいと思っておりますけれども、私が議員になってから丸7年になろうとしているんだけど、これまで一般質問で、工業団地造成という類いで一般質問をしたのは1回で、関連する形で工業団地の造成というのは3回やって、随所で働く場所の必要性を訴えてきたというふうなことは町長もご存じだというふうに思うんだけど、最初に平成27年の9月定例議会、これは私が当選して初めての議会の中で質問をしました。要するに、工業団地の必要性を言いました。ということで、当時の渡邊町長はこんなこと言っているんです。現在、6社か5社ほどの相談があるというふうなことを言っておりまして、5町歩ほどの土地の工業団地の可能性があるというふうな説明の中で、せめて1ヘクタールから2ヘクタールぐらいの造成をしてみたらどうだろうというふうな枠の中で考えているというふうな答弁をいただいているんです。

それから7年、何もやっていないのではないかというふうな中で、その間にも平成30年の12月定例議会で、また渡邊町長に動いていないのではないかというふうなことを質問したら、一くくり3町歩か4町歩の事業者の照会があったけれども、道路幅が7メートルか8メートルないと駄目だというふうな問題、あるいは下水道の問題、それから電気、高圧線の問題などを考えると、今の藤田工業団地ではちょっと手薄だと。よって、山を切り開いた中での工業団地の造成をやっていく必要もあるのではないかというようなことを言っているんですよ。

そして、新しく今度、松田町長が来まして、令和3年の12月の定例議会で、私が工業団地について一般質問をしました。それで、町長は、藤田工業団地については、工業団地として用途地域に入っている面積が27.8町歩ある。準工業地帯は26.8ヘクタールというふうな中で、工業団地の誘致後の働く人の人材確保、これが困難である課題もあると。町としても、税収及び新たな雇用の場の確保と人口減少対策の一環として、新たな工業団地造成は有効な手段であると考えますが、藤田工業団地の拡大について、今後も県内の状況と情報を的確に捉えながら進めていきたいと。だんだんとトーンダウンしている状況にあると、果たしてする気

があるのかなというふうに思うんだけど、やっぱり、冒頭にも申し上げたように、生活していくために、若い人が定着するために、働く場がないとやっぱり住めないと思うんですよ。

幾ら子育て環境をよくしても、子どもが2人いたら、2人とも保育園、幼稚園に行って、空いている時間、例えば子どもを出して、9時から3時くらいまでの間にアルバイトをしたいとか、そういう方もいるだろうし、やっぱり職場がないと人も住めないというふうに私は大きな声で言いたいよね。

だから、高度経済成長で人口が減少したなどと言っていますけれども、現金収入を受ける場所がないということで落ちていくと思うんですよ。だから、せめてですね、小さくてもいい、1町歩でもいいし、2町歩でもいいから、ある程度の来るのを待って県との調整をしながら、来そうな感覚があるから確保するというふうなでなくて、1町歩でも2町歩でも造成するというふうなことで取り組んでほしいなというふうに思うんだけど、どう思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 平成27年からのお話がありました。前町長のこともありました。その中で1つ抜けているのは、2町歩程度の小堀製作所の工業団地での拡大というふうなことで、そもそもその小堀の隣接地に対して、工業団地を造成しようというふうな計画を進めてきた。そうしたところ、小堀さんのほうで、もう隣接地については自分たちのところで工場の拡大を考えていきたいというふうな流れだったと思いますけれども、そういう中で2町歩ほどの工業団地の拡大が行われてきたという事実は、1つ抜けていたのかなというふうに思います。

それから2年ぐらいたっておりますけれども、今度はその道路の向かい側に、先ほど言ったように、2町歩ほどの土地があるというふうなところであります。これは、卵が先か鶏が先かの話と似たようなことにはなるかというふうにと思いますが、工業団地を造っておいて待っている、いわゆる以前問題になった塩漬けの土地が生じてしまうのではないかというリスク。ただ、物がないうちで、来てほしいというふうにも言えない。この2つのどっちが先かの話は、ずうっとやってきたことかなというふうに思います。

小規模でもいいからというお話でありますけれども、その部分は、県からの情報によると、今の工業団地の標準的なサイズとしては、先ほど申し上げた3.5から5ヘクタール程度の土地がというふうなことがあります、こういった形で、企業さんであれば1ヘクタール、

2ヘクタール程度の工業誘致ができるのかどうかというふうなことを頭に置きながら進まなければならないというふうに思います。

7年間進んでこなかったというふうなことではなくて、拡張工事を進めてきたというふうなこと。それから、今のコロナの状況、経済の状況を見たら、今、準備をして、はい進みましょうというゴーサインは、なかなか判断しにくい環境にあるというふうなことはご理解いただきたいというふうに思います。

消極的なお話ばかりをしておりますが、もっともっと働く場が必要だというのは認識しておりますし、場合によっては隣接の市町村に雇用の場が求められているという事実もございます。そういった中で、大江町の働く場所の確保というふうなことでは、引き続き進めていきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） いつかも話したかもしれませんが、寒河江工業団地の区画は、ほぼ満杯の状態にあったというふうなことで、あれだけの土地に何十社だか何百社と——何百までいかないかもしれませんが、大江町の方々も非常に就労の場として、寒河江の工業団地に行っているというふうな事実がある。しかし、寒河江で今度どこに工業団地を求めるかは分かりませんが、満杯になって、交通事情も、自動車道から下りて、そんなに変わらない土地の中であると。藤田大明神線とか、あるいは今度、藤田堂屋敷線の道路改修が進んでいる状況の中で、やっぱり積極的に県のほうなり、あるいは東京おおえ会、やっているかどうか分かりませんが、そういうふうな手づるをつかみながら、積極的に雇用の場の確保に努めていただきたいというふうに思います。

鐘が鳴りました。鐘が鳴ったので、財政の面で聞こうかなと思ったんですが、財政の面で一つだけ、ちょっと不安な点があるというふうなことは、経常収支比率が90%に近づいているという状況の中で、物件費が今後、社会保障関係の中で進んでいくというふうな説明があったわけだけでも、それほど心配することはないというふうなお話だったんですけども、この90%に近づくと、90%を超えるというふうな情勢になることは、私は非常に財政運営の根幹というかな、それを揺るがすのではないかなというふうに心配しているんですよ。

ですから、ここの部分を最低でも、一時期83%か82%、5年ぐらい前だか3年前だか知らないけれども、県内でも非常にいい数値を示したというふうな中で、今度は90%に近づくとあろうなんていうふうな文言は、あまり私は聞きたくないというふうに思うんですけども、その点はどう考えているんですか。

経常収支が90%に近づくであろうという、だけれども心配はないと。公債費比率も低いし、起債も優良な起債をあてがっているので心配はないというふうな回答なんだけれども、そして税金は97%だかになっていて、そういうふうな中で、今後の財政運営についても注視しながら、特に経常収支比率の高さということを中心に置きながらやっていただきたい。

思うんだけど、国の補助金とか県の補助金とかというのがあるとね、そういった中で国の補助金が50%なんていう事業がほとんどだと思うんだけど、だとすると、過疎債を選んだほうが、70%の交付税補填があるわけだから、そのほうがいいのではないかななんて思ったりしているんですけども、それは財政当局の専門家、プロが判断することだという気はあると思うんだけど、そういうふうな考えも必要ではないかもしれませんけれども、頭に置きながら町政運営を頑張っていたいただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） あと1分ほどあるようなので、私にください。

財政の指標については、確かに経常収支比率の部分については今、お話のあったとおりで、注視しなければならないことだというふうに思いますが、町の財政全体を見たときには、そう心配することではないのではないかなというふうなことをまず伝えたかったというようなことが一つです。

もちろん、その90というラインは、一つの線としてあるわけですから、そこは注視していくというふうなことなんですけど、県内35市町村の中でも90を切っているという自治体は少ないのかなというふうに思います。うまく回るようにやっていきたいというふうに思いますので、注視を一緒にしてまいりたいというふうに思います。

あと、ちょっと工業団地のことで一つ思い出したんですが、毛利議員の持論として、若い頃私はこう言ったという話を聞いたことがあるんですけど、大江町の空を真っ黒にするぐらいの工業団地を造りたいんだと、私は若い頃言っていたというふうな話を思い出したんですが、そうでしたね。というような、そういう強い思いが若い頃からあったというふうなことの中の今の質問がずっと続いているというふうに理解しておりますので、その辺は意を酌みながら頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） これで、毛利登志浩君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

- 議長（菊地勝秀君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。  
あした午前10時に本会議を開きます。  
本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時46分



## 令和4年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和4年6月9日(木)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(2名)

##### 2番 菊地邦弘

- コロナ禍における経済支援について
- 出産・移住・定住施策について

##### 7番 宇津江雅人

- 林業活性化の一考察について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋葉浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また議場内での写真撮影を許可します。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いいたします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

---

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 皆さん、おはようございます。

私の毎日のルーチンとして、毎朝温泉に行って利用させていただいております。今朝も行ってまいりました。皆様、素晴らしい温泉です、毎朝、真っ白でとても素晴らしいです、きれいで。今朝も多分、夜勤明けの若い人かな、だあっとゆっくり入っている姿なんかを目の当たりにすると、この町の素晴らしい施設であるというふうに毎日感じております。

また、情報交換も朝からいろいろと行えるという、大変素晴らしい施設ではないでしょうか。皆様も、健康維持しながら温泉を利用して、ばんばん温泉の中の商品も買いながら、バックアップしていきたいものであると思います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスは3年目を迎えた現在、まだ収束には至らず、感染者数は高止まり傾向を続けております。これは5月18日現在の事です。ただ、最近はかなり減ってはきている模様です。この間、私たちは多くの制限の中での生活を強いられ、またコロナの影響で落ち込んだ経済活動の停滞、様々な活動も中止や延期でありましたが、3回目のワクチン接種が進められており、その先に希望の光があることを信じて前に進んでいかなければなりません。

国内経済は、都心部、地方に限らず影響は大きく、国や県ではコロナの感染状況を見極めながら経済施策の推進と引締めを繰り返している状況です。また、世界の情勢不安は経済活動への影響も多く、原油高や製品原材料の高騰、各種商品価格の値上げの要因ともなっているとあります。コロナ禍以降、経済環境は激変しており、環境変化に応じた新たなビジネスモデルが求められているように思います。

最近の報道によりますと、伝統の祭りやイベントが徐々に従来の姿に戻りつつあり、コロナウイルスの感染防止を図りつつ日常を取り戻し、経済の活性化と祭りやイベントを楽しみたいところです。

町長も所信の中で、疲弊した人の心を元気づけ、再びにぎわいを取り戻す対策が必要であり、コロナ禍で停滞している地域経済の活性化に向け、町内商工業者の支援を国・県の対応と連携し、タイミングを計りながら実施していきます。また、プレミアム付き商品券事業は、町民の皆様から大変好評いただいております。コロナ禍の影響により家計支援の町内商店等での販売促進が同時に図れることから、タイムリーな時期に実施するべく準備を進めておりますとありました。

町単独での6度目の商品券事業、プレミアム商品券、8月末期限と迅速な経済の支援対策として適切な支援策を講じていただいていることに敬意を表し、感謝申し上げる次第であり

ます。

しかしながら、一度冷え込んだ経済や産業が正常の状態に回復するには、まだ相当な時間を要するものと考えられます。購買需要の奮起を促し、経済回復の弾みになるような切れ目のない経済対策支援が必要であると考えられます。

その中で、1つ、日常生活の物価高により、町民1人1万から5,000円ぐらいの商品券の配布、2番、継続したプレミアム商品券の発売、3番、商工業活性化事業補助金などへの取組、4番、廃業する商工業者への承継マッチング等などの補助などについて、いろいろと講じていかなければならないのではないかと考えております。町長の考えをお伺いします。

壇上からは以上になります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

菊地議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症という、これまでに経験したことのない危機が発生して、もう2年が過ぎて3年目に突入しております。この間、私たちはいち早くワクチン接種を進めるなど感染防止対策を進めるとともに、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた地域経済への支援の取組を強力に推進したところであります。

最近の感染者の状況を見ますと、非常に落ち着いてきているという印象を受けておりますが、まだまだ予断は許さない状況であることには変わりはないかと思っておりますが、経済を元の状況に戻す、にぎわいを元に戻す、これについては進めていかなければならない大きな課題だというふうに思います。

町のイベントも4月23、24日に左沢線の100周年のイベントを行いました。予想をはるかに超える多くのお客様からおいでいただいて、大変にぎやかなイベントとなりましたし、また6月5日には、あじさい手作り工芸まつりが中央公民館で行われました。これについても、2年ぶりの開催でありましたが、非常の多くの方から来ていただいたというふうな報告を受けております。また、大山のユリまつりに関しても、自然の中でユリを楽しんでもらうという、非常にコロナの感染のリスクは大きく下げられるようなイベントでありましたけれども、お天気にも恵まれた日には、非常に多くの方がおいでいただいたというようなことで、日常の生活といいますか、元の生活、元のイベント、そういったことにだんだん近づけていっているのではないかとこのように思いますし、これからも100周年の花火大会に向けて、さら

に頑張っていかなければならないと思っております。

国や県の支援策が様々この間行われてきました。それに加えて町のほうでも、コロナ禍による事業者への様々な形での支援策を進めてまいりました。振り返ってみますと、令和2年度の事業として、町民1人当たり3,000円の商品券の配布、40%のプレミアム付き商品券事業、中小企業等への資金繰りの支援の利子補給事業、そして県からの営業自粛要請に協力した事業者への緊急経営改善支援金、新型コロナの影響で売上げが減少した事業者の方々への商工業者経営支援給付金、新しい生活様式に対応するための設備等を導入した事業者に対する新・生活様式対応支援事業補助金、雇用の維持を図る事業主を支援する雇用調整助成金申請代行補助金、そしてオンライン化促進支援事業費補助金、飲食業等緊急支援給付金など、令和2年度だけでもこれだけの事業を行いました。

そして、令和3年度においても多くの事業を行っております。町民1人当たり5,000円の商品券の配布事業、プレミアム付き商品券については50%のプレミアム、新型コロナで売上げが減少した事業者に対して、さらに緊急事業継続給付金、そして2年度に続いてのオンライン化促進支援事業費補助金や、テイクアウト・デリバリー等支援事業費補助金、雇用調整助成金の申請代行や、100%のプレミアム付きお食事クーポン事業、商店街等の経済活性化事業補助金、こういった多くの対応をしてきて、何とか事業者の方を支えてきているのではないかという感触を持っておりますが、実態はまだまだ大変な状況は続いていると思っております。

加えて、今年度に入ってから、昨年度に引き続き、50%のプレミアム付き商品券の事業を実施を進めているというふうなことでございます。

これまで、このような取組を進めてきたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の生活や経済への影響が依然として続いている中、そして加えてロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、世界規模で不確実性が高まっており、原油や穀物などの国際価格は高い水準で推移しております。さらには、円安の進行による輸入物価の上昇も加わりまして、世界的な価格高騰が回り回って多くの消費生活の中で、町民生活にさらに悪い影響を与えているという懸念を持っているところであります。

このような状況を踏まえて、政府においては、4月26日にコロナ禍における原油高騰・物価高騰等総合緊急対策、これを決定し、地方自治体に対する新型コロナウイルス感染症拡大対応地方創生臨時交付金を拡充して、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を上乗せしての交付を決定いたしました。また、県においても、6月補正予算において、コロナ禍に

おける原油価格・物価高騰等に対する市町村への支援を強化しているところであります。

私は、こうした国や県からの財源を活用して、町民生活や中小企業への支援など、地域経済の活性化につながるよう、今般の6月補正予算とは別に、新たな補正予算の編成を行うよう職員に指示をしておりますので、ただいまご質問にありました項目についても参考とさせていただきます。そのためには、7月には臨時議会を招集し、新たな経済対策とコロナ対応等について、ご審議をお願いしたいと考えております。

今後とも、地域経済の回復に向けて全力で一緒になって取り組んでまいりますので、議員の方々からのご理解とご協力を併せてお願いをしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

6月1日付の新聞なんですけれども、帝国データバンクというところがまとめていると思うんですけれども、主要食品105社、食品会社ですね、年内に値上げを実施予定しているのが1万品目を突破したと発表していました。今年度末までは、どんどん値上げのようなものではないのかなという、この記事からは読み取れます。また、円安ドル高のために、20年ぶりなんですってね。何か面白い指数がありまして、マクドナルドというのが全世界にあるわけでありまして、同じ商品で同じような調理を全世界でしているということがありました。その中で、マック指数と言うんだそうですけれども、世界の57か国で、1位がスイス、1個804円。何がどうだか分からないんですけれども、2位がノルウェー739円、ずっといきました、日本が57か国中33位の390円、安いんですね、物価が。このようなことも載ってありました。

ということは、例えば1万円の小遣いを頂いている方は、100円、200円上がってもあまり大した関係ないかもしれないんですね。それが1,000円、2,000円の小遣いをもらっている方々は、100円、200円の値上げに対しては非常に難儀があるんじゃないかなというふうな図式が成り立つのかなというふうに思います。

私もこの前、プレミアム券の販売に携わらせていただきました。プレミアム券は、自分の懐からも出すということで大変いいのかなと思います。50%という、ほかの自治体は25%とかなんかもある中で、非常にありがたいものなんですけれどもびっくりしました。高齢者の方が受け取りに来たときに、こうやって拝んでいきます、ありがとうございますと。これは、感動するというか、でも、ただ子どもさんがたくさんいらっしゃる方とかそういう家庭はやはり5冊で、高齢の方々は1冊とか2冊というふうな中で、ちょっと聞いたんですけれども、

プレミアム券すらもったいなくて買えないと、お金を出せないと。いろんな生活、高齢の方々は、年金暮らしとか高齢の方々はいろいろと出ていくものが多い、プレミアム券は50%というすばらしいんですけども、それすら買えないと。そういう方々に対して、今年度末、ガソリンも高い、石油も高い、やはり8月31日の期限をもって、今度はその次なるやっぱり皆さんに行き渡る商品券なんかは、町民は期待しているのではないのかなというふうに思っているところであります。

私、ここに書かせていただいている中で、1、2、3、4とありますけれども、いろいろと取り組んでいらっしゃると思いますので、そのようなところもちょっと進捗でもないですけども、どのような形で進んでいるのかを少しお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今のプレミアム商品券の販売に立ち会ってというふうなお話は、そういうふうなことは、現実的に起きていることではないかなというふうに以前から感じておりました。その辺のところも踏まえて、いろんな形で対応していく必要があるのかなと思っ

ているところであります。個別に4点ほど質問をいただいているわけですが、改めてその点について申し上げますと、5,000円の商品券を発行してはどうかというふうなことです。先ほど申し上げましたように、昨年度行っております。その総括をしながらも、今回は物価高という新たな政府の支援策、目的というふうなものが示されております。そういったことも含めて、これまで行ってきた方式がいいのか、また商品券に限らず別な方法での支援策などはないのかどうか、その辺のところは十分考えながら、先ほど7月の臨時議会で新たな方策を考えたいというふうなことを申し上げましたが、そこまで整理ができるか、次の段階になるかですが、検討していきたいと思っております。プレミアム商品券についても同様です。今やっている最中ですので、この動向を見ながら次の手だてを打っていききたいと思っております。

新たな事業展開、商工業活性化事業補助金、こういったお話がありましたけれども、現在も補助の制度が、全て菊地議員が思っ

て販売促進などを行う場合の補助です。それから、法人化支援事業というようなことで、個人事業主の方が法人化する場合にも補助ができるようにしております。また、ホームページのPRというふうなことで、作成をするための補助事業なども準備をしております。それから、さらに支援の拡充をしておりますが、既存商品のリニューアル支援事業を新たに設けて取組を進めているところであります。

こういった事業をうまく活用していただくというふうなことが必要だというふうに思いますし、これからの事業者の方々の新しい経営の手助けになればというふうなことを思っております。今の状況に照らして不十分なところがあるとすれば、様々なご意見を受けながら、その辺のところも対応していく必要があると思います。

あとは、事業継承などのマッチング等というふうなことでございますが、これも事業を引き継ぐ方に対して補助の支援を行っております。今年度は対象者がUターンして事業を継承する場合にというふうなことで、これも補助率で3分の2、限度額40万という、いい補助制度だというふうに思いますので、ぜひご活用いただければなと思っております。

なかなか、商工業のコロナ禍、物価高、そういった中で経営厳しいところではございますので、ぜひこういった支援策なども活用いただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。期待を申し上げて、期待しております。

1番の4番目なんですけれども、事業承継、家族でもって事業承継ではなくて、農業のほうもそうなんだろうけれども、新規就農者もいろいろ取り組んでいただいているんですけれども、この町に商店を構えて非常にすばらしくおいしい商品を買っている方々が高齢のために辞めたというところで、相手方の気持ちもあると思いますけれども、もったいないのでいろいろ拡散して、商工会と連携して、ほかからどこかからか誰かを呼んできて、その人の技を伝授してその店を存続させるというふうな、テレビ番組でやっています、BSで。あれはいいなと思ったりもしますので、そのあたりもひとつ中に入れていただいて、今後検討していただきたいなと思います。

やはり、公共バスも通らなくなった、商店も数少ない、飲食店も少ないというのでは、何ともならないと思いますので、今、町長が述べていただいたようなことを大変うれしくも思いますけれども、期待を申し上げながら、次の質問をさせていただきます。

それでは、何回か質問させていただいている中ではあるんですけれども、出産・移住・定

住施策について。

出生率の低下がコロナ禍で加速しています。高齢化が世界最速で進む日本、出生増加策にどのようなメニューが必要なのか、またふさわしくもあるのか。

2023年度に、少子化対策と子ども支援の対応に、こども家庭庁が新設されそうです。どの自治体も似たような移住・定住施策であるように思いますが、大胆な発想力で分かりやすくすべきでもあると思います。町長も、我が町の最大の課題は人口減少で、あらゆる視点から施策を講じていかなければならないと言っております。定住支援、移住者確保のための機構改革ということで、新たに地域振興課を立ち上げたものだと理解しております。

また、高齢化比率や出生者数から見て、20年後、30年度にはどうなっていくのかは、一定の推測が立ちます。このため、子どもを産み育てやすい環境の整備と思い切った支援を、子育て段階に応じたソフト的な応援と経済的な支援とを組み合わせる進めていきますと載ってありました。

本町で出産していただくにはどうしたらいいのか、出生率が二十数人、町財政の点もありますが、ほかの自治体に先駆け100万、200万、いろいろ条件付とか、ゼロから2歳保育料無料、自宅保育に対する補助金、誕生から高校まで、そういうことであれば切れ目のない施策ではないのかなと思っております。また、新築、改築、中古住宅に対する大胆な補助などなど、本町の10年、20年を少しでもにぎやかなまちであるよう願いたいものであります。お徳感があり、助成策を活用し楽しい家庭が増えるよう、また子育てにやさしいまちを目指し、他の自治体の最適な施策も取り入れ、一丁目一番地の我が本町の施策でありたい。

また、新たな事業が増えれば、当然痛みを伴う改革、見直しも必要であると考えます。10年、20年先に、この町は先駆けであったとなるようなことをしていかなければならないのではないのでしょうかということで、町長の考えを伺います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、今、質問のありました出産・移住・定住施策についてお答えさせていただきます。

子育て支援につきましては、今年度の町政運営に関する所信と主要施策の中で申し上げたとおり、ここ数年の出生者の急激な減少を考えますと、本町における喫緊の重要な課題だというふうに位置づけられるものであります。

出生者数の増加と子どもを産み育てやすい環境づくり、このためにこれまでハード面ではじいろ保育園や子育て支援センターばれっと、こういった整備を進めてまいりました。さ

らに、経済的支援を含めたソフト的な対応では、出生祝いすくすくベビー給付金の増額、そしてゼロから2歳児の保育料の段階的無償化、3歳から5歳児の保育料、給食費の完全無償化の実施のほか、今年度からは、さらに拡充として、第3子以降に加えてゼロ歳から2歳児の第2子が同時入所した場合の保育料の全額助成、そして小学生全学年の給食費を4月から半額の支援をすることにしてありますが、今回の支援で、今回の補正予算の中で物価高に当たっての対応というようなことで、今年度限りではありますが、小学校の全額給食費補助というふうなこと、そして今年から高校生応援給付金を創設させていただいたことなど、子育ての段階に応じた支援策を打ち出してきたところであります。

加えまして、子育て世代の包括支援センターを中心に子育て世帯の悩みに寄り添うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しているところであります。

また、移住・定住施策についてであります。住宅建築奨励補助事業などにおいて、子育て世帯への優遇措置として、新築や改築時に対する補助を行っております。

また、空き家バンク制度を導入して、空き家の利活用につなげるとともに、空き家の改修に係る費用や家財撤去の費用に対する補助なども行っております。

若者や子育て世代の移住・定住を応援するため、町外の方が大江町の賃貸物件へ引っ越しされた場合の家賃の補助、そして大江町町内に住宅を新築、購入された方が住宅ローンを借り入れた場合の補助など、これまでになかったオリジナリティーのある支援も考えて行っております。

ただいま申し上げました様々な内容は、他の自治体と比較しても遜色なく、一部は上回る支援内容になっていると思っております。

菊地議員からは、様々なご提案を含めご質問いただきましたが、今後の大江町の出生・移住・定住施策について考えるに当たっては、若い世代が町内に住み、2人目、3人目と子どもを産み育てられる、そういうふうにしたくなるような、議員が言われる思い切った施策を検討する必要もあるのではないかと考えております。

そのため、出産・移住・定住施策の対象である若い世代の年代の職員が集まり、来年度の予算編成に向けてインパクトのある施策について検討を進めるよう、現在指示をしているところです。そういった取組については、併せて若い世代の町民の意見を聴く機会も設けていきたいと考えています。

一方で、そういった支援制度の充実ばかりではなく、大江町を知ってもらう、大江町に来てもらう、大江町に住んでもらう、そして大江町に住んでよかったと思ってもらえるための、

何度も申し上げておりますが、情報発信が重要だと考えております。

首都圏での移住セミナーなど、移住相談に来られる方は、具体的な支援策を聞くというより、自然環境のことや気候のこと、雪のこと、交通のこと、地域の文化のことなど、生活を営む上で根本的な部分をお聞きになる方が多いとの報告をいただいております。支援そのものはどこの自治体も似通っているところが多いため、実際に大江町に住んだときのイメージに興味を持っているのではないかと、こういうふうにかがえるところでもあります。

町では、昨年度からSNSを利用した情報発信を強化しておりますが、今年度はどのように大江町のイメージを打ち出し、情報発信をしていくかについて、役場部局内で横断的にプロジェクトチームをつくり検討を今、始めているところです。

今後とも、出生者の増加、移住・定住の増加に向けて、支援制度や情報発信など、幅広い施策を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

様々な策を講じていただいているところでありまして、十分理解をしております。

中で、これからは、ここも1市4町とあると思うんですけども、そのバランスを含めながら、人口を見ながら、財源を見ながらいろいろあると思いますけれども、競争の世界でないのかなと思うんですよ。あの町でこれをやっているから、おらいのほうでもやってみましょうとかではなくて、もう事務方の優秀な方々がいらっしゃるので、どのような補助金が転がっているのか。例えば、補助金係課とかいうのを設けて、ばんばん探して、国の県の、それを引っ張ってきてどんどんと活用していく、そういう時代に入っていくというか、競争の時代ではないのかなと思います。

その中で、今、町長がずっといろいろお話ありましたけれども、生まれた人たちに対してずっと支援が高校まで、非常にありがたいものです。じゃ、生まれるように、産んでくださるよという中での思い切ったものが必要なのではないのかなというふうに思います。

昨日、毛利議員も工場誘致のことでありましたけれども、人がいなければ工場だって誘致、来ないと思いますよ、人がいないところなんかには。私の知人で西川町から夫婦2人がこの企業に勤めていると、ありがたいなということで、ここの人たちもどこかに行って勤めているんだかもしれないです。ただ、人がいなければいかなるものだろうという中で、子どもを産んでもらうには、どかんと100万とか200万とここに書いてしまいましたけれども、住む

ところから何から全てを合わせて、それぐらいのどんとしたものをあげますよと。だからどうでしょうというふうなことは現実にならないかもしれないんですけども、いつも町長は、皆様の税金を平等に使わなければならないということもある中ではありますけれども、そのような考えも必要なのかなとは思いますが。

それと、今、母子家庭が非常に多いんですね。お子さんお二人、三人ぐらい、お母さん世帯、父子家庭も何か多いようなところでもありますので、そのような方々を取り入れるような考えもあってはいいのかなと思います、人口が増えます。そのためには、駅前に3階建て、5階建てぐらいのアパートみたいなものを建てたりして、そういう方々を呼び込んだりとかするべきなのかなと。電車を利用しながら、子育てを大江町で応援しますよと。アパート、あおぞら団地も造成に1億5,000万ぐらいかかっているかは分からないんですけども、ただ建ててもらえば固定資産税も入るし、ただ完売にはなっていないわけではありますけれども、これから先も造成はしていかなきゃならないと思うんです。

そこに、今度、新たな田んぼとかそういうところの空いているところ、なくなっちゃうんじゃないですか、9区あの辺りぐらいしか。そうなのであれば、私の知人も去年かな、山形に行っちゃいました、親戚も雪が大変だということで。

そのようなことも考慮しながら、母子、父子家庭の方々に、そのようなマンションでもないけれどもアパートみたいなものを駅前に建てて、JRを大々的に使いながら、ありますよ、大江町はと。それと同時に、独り暮らしの高齢の方々も雪とか大変であれば、このアパートに入ってもらっちゃいというような、併せていろいろ考えは出てくると思います。シフトの仕方だとは思いますが、生まれてくる人たちに、どのようにばんと分かりやすいものを取り組んでいくことが大事なのかなと思います。

政府も42万かかる出産費用を増額するというので、大体ちょっと聞いてみると、七、八万余計にかかっているんですね。あと、ほかの自治体でもゼロから2歳を保育料無料にしている。また、家でゼロから2歳を預かっているところの家庭には何ぼ出しているのがありますよね、もうどこかでね、全部ご存じだと思いますけれども。

そういうような、いろんないいところはどんどん吸い上げていただいて、競争でもっておらほの町は全然違うぞというようなものをつくり上げていただきたいなということと、やっぱり移住者も増やすには、移住体験施設がこれは絶対あるべきではないのかなと思います。私たちも買物行ったときに、ただで食べらっしゃいというを買ってしまいますよね。そのようなことではないと思いますけれども。体験施設がなければどうなんだろうということ

で、昨日もどなたか議員からありましたけれども、程度のいい空き家をちょっとリフォームして、ここはJRも通っている、温泉もある、非常に様々、山に行けばきれいだ、そういうようなことを総合的に考えていかなければならないかなとは思っている中で、生まれてくる、産んでくださるには何が一番手っ取り早いのかの支援策を、人が生まれなければ減っていくだけですからね。そのように思うんですけども、いかが思いますか、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、質問で最後にあった子どもを産んでいただく、そういったためには何が必要なのかというふうなことは、日々考えてもなかなか答えが出ないものだと思いますので、様々な方からご意見を聞きたいという意味合いで、先ほどその世代の方からも意見を聴くような機会を設けたいというふうなことを申し上げたのでありますが、今の大江町の子育て支援を考えたとき、やっぱりこの減少対応というふうなことでは、今、話があったように、増加に向けてどうやっていくかというふうなことなんです、例えばご質問にありましたお祝い金を100万円、200万円、こういったことはどうなのかというふうなことでありますが、こういうことに関しては、インパクトは確かにあるかというふうに思いますが、そのことが本当に子どもを産みたくなる、産んでみよう、もうけてみよう、そういう気持ちにつながっていくのかどうか、これが先ほど冒頭に申し上げた本当のところは分からないということでもあります。

子どもは天からの授かりものというふうなことでもありますので、テレビの中では10人のお子さんを持っている方とか取り上げられたりしておりますが、それはそれぞれのご夫婦なりご家族の様々な事情があつての10人だったり、2人だったり、1人だったりというふうなことがあるんだと思います。その辺のところを私も悩んでいますし、職員も議員の方も悩んでいるところだと思います。その答えを探すのは難しいかもしれませんが、ひもとくことに努力をしていきたいというふうに思います。

また、ちょっと少し難しい話で、お金のことになりますが、例えば年間30人産まれる、年間100万円、3,000万必要だと。こういった施策というのは、やっぱり途中で途切らすことはなかなか難しいんだと思うんですね。継続的にやっていく、行政の継続性というふうなものを確保しなければならないと思いますので、その費用負担というふうなものがこの大江町の財政規模の中で耐えられるかどうか、この辺の判断も非常に難しいと思っています。

子どもを高校、大学、就職と、そして成人になるまで育て上げるには、保護者の経済的負担もかなりのものであります。出生時の一時的な支援というふうな形ばかりではなくて、

様々なことを考えなければならないと思います。限られた財源の中で乳幼児から高校生、成人になるまで、児童の経済的な育成のための負担を少しでも和らげるようなことは、これからもぜひ考えていきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 重々に理解するところではあるんですけども、今、農業に携わる方、商売をなりわいにしている方々、若い世代、30代とか頑張っている方々いらっしゃると思うんですけども、この10年後、20年後、ぞっとするような人口形態で商売もできなくなるとか、予測があるんですけども、先ほど100万、200万というのはもう無理だと思うんですけども、そのローンの返済とか何だのかんだのと、全てをうまくいろいろ組み合わせたりして、目玉みたいにして、実は中身はこうなっているんですよというふうに、うまくやればいいんじゃないかなと思うんですよ、これやるべきだと思いますよ、これ。やるべきだと思うんです。そして、後にはすばらしい大江町は、パイオニアだ、その点については。英語も特化しているとか、この町は、実際にそうですからね、私も言っています、いろんなところに行って、英語に行くと。うちの息子、英語までついて行って写真撮っています。

だから、そんな形で、あそこの町もこれやっているから、これはできないかなとではなくて、もう斬新でばんばんといろいろ組み合わせさせていって、こうなんですと、実は。わあっと、ああ、あそこの町に行って、あそこのアパートに入って、子ども産んでみるか。その代わり10年は住んでもらわなきゃならないとか、いろんな規定をつければいいわけであって。父子家庭、母子家庭もばんばん的においで、おいでと。こういうようなことやりますよと、アパート住むところもありますよというふうになっていただく町でありたいなというふう思うところがあります。

でも、結婚とか出産というのは、やはり個人の自由であると思います。町長も先ほど言うとおりの。ただ、やみくもな奨励策は控えるべきでもあるんですけども、希望する方々に実現を後押しできるような施策が大事なのではないのかなと思います。それには、やはりお金ですよ、絶対お金です、商品券とか何かとか。そういうのをうまく組み合わせ、今までだあっとある中をちょっと集約して、こういうふうな見せ方をやりましょうと、そういうところの頭の使い方を事務方の皆様と一緒に、私もいろいろありましたら申し上げたいと思っておりますけれども、先の未来が明るい家庭でわいわいとにぎわっているような、この辺、子どもがちょろちょろ動いているというような町に戻れるような町にしたいかなというふうに思いもあまして質問させていただきました。ぜひ期待しております。

これで、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、菊地邦弘君の一般質問を終わります。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 宇津江 雅 人 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

最後の一般質問になりました。よろしくお願いします。

冒頭になりますが、林業の活性化の質問につきましては、平成31年、令和元年、森林環境譲与税及び新しい森林管理システム、いわゆる森林経営管理法でございますが、が施行されたのを機に、平成30年9月定例会で一般質問しました。

前の町長の答弁ではありますが、現在、どの程度まで反映され、推考や検討がなされているのか伺いたいと思い、質問に至りました。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

日本は、国土面積の約7割を森林が占める森林大国で、2020年の森林率は、経済協力開発機構加盟37か国で3番目に高く、また大江町の森林面積につきましても約7割を占めております。戦後の1955年には、木材の自給率は94.5%に上りましたが、64年には木材の輸入が全面自由化されるなど、国産材よりも安く大量供給できる外国材の需要が高まり、輸入量が年々増大しております。結果、国産材の価格は下落し、採算が取れなくなり林業は衰退、2000年には木材自給率が18.2%まで落ち込みました。

しかし、戦後復興のため全国で造成した人工林のヒノキや杉などは、現在収穫期を迎え、

中高層の木造建築などで国産材需要も高まる中、新型コロナウイルス感染やロシアのウクライナ侵攻に伴い木材の輸入量が激減し、ウッドショックと呼ばれる木材価格の高騰にもかかわらず、国産木材の自給率が上昇の傾向にあります。ここで、森林事業の中で重要なキーポイントとなる一つとして、令和元年4月から施行された森林環境譲与税を活用した林業の活性化などが考えられます。森林環境譲与税の使途として、次の3項目を規定しております。

1つは、間伐や路網といったいわゆる作業道、森林整備。2、人材育成・担い手の確保。3、木材利用の促進や普及啓発。以上3項目につきまして、充てなければならないとされております。都道府県は取組を行う市町村の支援等を行うこととしております。

町の今年度の予算の森林環境譲与税は1,676万円で、主に間伐や作業道の開設事業や森林整備の活用に助成すると伺いますが、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発についてどのように考えておられるのか伺います。

次に、新たな森林管理システムと言われる森林経営管理制度であります。

これは、森林所有者に適切な森林管理を促すためにつくられた制度ですが、林業を取り巻く環境は後継者不足や高齢化により、森林管理が困難な時代に入ったように思います。

そこで、森林所有者の意向調査を外部へ委託し集積計画を立て、今後の森林経営管理に寄与していくわけですが、現在の状況調査や経過、進捗状況などについて、どうなっているのかお伺いします。

次に、西山杉の需要拡大であります。

平成25年2月19日に策定されました大江町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針があります。これによりますと、町が率先して地域で育った木を地域で利用する、いわゆる地産地消を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、中山間地域をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものであると定めております。

これを考えるに、私の知る限りでは、公共建築物であるにじいろ保育園や町営住宅、中央公民館及び図書館、新規就農者住宅などなどに積極的に西山杉材が利用されており、まさしく地域経済の活性化に寄与していることと考えます。

そこで、現在、令和6年のオープンを目指して計画しております道の駅の建築材料として、ふんだんに使用すべきと考えますが、所見を伺います。

なお、この件につきましては、昨日、藤野議員の道の駅の質問で、町長は町有林を伐採し利用すると答弁されております。あえて質問いたします。

最後になりますが、6月5日に全国植樹祭が滋賀県で開催され、両陛下はオンラインで出席されました。天皇陛下は挨拶で、健全な森林を育み、木々を木材として循環利用しながら次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの果たすべき大切な使命ですと述べられています。まさしく、森林の恵みに感謝するとともに、循環型森林の育成に添え、林業の活性化を図っていくことが求められていると考えます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、宇津江議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、大江町における森林の状況であります。森林面積は総面積の約80%を占めており、民有林が8,254ヘクタール、うち杉を主体とした人工林の面積は3,459ヘクタールであります。そして、35年以上の伐採期を迎えている森林は2,179ヘクタールという状況でございます。

先般も森林の状況について申し上げましたが、伐期の考え方等については様々あるかと思いますが、35年以上のものについては今のようなことでございます。

昭和35年の木材の輸入自由化、その後、国内生産量は徐々に低下をし木材価格の低迷も続いてきたところで、森林整備に対する林業者の意欲が希薄となり、伐採や整備などがなかなか進んでこなかった状況がありましたが、伐採利用可能な森林は多くなってきているという状況です。

こうした中、荒廃した森林を整備するために、平成31年4月施行されました森林環境譲与税が大江町にも配分され、森林整備に結びつける取組への幅広い活用ができるものとなっております。

森林環境譲与税は、総額の2割が都道府県、8割が市町村に配分されます。配分総額の5割が私有林の人工林面積、2割を林業就業者数、そして3割を人口で案分し、全国の都道府県及び市町村に配分されているものであり、今年度、大江町に配分される譲与税は先ほどありましたとおり1,676万円という金額になっております。

新たな森林経営管理制度においては、荒廃した森林を計画的かつ適切に管理していかなければならないことから、譲与税の用途につきましては、現在のところ、森林整備に向けた調査に係る費用に充てることとしていますが、今後は人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等にも有効に活用していきたいと考えております。

また、森林整備により発生する木材は、公共建築物の木造化や内装木質化を図り利用していかねばならないことから、西山杉の販路拡大に向けてPR冊子の作成等による普及啓発を行い、木材利用を推進してまいりたいと考えております。

さらに、地域林政アドバイザーの雇用や事業体が新たに雇用した人に向けた研修会等を県と連携して行うことにより、人材育成や担い手の確保を支援していきたいと考えています。

次に、森林管理制度は、所有者の意向を調査し、間伐など、そういった整備に取り組むための新たな制度として、森林環境譲与税と同時に始まっております。

大江町では、地籍調査も実施済みでありますので、境界も明確化されており所有者の把握は容易であるために、譲与税の使途として、所有者ごとの資源量調査を行い、意向調査を実施し森林整備に結びつける森林管理制度を進めているところであります。

進捗状況としては、令和3年度までに91ヘクタールの資源量の調査を行っており、55名191筆の森林について意向調査が完了しております。回答があった約30%の方は自己管理を希望しており、70%の方は町や事業体等への管理を任せたいと、こういった意向の結果でありました。

本町といたしましては、管理を任せたいと言われている森林について、林業事業体へつなぎ計画的な森林整備に取り組むこととし、自己管理の森林については譲与税を活用した補助事業などにより、所有者の森林整備への意欲と費用負担の軽減に努めていきたいと考えています。

最後に、道の駅おおえの関係については、町では公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を令和2年1月に改訂をして、木構造化の促進や内装木質化を企画段階から十分に検討を行い、町産木材の積極的な活用に努めるというような定めをしているところであります。

道の駅おおえのリニューアルに当たっては、大江町産の西山杉を使用するよう、各方面から要望もいただいております。町としても、新駅舎の構造材や化粧材には、できる限り大江町産の西山杉を活用したいと考えているところであり、このたびの補正予算の中でも町有林伐採業務委託料を計上させていただきました。

今後とも、町産木材の利用拡大に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） どうもありがとうございました。

次に、再質問ということで、1件ずつお願いしたいと思います。

まず1件は、人材育成、いわゆる後継者のことであります。

先般、七軒地区の林業家の方とお話する機会がありまして、その方がいわゆる出前講座と称しまして、左沢高校の生徒にお話する機会があったということであります。林業の魅力、こういったものを話す機会があったということでもあります。その成果か効果か分かりませんが、私が聞くところによりますと、在学中の生徒さんのお父さんから聞いたんですけれども、息子はどうも農林大学校のほうに進みたいみたいだなと、そういうお話を聞きまして、ああよかったなと、本当に行けばの話ですけれども、そう思った次第でございます。

そのほか、人材の後継者を育てるという意味では、毎年1回程度だと思いますけれども、山形県内での場所、ビッグウイングを会場としまして、森林ノミクス仕事ガイダンスというのがあります。ビッグウイングの会場に、いろんな林業家、県内からあちこちから来ておって、ブースを設置するわけです。それにも何年か前に、2年ほど前だったかな、私、見学に行ったんですけれども、そうしたらその本人というか林業家がお一人で頑張っておったんですけれども、やはりこういった場所に、例えば農業関係であれば農業人フェアという、東京で開催されるとき、いわゆるOSINの会に役場職員、担当職員が一緒に行っておられるというように、私伺っておりますので、それと同じような形で、森の仕事ガイダンス、これにつきましても担当課の職員どなたさんか、後押しというか、手助けというか、こういったものもいいのではないかなとちょっと思った次第でございます。

これについて、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○町長（松田清隆君） 今、ありましたビッグウイングでのガイダンスというふうなことについて、ちょっと詳しい内容を存じ上げないのでございますが、市町村のブースを設けてというふうなことで、市町村ごとにあるのか、何か事業体ごとにあるのか、その辺のこと、またそのガイダンスにおける町との関わり、この辺のところもちょっと調べていながら応援するところは応援していきたい、一緒にやっていきたいというふうに思っておりますので、検討させていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 私、確認したわけではないんですけれども、どこかの役場の方、町の方もいらっしゃるというふうにお伺いしました。

それで、いろいろ新聞を見ますと、県は来春採用の県職員選考試験に、社会人枠の林業という部署に若干名を新設、こういったものがありました。また、令和6年、2年後ですが、

東北農林専門職大学、こういったものが新庄のほうに開学されると。いろいろ見ますと、県としても非常に林業の分野に力を入れているというような感じがいたしております。

こうした中で、これは最上地方の町ですけれども、ある役場内に森林整備を専門に扱う部署があります。いわゆる専門的知識を持つ人の部署が、職員がいらっしゃるといようなこととございます。本町にとりましても、これは本町だけではなくどこの町も一緒かと思うんですけれども、これから森林環境譲与税ということで、これはゼロカーボン、二酸化炭素の削減を目指したり、いろいろあってこういうことが出てきていると思うんですけれども、これが結構重要視されてくるんじゃないかと思えます。

それで、大江町役場におきましても、こういった職員のいわゆる募集、農林関係の募集となりますと、例えば農林大学校へ募集案内とか、こういったことなんかもどうなのかなと、ちょっと思った次第です。どうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 職員の配置、専門的な知識を持った人、どの程度のものになるのか分かりませんが、ただこの大江町の役場程度の組織の中で、例えば専門職として今、保健師さんというのがいます。保健師さんは保健師の専門職としているわけで、他の部署への配置換えというのはまず考えられないということもあります。そういった人事管理の部分でどうなのかというふうなこともありますので、今の段階では、そういった専門職を採用するというふうなことはちょっと考えておりませんが、職員が勉強した中でそういった知識を身につけていくというふうなことで研修会への参加等、そういったことを進めながらやっていきたいなというふうには思っております。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 分かりました。

次に、木材利用の促進ということについてお伺いしたいと思います。

現在、先ほど町長のほうから、資源量調査、いわゆるドローンを使いまして上のほうから森林の状況調査、これは令和3年度まで91ヘクタールと。大江町の民有林が8,254ヘクタールでありますから、91を単純計算して割りますと3年間で1.1%、これは非常に少ないというイメージあるかもしれませんが、これは調査した後、やっぱり所有者にいろいろ意向調査、これをした結果、約55名というようなことも先ほどお伺いしています。これは非常に時間のかかる仕事ということで、このぐらいの面積を1つずつやっていかなきゃいけないという、順番にやらなきゃいけないことで、約1.1%しかできないというようなことと私は理解して

おります。

ですから、地籍調査、大江町はほぼ100%終わったとお聞きしています。じゃ地籍調査は何十年、ちょっと私も把握していないんですけども30年以上もかかっているんじゃないのかなと。これと同じような感じを私も受けております、意向調査とかそういったものです。ですから、我々がこの世にいない間ぐらまでかかるということをご承知しております。

そこで、この55名のうち、町にお願いしたいとか任せたいという方が約7割、70%、自己管理が30%というふうにお伺いしています。町に任せたいというのは町が受け持つということなんですが、町が一旦預かって、それを今度意欲を持つ業者、これは何も町内とは限りませんが、県内の業者、いろんな森林会社、こういった業者に経営管理実施権、いわゆる任せるといふようなことだろうと思います。

そこで、県内には、実際にやっている町があります。これをちょっと紹介させていただきますと、これは2年ほど前の地元の新聞の記事だったんですけども、最上町、新たな森林管理始動、始めたというようなことの見出しで、委託する民間業者の選考委員会を開いて、結果、地元業者もがみ木質エネルギー、こういう会社が引き受けて、実際もがみ木質エネルギーは、いわゆる所有者から山とか森林を預かって、その木を木質エネルギーに換えているわけですね。

具体的には、チップボイラーを3台設置しているそうです。1台、高くて約2,000万、3台ですから6,000万ですか、そして町立最上病院、それから隣にある老人福祉施設、複合施設になっているそうですが、こういったところに暖房、冷房は熱交換器で換えるというようなことです。それから給湯、台所とかこういったものを供給しているというようなことをございます。最近では、若者向けの住宅造成したところへも供給開始、いわゆる民間の個人の住宅にもこの熱供給を、暖房とか冷房を供給しているというようなことをございます。

実際、これ機会を見て担当課と我々議員の委員会なり、もし見たい方がおったら一緒になって行ってみたいなど、研修してみたいなどちょっと思った次第でございます。見てから、やっぱりすばらしいな、こういうのをやっているのかと、これも大江町でも何とかできないかというようなことになろうかと思うんですけども、これについて町長のご所見をお願いします。前向きな考えでお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、最上町の例のお話がありましたけれども、町村会の会議などで、最上の町長さんと隣の席になったりしたときに、いろいろお話をする中で、最上町の取組は

非常にいいシステムだから、ぜひどの町でもやったほうがいいよというようなことを、先日も会ったときにお話、会話の中の一つでしたがありました。

それで、私自身は以前、担当課、当時は産業振興課で、今、言われた公共施設等のボイラー設置とかをやる前ではありますが、事業が開始した当時、一度研修というふうなことでお伺いをしてお話を聞いております。そのときの印象は、細かいことまでは全て忘れましたが、非常に大がかりなもので町単独でやれるものではないというふうなこと。それは、山持ちの方、所有者の方、そしてそれを利用する林業者の方、製材業者、そういった方々が全てがっちり手を結んで進めてきた話だというふうなことで、そういった体制が必要なんだなという印象が物すごくそのときありました。

そして、2年ほど前に町村会の首長たちの研修で、最上町のその施設を見に行かせていただきました。福祉施設のバイオマス関係のもの、それからチップに加工する現場、そういったものを見学させていただきました。あとは最後に、宇津江議員からありました若者向けの住宅、町営住宅とあとは宅地の分譲だったと思いますけれども、そこに1つのエリアの中に共同でのバイオマスのエネルギー供給の設備を造って、そこから配管で全ての住宅に回してあるというような取組でありました。その印象は、バイオマスだけではなかなか運営していくことが危機管理上難しいというふうなこともあって、バックアップ体制としてまきボイラーだったかな、あとは灯油だったと思います、そういったものも併せて設置した中で運営しているというような例でございました。

大江町で、その例に倣ってできるかというふうなことを考えたときに、先ほど冒頭で申し上げたいろんな関係団体の方の協力なくしてできない、当然町は音頭を取って進めていくというふうなことでありますが、その辺のシステム、仕組みづくりがまずは課題だというふうに思います。そういうふうな取組に対して、熱を持ってみんながそこに一点集中してやるのではないかという、こういった力がないとやり切れない事業、仕事だなというふうに思っています。そのところは、先ほど具体的に申し上げた、その関係するところの部分についてよく話し込みを行いながら進めるべきものだなというふうな感じを持っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

長い目で将来を見据えて、関係機関等いろんな団体との連携とかいろいろ出てきますので、その辺のところを少しずつ積み上げていっていただきまして、もし可能であれば実現してほ

しい、してもどうかなというようなことです。

といたしますのは、今、地球上というか、いろんな問題が起きています。ちょっと忘れましてけれども、COP何とか会議とか、それから今ロシア、ウクライナが現実には戦争やっております、重油の高騰、いろんなものの物価が上がっていると。それから木材なんかも輸入が少なくなったというようなことで、それから原発の放射能問題、それからいろんな大災害、東日本大震災とかいろんな災害、何が起きるか分かりません。こういったときに停電、いわゆるライフライン対策に、こういった木質バイオエネルギーというのものも、これからやっておくべきなのかなというふうにちょっと思った次第です。こういった現状に生活が振り回されていると。だからバイオ、昔の時代に戻るというわけではないんですけども、昔は裏の杉の葉っぱを集めてきて風呂を沸かしたりご飯を炊いたり、そういうことな生活だったわけですけども、そういうことに備えておくというか、何か最近の若者もこういったことに非常に注目しているというふうにお聞きしております。

以上が木材の利用というようなことでありますが、それでは次の質問をお願いしたいと思います。

町有林の伐採につきましては、今度、補正予算にもあるというふうにお伺いしているんですけども、貫見の吹越地区というんですか、ちょっと地区名は分かりませんが、要するに貫見地区辺りの町有林の木を伐採して道の駅に使いたいというようなことで、木というのはやっぱり乾燥に1年近くやらなきゃいけないと、そういうことで、今のうちから切ることだとは思うんですけども。やはり木材というのは、ただ切っただけでいいというものではないと思います。また植樹して、循環型、いわゆるリサイクルですね。今、例えば植えたなんていったって、木材使えるまでには、先ほども町長言われましたけれども35年以上の杉が大江町には、ちょっと忘れましてけれどもあるというような、5割ですかね。要するに60年近くかかるわけですよ。我々は、この世の中にはもちろんいないわけですけども。ですから、そういった植林に関してですけども、やっているかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今回予定しているのは、貫見と材木の間にある吹越地区というふうなところの町有林です。ここについては、わかば保育園、そして中央公民館、そういったときにも、ここの町有林の木を伐採しているという実績があります。

今の質問にあった植栽はやっているのかというふうなことなんですが、植栽はやっており

ません。自然萌芽というふうな形で雑木林に戻していくというような考え方でございます。  
とはいっても、あくまでも皆伐、全部木を切るわけではありませんので、そういった形でやっているというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 植樹はやっていないというようなことでございますが、やっぱり木を切った後には、植林するというのが普通かななんて、私の頭ではちょっとあったわけですが。例えば、私ら小学生の頃ですかね、大分昔の話になりますけれども、60年近く前の話ですけれども、本郷西小学校ですけれども、小倉山というところに学校林というものがありまして、植林に何回か行ったことがありました。何も本郷西小学校だけじゃなくて、七軒地区の学校はやっている、そうだと思いますが。ところが今は学校林というものはなくなったというふうにお伺いしております。ですから、今、あれから何十、六十年近くたったからかなりの木になっていると思うんですけれども、どうなっているかはちょっと分かりませんけれども。やはり植林事業というのはちょっと必要なのかなと思ったりしています。

昨日、伊藤議員の里山を見直そうという中で、教育長が、学校教育として、環境教育として森林と水資源を守るというようなことを言っておられますので、また地球温暖化に環境保全を図るというようなことでございます。であれば、そういう現在の小中学生徒たちにも植樹をしていただいて、森のありがたさを肌で感じていただきたいと、ちょっと思ったものですから、今、その後植樹はどうしているかというようなことをお聞きした次第です。

ところが、今やっていませんとお聞きしましたので、こういった小中学生徒たちの植樹というのは、これもできない、当然ないわけでございますので、それは質問を取り下げておきたいと思います。質問を取り下げるあれはないんですけれども、できないということですので、了解しました。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 取下げなんていうふうな言葉がありましたけれども、そういったことではなくて、私、先ほど申し上げたのは、植林というふうな形ではなくて、自然の林に戻すというふうな、自然萌芽というふうに言っているようですけれども、そういった形でやっていく方針であるというふうなことで、今、対応しているところであります。

というのは、今、学校林の話もありましたけれども、学校林、確かに宇津江議員が子どもの頃には、学校林の下刈りだとかというふうなことで、保護者と一緒になって杉を育てるための作業をしたというふうなことをよくお聞きします。これは、次の世代の学校建設のため

に、その木材を確保するというふうな意味合いでの学校林というふうなことが一番の目的だったというふうに思います。なかなか現在の木材の状況といいますか、建物を造る際の状況からして、そういったところは今までその目的に沿ったようなことで使われるというのは非常に難しい、経費的にも経済的にも、そういった事情がある中での、今の学校林の存在があるというふうなことであります。

なかなか管理も行き届かないような形でありますし、学校も元々のその地域の学校林を守る会的な組織も廃校等によってなくなってきております。その辺の管理というのは、非常に難しいものだなというふうに思いますが、いずれはそういったものも町有林で使っているような木材の使用方法として、使えるような日が来ることを考えながら、今もその部分は管理していかざるを得ないという状況だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 最後に1件だけ質問させていただきたいと思っております。

今は、町有林の話になっておりますが、町有林の面積、何ヘクタールぐらいあるのか。そして、現在までにじいろ保育園とかぶくらすとかいろんなところに木材を使ったわけですが、町有林の残り、いわゆる切った残りはどのぐらいの面積があるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 町有林の面積等については、総務課長のほうからお答えさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 町有林の面積でございますが、精度的にはちょっと自信ない部分はあるんですけども、今、町長から説明がありました貫見の御館山の先の大字材木吹越の町有林につきましては、約14ヘクタールほど、14町歩ほどの面積があります。あと、大鉢字冠木山、こちらは西川町境に接する部分ですが、こちらが約1.18ヘクタール、その手前の大鉢上の山、こちらが1.02ヘクタール、あと十八才のほうにもありまして、これはもしかして今、宇津江議員言われたものか、ちょっと分からないんですが、十八才字抜隠と言うんですか、こちらが0.69ヘクタール、それと左沢の裏山、こちらもこれは寒河江市と接するところではありますが、約9ヘクタールほどございます。それと、楯山公園周辺が、その後買収したところもあるのでちょっと正確な数字を押さえてはおりませんが、結構な3ヘクタールほどあるのではないかというふうに思っております。そのほかにも、古寺周辺近辺もあるんで

すが、こちらが約9ヘクタールほどというふうなことであります。

そのほかにも、町名義の山林は結構な面積あるかと思うんですが、それにつきましては、買収したときに地目が変わっていない部分もありますので、ちょっと精度的には自信がない部分があります。

それと、材木吹越の今回の場所ではありますが、今回伐採をしようとしている筆につきましては、そのうちの一部でありまして、約12.8ヘクタールほど土地台帳上はございます。それで、森林簿からの推測ではありますが、そういった木材の材積量的には4,205立米ほどあるのではないかというふうに思っております。

これを活用した例といたしまして、平成24年度には新規就農者用住宅でありますとか、蛍水の公民館などにも一部活用した例がございまして、そのときには545立米ほど切り出しております。平成26年度には、中央公民館の材料とするために391立米ほど切り出していると。平成28年度には、にじいろ保育園でも290立米ほど切り出しているというふうな経過がございまして、それでもまだ十分な材積量を抱えているというふうなことであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 残りどれぐらいあるのかということで、ちょっと心配というか、将来また大江町で何十年の間に公共施設物を建てる可能性も出てくるかも分からない。そういったときにまた町有林伐採をやらなければならないわけですから、そういうことでどのぐらいあるかとお聞きいたしました。今、総務課長のお話では、そこまで心配するあれはないというようなお返事でしたので、安心しました。

以上で質問、終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、宇津江雅人君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、午後からは議案調査等のために休会とします。

明日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時54分

## 令和4年第2回大江町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和4年6月10日(金) 午前10時開議

日程第 1 議第37号 令和4年度大江町一般会計補正予算(第2号)

日程第 2 請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

### 本日の会議に付した事件

日程第2まで同じ

追加日程第1 発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第37号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） おはようございます。

議第37号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款総務費は3,815万円の増額です。

1項4目財産管理費は、コロナ禍により増えているウェブ会議への対応と、様々な相談業務に対応するための個室スペースを確保するため、既存の会議室を改修するための設計委託料と、予定されている道の駅再整備工事に当たり、町有林の西山杉を活用するための伐採委託料を計上いたしました。

5目企画費のコミュニティ助成事業費補助金は、藤田区と左沢8区の申請が採択されたため、2件分を計上したものであります。

7目公共交通対策費は、左沢線開通100周年を記念して作製したグッズが大変好評で完売し、今後も、夏祭り大会等での販売も見込めることから、追加で作成するものです。

8目移住定住促進費は、感染対策と両立した経済活動の再開により、首都圏などでの移住セミナーを実施するための経費を追加しました。

12目臨時特別給付金事業費は、国の経済対策であります。令和4年度に、新たに住民税非課税世帯等となった世帯に10万円を支給するもので、令和3年度の受給世帯を除いた200世帯分を計上しております。なお、返還金は令和3年度に概算交付を受けていた歳入の精算になります。

7ページをご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの交付推進を図るため、さきの左沢線100周年イベントで好評をいただいた出張申請を今後も行っていくに当たり、新規申請者に対しての記念品を贈呈するための費用になります。

3款民生費は414万7,000円の増額です。

2項1目児童福祉総務費は、これも国の経済対策になりますが、低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を給付するもので、70人分の給付金と事務経費を計上いたしました。

4款衛生費は806万5,000円の増額です。

1項2目予防費は、60歳以上の方などに対する4回目のワクチン接種経費のほか、ウイルス検査委託料の追加は、お盆や年末年始の帰省シーズンなどの際に、ふるさとに安心して帰省できるよう、抗原検査キットを無料で利用できるようにするものです。また、町民が無料で利用できるPCR検査費用についても、予算執行状況を踏まえ増額をいたします。

8ページを開いてください。

4目保健センター費は、保健センターのトイレを改修するための設計委託料とエアコンの更新工事費となっております。

6款農林水産業費は757万円の増額です。

1項5目農地費は、楯山ため池の堤体の漏水調査委託料と工事請負費については、国の予算が前倒しで措置されたことに伴う用途を失った農業用ため池を廃止する工事費などであり、ます。

8目農地利用調整事業費は、農地集積・集約化等の活動を効率的に行うため、タブレットを導入する経費を計上したものであります。

7款商工費は1,331万6,000円の増額です。

1項3目観光費は、今年の冬の豪雪で損傷した柳川温泉の屋根等の修繕料を追加するほか、看板商品創出事業委託料は、観光庁の補助を受け、温泉と食、体験メニューをセットにした看板商品をつくり出し、交流促進を目指すものであります。また、夏まつり大会負担金の追加は、感染症対策として密を避ける目的もある花火のライブ配信と広告宣伝の費用を追加するものであります。

9ページをご覧ください。

8目土木費は282万円の増額です。

4項2目公園費は、小漆川公園のトイレとパーゴラの修繕料で、5項2目住環境整備費は、住宅等のリフォーム工事を行う際に、感染防止対策を講じる部分について、20万円を限度に支援するものであります。

10款教育費は1,908万2,000円の増額です。

2項1目小学校管理費及び3項1目中学校管理費の消耗品費と施設用備品購入費の追加は、感染防止対策を強化するため、国の補助を受けて物品等を購入するものとなります。学校給食支援事業費負担金の追加は、物価高騰による給食費単価かかり増し分の負担と4月から小学校給食費につきましては、全学年で半額支援としておりましたが、今年度限りの措置として7月以降は半額の支援を全額に拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。施設維持修繕等工事費の追加は、旧七軒東小学校の電気設備が豪雪の影響で故障しているため、修繕をするものであります。

10ページをお開きください。

4項5目文化財保護費は、百目木地区の治水対策に関連して、文化的景観にも配慮して事業を進める必要があるため、当該地区の模型を製作する委託費を計上しました。文化的景観整備事業補助金の追加は、豪雪と3月に発生した地震で被害を受けた文化的景観の重要な構成要素となっている波切不動を修繕するための補助金となります。

5項2目体育施設費は、昨年度資材調達の見通しが立たず断念しました体育センターの火災報知設備の更新と2階更衣室のボイラー更新などの工事費を計上したものであります。

10ページ下段からの11款災害復旧費は475万円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、融雪により被災した町道月布大鉢線の復旧に要する経費

を追加しております。

2項2目林道施設災害復旧費は、林道長畑線で発生した2か所の災害のうち、手前側の柳川温泉側の復旧に向けた測量設計等委託料を計上したものであります。

4ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

国庫支出金、県支出金、諸収入、いずれも歳出予算の特定財源となるものであり、その他不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当しております。

以上が、令和4年度大江町一般会計補正予算（第2号）の主な内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第37号の質疑を行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ページ数が、6ページで一番上の財産管理についてお伺いいたします。

町有林の伐採ということになっていますが、この前も町有林からかなり木材を出したということで、だんだんとやっぱり山から出してくるのにかなりかかるんじゃない、大儀になっているんじゃないかなと思われま。

そこで、恐らく伐採して道路を造りながら、恐らく出すんだと思いますが、ここに置いている430万円というのは、例えば伐採して、製材所まで持っていくまでの費用なのか、それとも山から出してあそこの道まで出すぞという費用なのか、お伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 町有林伐採業務委託料についてお答えいたします。

この内容につきましては、材木、吹越地内の町有林から伐採をするものであります。そこにつきましては、平成24年度に県の補助事業を受けて、作業路も開設しております。

また、そこまでも林道が通っておりますので、そういった伐採の際の手間暇はさほどかからないのではないかとこのように思っております。

この予算につきましては、伐採しまして、町内の製材所に運搬する費用というようなことで計上させていただいております。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

中に作業道ができているということなんで、それは分かりますけれども、俺も現場ちょっと見てみないと分からないけれども、この前作業するために切った道路であって、これから今度木を出すという、またそこから道路を造るとかって、今の出し方ですとやっぱり道路

を造りながら切り出すという方法なんですよ。だから、俺も現場見てないと分からないんですけれども、果たして道路造らないんで、ただ木を出すだけで大丈夫なんですか。例えば、要するに量的にも。道路に出してすぐ上げるという状態なんですか。その辺をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 前回もですね、その作業路を切ったときに、間伐材を搬出したわけではありますが、その際も全伐したわけじゃなくて当然残っている杉もあります。その作業路沿い以外でもですね、さほど伐採には手間がかからないような、条件的にはいいところでもありますので、その辺のかかり増しといいますか、新たに作業路を切る必要はないのではないかというふうに思っているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

同じく6ページの、ただいまの伊藤議員の質問と同じなんですけれども、これにつきまして、二、三件お伺いしたいと思います。

ただいまの答弁では、町内の製材所へ伐採して持っていくというようなことですが、まあ道の駅のイメージ図を見ましたら、かなりの木材が必要になるんじゃないかと思えます。それで、概略何本、50本とか60本とか、どのぐらいの数量、木材を切るのか。それと製材所運搬ということですが、町内には3か所だったと思えますよね、製材所があります。この3か所の製材所、どういうふうな分け方というか、1か所の製材所に全部持っていくものかどうか。私の記憶では、ぷくらす中央公民館建築するときには、本郷西小学校の下のグラウンドですね、あそこに一旦切ったやつを持っていきまして、そこでしばらく乾燥させておったように思います。約1年間、乾燥かかるわけなんですけれども、その2件ほどについてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

量につきましては、この予算計上するに当たりまして400立米ほどを想定しております。これを石に直しますと1,440石というようなことに、大まかな見積りですが、なります。

一石というものがどういった量かということ調べてみますと、丸太である場合、直径が26センチで長さが4メートルというのが、そういった見方もあるというようなことで、そうした材がですね、1,440本というようなことになるかと思えます。

あと、切り出した後でありますけれども、今回につきましては、あくまでも伐採業務委託

料でありまして、こちらはその伐採業者を示しての入札を考えております。その後の製材費用については9月補正で計上させていただく予定でありますので、ちょっとまだ現段階ではお答えできないということになります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） まだ入札前でございますので、そういう答えもできないかと思いますが、できましたら、町内の業者の林業関係の業者のですね、地域活性化のためにも、なるべく利用していただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、8ページからお願いします。

商工観光費の中の委託料の看板商品創出事業委託料740万円、これの内容についてちょっと課長から説明あったんですけども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

あともう1点、下の負担金補助金のところの夏祭り大会負担金追加400万円ということで、先ほど課長の説明にはライブ配信って話が出てきましたけれども、ライブ配信は当初からの予算の中に組み込まれていたものと思っております。その中で、なぜここにまたライブ配信の予算が追加になったのか、これは去年のライブ配信を見ますと、非常に、言うてはいけませんけれども、ちょっと出来の悪いというか、定点で花火が上がっているのも映らなく、花火の音だけが聞こえるとか、そういうふうなちょっとあまりユーチューブを見ている者としてはちょっと物足りないような配信だったと思います。

そこで今回は、また去年と同じ業者を使うのか、それとも新たに新しい業者を選定しているのか、どのような感じでその業者を委託するのか選ぶのかも併せて教えていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） まず、1点目の看板商品の関係のことではありますが、先ほど詳細説明にもありましたけれども、今回の業務としては、温泉と食と体験をセット化して旅行商品をつくって、看板商品にしていきたいというようなことでの旅行商品の造成の関係の経費であります。

大手の旅行会社さんとの連携をしながら、体験プログラムをつくったりとかですね、旅行プランモニターツアーをして、改善点があれば改善をしながら、看板となる商品をつくっていきたいと思っているところであります。

あと、夏まつり大会の400万の関係でありますけれども、コロナの交付金が頂けるというようなこともありますので、そういった財源を利用させていただいて、コロナ感染の拡大防止というようなことでの周知も図りつつやっていくということで、補助の対象になるというようなことにありますので、その財源を用いてライブ配信と新聞テレビ広告の宣伝PR経費ということで補助対象にさせていただいて、今回400万円の追加をさせていただくものであります。

あと業者に関しましては、さきの夏まつり実行委員会の中でもまあご質問がありまして、昨年度のライブ配信業者のほうに同じなのかというようなご質問もあったわけでありましてけれども、今回についても実行委員会のほうでは、同じ業者というようなことで考えておりますけれども、昨年の反省点を踏まえて、よりよいライブ配信となるよう今、研究を進めておりますので、そんなことをご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

最初のほうの看板商品創出事業委託料に関してですけれども、740万円という大金を投じて、観光業者というかそういうところをお願いするというような話で理解、今しました。

ただ、740万円、温泉と食を使ったということは、公社でできる仕事じゃないかなと。740万円を使ってやるのであれば、740万円以上のお客さんを町に誘致できるということの計算で、こういう事業を考えているのか、そのところお聞きしたいと思います。

また、ライブ配信についても、コロナ創生の金が来たからといって、以前には多分入っていたものをここでまた組替えをするのか、そういう形で400万円の中でPRということになるという話だと思うんですけれども、その中で補助金が入ったからということじゃいいんですけれども、ただ、ライブの配信に関しては、やはりその今年発注する業者に対して、去年のいわゆる配信のどこが駄目だったかとか、今年はどういうふうにする、何をどういうふうにするというものをきちんと出してもらって、納得した形でやはりやっていただきたいと。また、今年の花火大会に関しては、ほぼフルスペックというか、平年どおりの花火大会を行うということなので、果たしてそのライブの放映が必要なのかということも、やはりもう一度しっかり考えていかなければならないような予算ではないかと思うんですけれども、課長どうなんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 看板商品の関係につきましては、産業振興公社もあり得るの

ではないかというようなお話がありましたけれども、先ほども言ったように、今回は温泉と食というような、あと体験というようなテーマでやっていくものですから、当然ながら産業振興公社も巻き込みながらやっていきたいというような予定をしております。

あと、740万円というような高額の予算というようなことで、財源的には観光庁からの補助ということで、620万円の補助、実質、町の持ち出しとしては120万円というような予算組みの中でやっていくわけですがけれども、それなりの効果の人数が来られるのかというようなことですがけれども、事業としては単年度でありますけれども、これがずっと続いて誘客拡大につながるように旅行会社とも連携を引き続きですね、今年度限りではなくてずっと続いていけるような取組にしていきたいと思っておりますので、単年度で人数がそれだけ上がるのかと言われるとちょっと厳しいところはありますけれども、今後の事業展開を含めた中で、その旅行業者との提携、連携というようなことではいいことではないのかなと思って、誘客拡大、交流人口の拡大に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

あと、夏まつりのユーチューブのライブ配信のことではありますけれども、今、業者さんとも何回も打合せをしている段階であります。去年の内容を、ちょっと反省点を踏まえてやっていきたいと思っておりますけれども、あとやる必要があるのかというようなこともありますけれども、大江町に来られない方もいらっしゃるかと思います。例えば、東京おおえ会の方なんかは地元東京のほうにいて、こちらのほうに来られないということでは、インターネットを通してライブ配信が見られるというようなこともあろうかと思っておりますので、それはそれとしてやっていけば効果があるのかなと思っておりますので、ライブ配信は行っていきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、看板商品のところに関して、国から補助金が六百何がしが入るといことで話が出ましたけれども、国から補助金が入るからといって、これいいのでないかという考えというのは、やはり今の世の中ではちょっと古いんじゃないかと。やはり、国からそれだけのお金をもらってやるのであれば、きちんと、今年度どのぐらい町のほうで誘客ができるという数字をはじきながら、やはり事業というものを組んでいかないと、単年だから来年からの誘客を見込める、そういうのでは課長、ちょっとうまくないのでないかなという考えがすると思っておりますね。やはり、せっかくそういうものをして、温泉と食、体験というものを結びつけるのであれば、今年度どのぐらいのものが見込めるか、そういうものに対して、町の税金も使いながら事業を考えていくというのが本来であると思うので、その

辺のところ、もう一度説明をお願いしたいと思います。

またあと、ライブとかユーチューブって、ライブどっちでも同じだと思うんですけども、そこに関して、本来であればこれは多分入札なのか随契なのか分かりませんが、今回はかなり金額も上がっているんで、本来であればそういう業者の中で入札をして、いわゆる経費を抑えながら、去年よりいい映像が流れるようなことを考えていかなければならないと私は思うのでありますが、課長はその辺どう考えますか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 補助金があるからいいのではないのかというようなちょっと捉え方をさせていただいているようなんですけれども、私個人としては補助金があるからいいのではないのかというようなことは、ちょっと言ったつもりではありませんので、やっぱり補助金といえども、やはり私どもが払っている税金から来て補助金になってきているわけですから、皆さんのお金を頂いての事業執行ですので、大切に使用させていただきながら、町の交流人口の拡大に向けて大切に使用させていただきたいというような気持ちでありますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

あと今年度の誘客の問題ですけれども、今年度のその看板商品の関係ではですね、一応目標数をつくっておりますけれども、一応モニターツアーというようなことでは、ちょっとお待ちください。モニターツアーについては、すみません、数字的にはありますけれども、一応目標数値を設定させていただきながら、今年度の誘客についてはきちんと目標を定めてやる予定をさせていただいております。

あとは、夏まつりのユーチューブの発信でありますけれども、いろんな業者さんがあることは承知をしておりますけれども、昨年度の業者さんとも一回やってみてのこの今回改善をしながらやっていきたいなと思っておりますので、そこはご理解いただきたいなと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

8ページ、今の商工、7款1項3目の中の一番上、10の需用費修繕料追加191万6,000円についてお伺いしたいと思います。

以前ですね、浄化センターの屋根の雪害があったときに、保険適用がなるのかという質問があったというふうに記憶しているんですけども、今回はこの適用なるのかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 今回の修繕料については、雪害での修繕というようなことで、建物の保険に入っていますので、それは保険で適用になるということになっておりますので、そういう手続を今後していきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

適用になるということで、使えるものはちゃんと使ってというふうをお願いしたいと思っております。

もう一つ質問させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） はい。

○3番（藤野広美君） それでは、11ページになります。

10ページと11ページにまたがってだと思っておりますけれども、11款1項土木施設、1目土木費の中の委託料100万円、測量設計等委託料追加100万円ということと、その下ですね、復旧工事費追加300万円というふうなことについて、もう少し詳細、詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 10ページと11ページにまたがります土木施設災害復旧費になります。

測量設計については100万円、災害復旧工事費としては300万円の追加でございます。

こちらについては、融雪の際にちょっと道路、町道ののり肩の部分が崩れているというような状況で、延長としては7メートルぐらいの復旧工事というようなことで考えておりますが、崖部、ちょっと沢に近いところで、高さ的にもあるというふうな状況の箇所になります。

こちらについては、議決いただきましたら測量設計を進めまして、規模的にはそれほど大きくございませんので、雪の降る前までには完了させたいなというようなことで、工事のほうの復旧を進めていきたいと考えております。

場所については、月布と檜山の間から北側のほうに入っていきます町道月布大鉢線という町道になっておりますけれども、割と入っていったからの場所になります。幅員としては2メートルちょっとある道路になりますが、あそこののり肩が崩れているというような状況になります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

この連休前ですけれども、地区の方からいつも山菜の時期にここを通過して採りに行けるんだけれども、今年、災害があつて雪も多くて行けないんだというふうなこともお聞きしているんですけれども、今後、工程とか工期完成とかの時期が決まりましたら、地区の方にも説明をお願いできたらなというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 十分、地区の方、通りたいというような気持ちもおありかなと思います。工法等決まれば、業者のほうの発注というふうなことにもなってくると思います。工期についてもある程度その段階では見えてくるかと思しますので、その旨、区長さんなり、地区の方のほうのお知らせというようなことで進めさせていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 今の質問にもありました7款商工費、8ページか、観光費の需用費についてであります。詳細説明で、豪雪で柳川温泉の屋根の軒先が折れたということですが、この原因というのは、雪下ろしをしなかったために屋根の軒先が折れたとそういうふう判断してよろしいでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 修繕料の件でありますけれども、柳川温泉については、雪止めがないので基本的には全部雪が落ちるというような構造にはなっているんですけれども、一部屋根の勾配の関係で集まる部分がありまして、そここのところの屋根の軒が折れてしまったというようなことがありまして、早めにそういったところについては対処して、雪を片づければよかつたわけでありまして、ちょっとその部分が適切に処理なかつたというようなこともあつて折れてしまったというのが原因かなと思いますけれども、今後はそういったことのないように指導していきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 今雪止めがないというのだから、下のほうも片づけないとそういうふうによつぱりやられますので、よつぱり小まめに徹底して点検して、除排雪していただければなというふうに思います。

それから、6款1項5目だ、農地費の工事請負費、ため池廃止工事、これも詳細説明で

用途を失ったということでありませけれども、まず場所はどの辺のため池なのかなということをお願いしたいと思いますけれども、それで廃止するに当たってのその工事ですね、具体的にどういった工法で廃止していくのかと、なかなかいろいろと難しいんですね。この廃止のいろいろやり方がありますね。そういうことで、そこら辺ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、ため池廃止工事ということで、工事の場所については2か所予定しております、1か所が藤田、もう1か所が堂屋敷の現在使用していない、今後も使用する見込みのないため池ということで廃止をしたいというふうなことで、今回の工事費については、その1か所分についてというふうな計上でありますけれども、工法につきましては、現在、測量設計のほうをやっておりますので、その結果を見てというふうなことにはなろうかと思いますが、貯水機能をなくして、その影響を受ける水をずっと水路等に流れるような工事になろうかと思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） なかなかダムの堤体をV字型に切っていくのかなというふうに思いますけれども、今度水を流すためのこの堰とかいろいろあると思うんですけども、この工事は地元負担というのはいないんですかね、これ。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 地元負担はなくて、国の補助あと一部は町の単費ということになります。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6ページの財産管理費の中の会議室改修工事設計業務委託料69万3,000円があるわけですが、説明ですと、リモートをやる首長会議等々で頻繁になっているリモートの関係で、部屋を改修するんだと、既存の部屋を改修するというふうなことで設計の委託料だというふうに説明を受けたわけですが、場所はどこにするのか。あと設計委託料があるんだけど、工事費がないですね。工事しないで設計業務だけやるのかな、なんという予算だと思うんですが、その辺をお聞きしたい。

それから、教育費の中の10ページ、10款5項2目体育施設の工事請負費362万4,000円というふうなのが計上されておまして、説明ですと、消防関係の消火栓だったか消火施設だか分からないけれども、それが何ていうかな、前々から指摘を受けて、そして今回設置する費

用を計上したというようなことですが、消防関係の施設等々について、毎年消防の点検があるというふうに理解をしているんだけど、それで指摘を受けても今までやらなかったと、当初でもみなかったと。6月になって初めて、繰越しの予算があるから計上したみたいな説明なんですけれども、行政に、なお施設を管理する立場の方々について、消防法の指摘を受けた段階で速やかに対応すべきというふうに思うんだけど、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 会議室の改修工事の設計業務委託料であります。場所につきましては、1階のトイレ奥の101会議室を予定しております。現状、和室になっておりますが、内容的には書類の封詰め作業でありますとか、そういった作業部屋兼物置みたいな状態になっているものですから、そちらを今の相談コーナーが、かつて健康福祉課の子育て支援係のところにあったんですが、それが今なくなったものですからそこを改修しまして、2つの相談室とあとウェブ会議用の専用部屋というようなことで、3つの空間に区切って活用していきたいというふうに考えているところであります。

今回は、設計業務だけの委託料を計上しておりますが、工事費につきましては、できれば9月補正に計上させていただいて、令和4年度中なるべく早く完成をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 10款5項保健体育費の中の体育施設費、ご指摘いただきました消防施設の改修工事につきましては、内容といたしましては、体育センターの火災報知器を改修するものでございます。ご指摘いただいたように、速やかに対応すべきではないかということだったのですが、速やかに対応すべく令和3年度、昨年度の当初予算に上げていたところですが、世界的な半導体不足に加えまして、火災報知器の茨城県にあります工場が火災によって被災したというような情報が入りまして、メーカーのほうからいつ、その火災報知器入るか分からないというような情報がございました。

令和3年度におきまして、繰越明許をさせていただこうかなと思ったのですが、業者打合せする中で、いつで工事入るか分からないということで、令和3年度については、予算落とさせていただいたところですが、このたび、きちんと工事ができるよというふうな情報が入ったものですから、6月に計上させてもらったものでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ウェブ会議とか、いろんな会議について、101会議室をお貸しするんだというふうな中での設計業務、そして工事費については、9月補正というふうな説明をしたわけですが、早急にウェブ会議対応の部屋というふうなものが必要であるならば、やっぱり今回の補正とか、あるいは次期7月にあるみたいなのわさですが、その中で対応するというふうな形の中で対応すべきでないのかななんて思ったりしていたんですが、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、やっぱり火災報知器が半導体の関係で入らないというようなことでの3年度から落したと、そして4年度も落したと。それで、このたび、めどがついたというふうなことでの補正予算だというふうにお聞きしましたけれども、そのめどがついたというのは、すぐ対応できるというふうな考えで予算計上したのか。要するに、少なくとも7月中には完成するんだというふうな理解でよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 設計委託料につきましては、今回お認めいただければ、すぐに入札をかけたいというふうに思っております。

やはり、その設計が出来上がるのにもやっぱり時間を要しますし、すぐ発注したとしても、数か月かかるのではないかというように思っております。

7月の臨時議会のほうでというお話でありますけれども、そちらのほうの取りまとめなんですけれども、その要求書の提出期限が近々6月17日に設定しておりますので、ちょっと間に合わないというようなことで、工事については9月補正で計上させていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

まず、今現在の火災報知器の状況を申し上げます。

予算計上させていただきましたが、今現在、壊れて作動しないというものではございません。消防の指摘によって体育センターができたときからの火災警報器ですので、部品がないということで、部品が1つでも欠けてしまうと作動しなくなるというような指摘を受けての予算計上でございます。

ですので、今現在は正常に作動しているということを、まずご理解いただきたいと思います。

す。その上で、その基盤を丸ごと交換させていただくわけですが、その工事の期間動作しない期間があつてはいけませんので、なるべく早く契約をさせていただいて、速やかに工事をさせていただきたいというふうな考え方でございます。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 先ほどの関野議員の関連にもなるんですけれども、所管でありまして、昨日説明も受けたところであるんですけれども、観光費の中の看板商品創出事業委託料この件についてなんですけれども、私ちょっとぴんとくるところありまして、家に帰って調べてみたんです。

この観光庁の地域独自の観光資源を活用した地域に稼げる看板商品の創出事業、受付期間が令和4年3月30日から4月15日、補助率500万円までの定額10分の10、500万円を超える部分については2分の1、補助上限額1,000万円という内容の中からのものでありますか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 多分、それと同じだと思うんですけれども、一応、補助の名称がですね、観光庁の補助金の名称としては一番大きなタイトルとしては、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱というような要綱がありまして、その中の一つとして看板商品をつくっていくというようなメニューがありまして、そういう枠組みの中での補助になっておりますので、ちょっと私もどこから情報のものか、ちょっと分かりませんが、多分同じものかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 実はですね、先週の土曜日、補助金に対する勉強会に行っていました。その説明する方は、その中のプロフェッショナルでありまして、すばらしい補助金がいっぱいあるんですね。昨日家に帰ってみまして、この補助金の勉強を受けたときに、令和3年度もあつたみたいなんですけれども、2次事業で米沢、上山、戸沢の3つぐらいしか2次で受けていないとか、とにかく、いっぱい補助金がある中で、頑張つて手を挙げなければならないんじゃないかというふうな講演でありました。

それを聞いて、昨日説明を受けた中であれ聞いたことあるなと思って、家でちょっと考えてみたんですけれども、多分これだと思うんですけれども、これに該当しているんだな、びっくりだなというのが本音でありまして、一生懸命補助金を探していただいたりして取り組んでいらっしゃるんだなと思って、まず敬意を表するところであるんですけれども、そのほかに何でしょう、いっぱいあるんですね。その方いわく、山形県は10番、最後のほうから、

それだけ手を挙げないというようなこともおっしゃっていました。がゆえに、手を挙げて補助金をバンバン取っている自治体は西のほうが多いとかね、何か言ってありましたけれども、まず、今回はこれに該当しているのかなと思っておりますので、どこから財源を持ってくるかとか、いろいろなる中で、いろいろ取り組んではいらっしゃるんだなというふうなことを思いましたので、これからもぜひ、いろいろ目を配り、我々もこういうようなものがあるというふうな気づいた時点で申し上げたりして、なるべくお金をたくさんもらって、何かを起こすということで、言っていただきたいなと思っているところで質疑させていただきました。以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 10ページの教育費の中学校費の学校給食費の追加81万9,000円というふうな中で、食材というかな、高騰による負担金が増になったというふうな説明があったわけですが、学校給食の単価というかな、いわゆる1か月の単価が、例えば5,000円なら5,000円というふうな中で、逐次物価高騰、食材が高騰したときにはこういうふうな形の中で、給食費の材料費を上げるというふうな、この給食費の年間契約というかな、保護者との契約の中で、そういうふうな定められているのかどうか。要するに、食材が下がったときは減額するというふうになるのか、あるいはテレビ等の報道によると、まあ非常に食材が上がったんだけど、管理栄養士あるいは給食に携わる人たちの工夫によって、何ていうか、栄養にバランスを取りながら、その決まった金額の中でやりくりしているというふうな報道もなされているわけですが、大江町の場合は、潤沢に上がった場合はそれなりにもらえますよ。下がった場合は返しますよというふうになっているのかどうか、お聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

大江町の場合ですけれども、今年度、小学校のほうの給食単価290円、それから中学校の1食当たりの単価は330円ということでさせていただいております。

それぞれ当初予算で食材が値上がりしているのですが、小学校は10円、それから中学校は5円給食費を上げさせていただいたわけですが、ここにきて、物価高騰の折、それでは間に合わないといいますか、間に合わせることはできるんですけども、子どもの栄養のことを考えると、それでは足りないだろうということで、このたび、値上がりした分を上げさせていただくというこの予算でございます。

それにつきましては、この単価、今申し上げました単価に関係なくといいますか、保護者から頂くのは、あくまでも中学校の場合は330円、その値上がりした部分は町で今回持とうということで、今回の予算を上げさせていただいたものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 町で負担するというふうなのは、簡単と言えば簡単、保護者の手を煩わせないというふうなことで、まあいくんだというふうに思うんだけど、でも基本的に先ほど言ったような感じの栄養士と給食に携わる人の連携の中で、何とかやりくりしていきましょうやというふうな考えはないんですか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

何とかやりくりしていこうという形の中で、ここまで進んできたわけですが、それではとても追いつかないと。先ほども申し上げましたけれども、単価の中ですることは可能でございます。

例えば、おかず4品あるところを3品に減らすというような給食の提供はできるかと思えます。ですが、子どもの栄養を考えた場合に、それでよいのかということで、このたび値上げ分を町で持たせていただきたいということでお願いしているものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 1件お願いします。

ページ、10ページ、10款5項4目の委託料、調査研究委託料追加とございます。

これは文化財保護の調査ということだと思えるんですけども、どういった内容で調査をやられるんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

10款4項社会教育費の中の文化財保護費でございますけれども、調査研究委託料の追加につきましては、今現在、最上川百目木地区に堤防を造るということで、国交省と建設課のほうで連携しながら進めているかと思えます。

それに対しまして、あそこ文化的景観の保護地区になっておりますので、築堤した場合に景観にどのような影響を与えるのかということ、きちんと調査すべきだろうということを文化庁のほうから指摘を受けております。

ですので、調査機関といたしましては、法政大学の開発研究センターというところに委託

して、模型をつくっていただくというようなことを考えております。百目木の正確な模型をつくって、ここに堤防ができた場合に、こういうふうに見えるだろうということを、住民と共に考えて、コンセンサスを得ながら進めていくべきだということで、上げさせていただいたものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

模型をつくるということで、文化的景観に与える影響のコンセンサスということで、この模型、例えばつくっていただいて完成したらどこに飾っておくというのはおかしいですけども、置き場所ですね。どこに置いておくのか、それともそれと国交省、山形河川事務所が担当しておられると思いますが、この国交省の方とのその調査連携というか、調整というんですか、そういったものもお話は、できているということでよろしい、できた上でこういったことをやるというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

まず、模型につきましては、国交省が住民に対しまして説明会というものを予定しているというふうに聞いております。ですので、その築堤の説明会の折に、文化的景観の側からも住民に説明できるような形で、例えばふれあい会館でしたら、そこにその模型を運び込んで景観のほうも一緒に考えていこうというようなことで考えております。

その後は、せっかくつくった模型ですので、公民館などに展示にしてこういうふうに見えるんだよというふうなことを、町民の皆様にお知らせできればなというふうなことで考えているものでございます。

それから、国交省との連携が取れているのかということですが、うちのほうで文化的景観の委員会ということで芸工大の教授であったり、先ほど申し上げました法政大の先生であったり、様々な方から協力をいただいて進めております。その中で、国のほうとのつながりもございますので、そちらのほうで打合せをしながら進めているというような状況でございます。

○議長（菊地勝秀君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第37号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

#### ◎請願第1号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願を議題とします。

請願第1号について、産業厚生常任委員会委員長より審査結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○産業厚生常任委員会委員長（毛利登志浩君） おはようございます。

請願審査報告を申し上げます。

請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について。

審査の経過でございますが、令和4年第2回定例会で付託されました本請願について、6月9日産業厚生常任委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、本委員会は、全会一致で採択すべきというふうな結論に至りましたので、報告いたします。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 請願第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について、委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） はい。

○6番（毛利登志浩君） 意見書提出の発議をしたいと思いますので、議事日程に追加してお取り計らいをよろしくお願いします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（菊地勝秀君） ただいま毛利登志浩君から発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出のあった議案1件を追加日程として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についての件を追加日程として議題とすることに決定いたしました。

議案書配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 追加日程第1、発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） それでは、提出者の説明を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてでございますけれども、先ほど書記が朗読のとおりでありますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これもちまして、令和4年第2回大江町議会定例会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年1月7日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 土 田 勵 一

署 名 議 員 橋 本 彩 子